

たいと思います。

自作農維持資金の再建整備については、特認限度額を八百五十五万円から一千五百万円に引き上げられることになつております。しかし、六十年度予算を見ますと、資金枠を見れば五十九年の二百五十五億円から三百六十五億円へとわずか十億円の増額では、経営再建に必死に努力している農民の期待にどうこたえようとしているのか、全く理解に苦しむのであります。

次に、土地改良事業の補助融資についてであります。水田の面積は五十八年末まで全国九千一百億円を超えており、北海道では一千三百十六億九千円を超えております。近年、土地改良事業費が高くなつております。水田の面積整備事業を例にいたしますと、五十年ごろは十アール三十三万円程度であつた事業費が現在では百万円になつてゐる地区もあります。十年間で三倍近くになつた理由はいろいろあると思いますが、もう少し事業費が安くならないか、そして六・五%の金利は経営負担となつていますので、大幅に引き下げていただきたいと思います。

以上、北海道農業の現状と農業金融について申し上げましたが、構造政策では優等生の北海道農業が今や借金王國になり、借入金の返済をしながら果たして自立できるか、非常に難しい局面に立たされているのであります。北海道農民連盟といたしましては、北海道農業の安定的な発展のために、五十年、一分の資金創設を長年にわたつて訴え続けてまいりました。この資金制度があれば今までのよきな借金王國にならなかつたと思うと残念でなりません。さらに、昨年からは借金をこれ以上やさない対策として、組合員勘定の自主的管理の実践と組合員勘定利息の1%引き下げを各農協に要望し、組勘利息の引き下げで經營改善の意欲を盛り上げようと努力を続けています。

私たち北海道農民は、今後の農業政策に強い関心を持つております。五十七年八月に農政審議会が農林水産大臣に提出した「八〇年代の農政の基

本方向」の推進について」と題する報告の中で、

農業構造の展望として、北海道では稻作主業へヘクタール程度、酪農牛三十五頭、耕地三十五ヘクタール程度とし、さらに中核農家の作付規模拡大として、水田十から二十ヘクタール、畑地面積十から四十ヘクタール、酪農三十五頭、耕地面積三十五ヘクタールと想定しています。そのような方向に向かつて構造政策が進められることが今後の農政の政策課題であると考えるならば、この推進には多くの農民の犠牲と困難が伴うことは必ずあります。融資額は五十八年末で全国九千一百億円を超えており、北海道では一千三百十六億九千円を超えております。近年、土地改良事業費が

か、明らかにしてほしいと思います。

さらには問題なのは、六十五年生産目標をどのように対策しようとしているかであります。貿易摩擦の解消のためにさらに農業生産抑制を続けようとするのかどうかであります。これ以上の生産抑制は日本農業の崩壊であると思います。

中曾根内閣になつて三年で農林予算は約四千億円減額されました。逆に、防衛予算は五千五百億円の増であります。来年度も農林予算は減額されるのか。金融三法、農業災害補償法、農民年金法の改正は、臨調行革、財政再建の推進のために提案されており、今後されるものと思います。農業金融制度は各般にわたら農業政策の総仕上げでなければならぬと考へてあります。今回の改正は財政負担を長期展望に立つて削減しようとする臨調行革方針のもとで見直すとするものであつて、三法改正に賛成することはできません。

我が国農業と農村の限りない発展に資する前進的かつ抜本的な農業政策の確立と金融制度の創設を強く要望いたしまして、私の意見開陳を終わらせました。

ありがとうございました。（拍手）

○今井委員長 ありがとうございました。

次に、須佐参考人にお願いいたします。

入広瀬村土地改良区理事長須佐昭三であります。

なお、入広瀬の村長の職にもなっています。

本日は、当委員会にお招きをいたしました、意見の陳述の機会を与えていただきまして、

意見の陳述の機会を与えていただいたことを光榮に存じます。

地域の活性化を図り、農業の生産性を高め、若者定住条件の整備、そして何よりも山村の集落の崩壊を防ぐために地域住民全体会が真剣に努力をしないであります。私が必ずしも賛意を表するものではありませんが、その方向の中で農業金融諸制度が果たす役割をあり方などどのような内容のものであるか、明瞭にしてほしいと思います。

さらには問題なのは、六十五年生産目標をどのように対策しようとしているかであります。貿易摩擦の解消のためにさらに農業生産抑制を続けようとするのかどうかであります。これ以上の生産抑制は日本農業の崩壊であると思います。

中曾根内閣になつて三年で農林予算は約四千億円減額されました。逆に、防衛予算は五千五百億円の増であります。来年度も農林予算は減額されるのか。金融三法、農業災害補償法、農民年金法の改正は、臨調行革、財政再建の推進のために提案されており、今後されるものと思います。農業金融制度は各般にわたら農業政策の総仕上げでなければならぬと考へてあります。今回の改正は財政負担を長期展望に立つて削減しようとする臨調行革方針のもとで見直すとするものであつて、三法改正に賛成することはできません。

我が国農業と農村の限りない発展に資する前進的かつ抜本的な農業政策の確立と金融制度の創設を強く要望いたしまして、私の意見開陳を終わらせました。

早速、資料によつて順次申し上げたいと存じます。お手元にこのような表紙の資料を差し上げてございます。「若者定住のために農業基盤整備事業の実施とその負債整理援助施策について」であります。

まことに至つたものと考えられる次第でござります。この点、深く敬意と感謝の意を表する次第でござります。

これまで申し上げたいと思いまして、全

国には私どもと類似する地域も多いと存じます。

すなわち、山間不遇の農村地域でも、地域全体の真剣な対応と取り組みによつては、農林関係の各種の援助融資制度が充実強化され十分に諸制度の適用が可能となつてしまひましたことが、今日の

ごとく山村地域農業基盤の整備が飛躍的に実施されています。この点、深く敬意と感謝の意を表する次第でござります。

まずもつて申し上げたいと思いまることは、全国には私どもと類似する地域も多いと存じます。すなわち、山間不遇の農村地域でも、地域全体の真剣な対応と取り組みによつては、農林関係の各種の援助融資制度が充実強化され十分に諸制度の適用が可能となつてしまひましたことが、今日の

ごとく山村地域農業基盤の整備が飛躍的に実施されています。この点、深く敬意と感謝の意を表する次第でござります。

戦後の荒廃した農村の中で、昭和二十六年に新農村計画といふものを立てました。そして当時、本当におながく腹いっぱい御飯を食べたい、こういうふうな悲痛な願いのもとに村民が開拓政策に取り組み、當時三百俵の米をようやく供出しておつた農村が、現在は一万一千俵余の米を出荷するに至りました。

「豊かな村造りへの提言」と題する行政基本構想をまとめ、五十二年が「發展と調和へのビジョン」と進み、さらに五十五年、若者の住まいする

村をつくりたい、そのため何をなすべきかといふことについて真剣な取り組みをいたしました。

その施策は、まず若者の定住を図ろう、そして

どの町、どの村よりもすぐれた福祉の里をつくるよう、そして山村であつても都市並みに生活できるような環境をつくる、このような三つの行

政目標を定めまして、諸施策の推進を図ったのであります。特に、福祉の里の問題では、福祉憲法ともいべき社会福祉条例を制定し、あるいはまた、都市並みの生活環境のためには、農林省の補助事業による下水道の整備等を進め、昭和六十五年には全村の下水道を完成させたいということで目下取り組みを進めております。

さて、本日、意見の開陳を申し上げますこの若者定住の施策の中に、三つの重点施策を定めて推進してまいりました。

そのまず第一点が、就業の場の拡大であります。若者よ村へ帰れと言つても、若者が帰つても働く場がないれば若者は帰りません。そこで、農村工場団地をつくり、工業導入を図りました。また、この山間不遇の地に工場進出もなかなか期待できませんので、村が若者就業センターといふのをつくりました。また、地域バイタリティーセンターといふものもつくり、工場を貸与し、若者のUターンを求めたのであります。これは、県の地域バイタリティー育成事業から一億円の無利子の金をお借りしてこれらの施設を整備し、そこに約二十四名の若者がUターンをいたしました。また、下請センターの建設であるとかいろいろな制度を設けるとともに、今、若者定住促進条例という条例をつくるとともに、何としても地域の活性化を図りたい。

そのためには、若者よ帰れということでいろいろな政策を進めております。その若者定住促進条例の中には、農業後継者の育成があり、また、地域の工場に勤める若者に対する就職支度金の支給があり、就学援助があり、結婚のお祝いの補助金の給付があり、若者の居室の資金融資の方法があり、あるいは商業後継者の店舗改造資金の融資があり、これらの制度を入れました若者定住促進条例を制定し、若者のUターン政策を積極的に推進しているところであります。なお、これらの資金貸し付けの金利は、農協に村が原資を預託し、三分五厘の金利で貸与いたしております。

次に、二つ目の政策は、若者よ帰れと言つて

も、若者にはレクリエーションの場がなければいけない。若者が村に帰つてもゴーゴーぐらい帰れる場所がなければ若者は帰らない。そのためいろいろな施設を整備しようということで、地域ミニニティーセンターを整備し、「若者の砦」を建設し、こうした施設の充実を図つたところであります。

さて、問題は三つあります。若者が村に帰るために、農林業の基盤が整備されなければならない。農業が放棄されたり農地が放棄されたり、もう入広瀬村という山村の存在の意義はなくなります。農村の灯をともしていくためには、農地を守らなければなりません。そのためには基盤整備を推進しなければいけないと、これを最重点の施策に取り上げて推進してまいります。

昭和五十年に農業基盤整備促進条例を制定し、農家の皆様がこれだけの負担をしてくれたら農業基盤の整備ができるのだ、これだけは村が援助してくれるのだというふうなことをきちんと明文化をしまして、農家の取り組みを求めたのであります。その条例が、お手元に記載してございますように、農業生産基盤整備促進条例であります。この条例の中に、具体的にそれぞれの事業について、国補助事業、いわゆる公共事業と称するものに対する村の援助の内容、また村が単独で行う事業の補助内容、こうしたものを見文化したのでございます。

その内容は記載のとおりでありますので、詳しく申し上げることを省きたいと思いますが、圃場整備等について申し上げますと、国、県の補助事業については、補助、融資残の50%を助成しよろということになります。また単独事業、いわゆる山間狭隘の地でありますので、国、県の補助事業の及ばない地域がございます。恐らく全国各農山村に共通するものがあらうかと思いますが、こうした地域については、受益面積が十アール以上であること、一アールの田んぼは三区画を一つにして三アール以上にしなければいけないぞ、こう

いうふうな条件をつけまして五割補助を行おうとした
農道整備事業、農地開発事業、老朽ため池補強事業、
あるいは客土、暗渠排水、こうした事業について明文化いた
しまして、農家の取り組みを求めたのであります。
幸いにして、この条例の行政効果は、私どもの
ような山間不遇の地でありますと、昭和五十九年度までに、約二百二十ヘクタールの水田のうち八十七・三三ヘクタールの圃場整備が実行に移され、国費助成事業を通じて、本年度末には約百九十九ヘクタールの圃場が整備されることになつたのであります。これは、この山村にあつてはまさに歴史的感がござります。
お許しをいただいて、今お手元に一つの写真を
お届けしてみたいと思います。よろしくうなさい
ましようか。
○今井委員長 どうぞ。
○須佐参考人 今お手元にお届けいたしました写
真は、この資料にもついてございますけれども、
従前の地域とその後に変わりました農村の農地の
姿が写っておりますので、ご覧をいただきたい
と思ひます。
さて、こうした農業基盤の整備事業の取り組み
は、当然農家の債務の累増になつてあらわれてす
りました。
昭和五十六年二月に私は村議会で、この基盤整
備によつて農家債務が累増している、父祖伝來の
土地を守ることが村民の生活を悠久なものにする
ために大事だ、だけれども、これをやることによ
つて農家の負債は累増してまいる、これは数年
先、村の圃場整備が終わったときは何らかの行政
上の対応が必要である、援助の施策が必要である
ということを村民の皆様にお話しを申し上げた
であります。そして昭和五十八年一月に、このよ
うな事業の推進によっておおよそ圃場整備事業の
めどもついたので、財政事情が許されるならば、
昭和五十九年度においてはこれらの援助施策を示

してまいりたい、このようにさらに言及をいたしましたのであります。そして昨年の二月、村の定例議会におきましてこの債務援助の条例等が議決されましたのです。

すなわち、今申し上げたとおり、農村で農地が放棄されれば農村ではありません。父祖伝來の農地があつてこそ農村であります。このために基盤整備を実行に移した。その債務に対する償還について基金を設定し、そしてこの基金を使って、元本の繰り上げ償還の援助等を通じて農家債務の負担の軽減を図ろうではないかという基金積み立ての条例であります。

その考え方といたしましては、村内には、圃場整備において十アール当たり最低八千円程度の年賦償還で済むところと、多いところでは約五万五千円の年賦償還金を要するところがある、このよう平均を上回る額について元本の繰り上げ償還援助を行おうではないかということでありまして、その条例は全会一致とはまいるらず、遺憾ながら多数決ではありましたが、御承認をいただき、これらの基金の設定により、過重とも思われる長期にわたる債務負担の暗い思いに悩む農家の皆様にとっては必ずや明るい話題となるであろう、このように申し上げたのであります。

その条例全文は、そこにございますように極めて簡潔な条例でございまして、いわゆる圃場整備事業に対する債務の援助の基金を設定し、この基金を取り崩して行うについては、議会の議決を求め、そしてその基金をもって元本繰り上げ償還の援助を行うことといたしたのであります。

その内容については、お手元の資料の十ページのところに一つの参考として数字を出しておきましたが、このような圃場整備がどのような実態になつてゐるかということでございますが、山村にありましては、やはり公共的用地の占有割合は——そこに「過路」となつておりますが、これ

は「道路」の間違いであります、道路、用排水路等の占める比率は、最高では三九・二%であります。平均一六・一%となつております。十アール当たりの事業費は、内面積におきますと、少ないところで三十六万四千円、多いところでは三百二十四万七千円の経費を費やしております。先ほど北海道の方の御発言にもございましたが、十アール当たり最高一百二十万の経費を要して圃場整備が実行されたということであります。新潟県下の平均は百七万三千円と伺っております。

しかば、十アール当たりの元利償還金はどうか。今も申し上げたとおり、少ないところで八千八百円であります、多いところでは五万四千三百四十八円となつております。なお、本村の昭和五十八年度の農業所得というものから見ますと十アール当たりの農業所得は平均して八万七千二百八十一円という数字が出ております。五万四千三百四十八円の十アール当たりの償還金は、この農業所得に対しますと六・二・三%に相当するという数字にならうかと思ひます。平均の一萬三千二百九十八円は、十アール当たりの所得に対しますと二六・七%というふうな数字に相当する額になるらうかと思ひます。

なお、県の今日のいろいろな助成制度の内容、あるいはまた村が今日農林水産省関係の補助事業でやつております内容等はお手元に記載のとおりであります。このような事業を実行いたしました各地区別の内容等は、御参考にそこに数字を出しておきました。なお、今お手元に回っております写真以外に、その写真の一部についてお手元の資料に写真を三葉ほどつけております。一枚目の写真が国の助成事業であり、二枚目は県の助成事業であり、三枚目は村の単独補助事業による事業の写真でございます。

このようなことで、この若者定住のためにといふ考え方の中で基礎整備を実施し、また債務の援助施策を示したのでございますが、残念なことに、この負債整理援助がいわゆる「公益」に反す、などまないとして行政訴訟が提起されまし

で、目下新潟地方裁判所で審理中でございますが、私どもは元利償還に今年度から入りますので、関係農家の窮状を放置することはできないので、当初予算に組み入れて執行するべく今準備中であります。なお、この制度は、六月の村の定例議会で基金の取り崩しと、また農業生産基盤整備条例の別表の一部を改正し、この債務の援助の執

私は信託会長で、金融の問題もありますが、金融に関連して、夜も寝られないような思いをいたしておりますのは、私どもの県においては、全国でもそれが多いのですが、基金協会の会長も兼ねておるわけでございます。

それで、きょうは畜産の負債整理というようなな借金の問題を中心申し上げてみたいと思いますが、実は大分県の六十年度の予算編成の際に、私ども農業団体の代表が県の知事のところに参りまして強く要請を申し上げた際に調査をいたしました。畜種別の固定化債権の五十九年九月三十日現在の表がござります。これは農業関係全体の固定化債権でございます。貸付金でございません。固定化債権が、小さな大分県で、端数は切れますが、二百三十九億八千万円であります。このの大別は、畜産関係が九十五億二千万円であります。かんきつが三十五億七千万円でございます。また、野菜が九億二千万円、その他が五十九億と相なつております。特に、固定化債権の中で最大の二

度額がござります。すなわち、農業を営む個人については千五百万円、農業を営む法人については三千万円、上記以外の農協とか市町村共同出資等の肥育団体等に対しては一億五千万円という保証の限度額が一応設けられております。これを超した保証については理事会の特別承認ということになつております。

最近三、四ヵ月の間に県下の農協から保証を求められた分が四十件であります。これをいろいろ見ますと、どうにもならないというのが十六件でございます。これは取り下げをしていただいて、あと二十四件について検討しましたが、その総額は八億四千万円という膨大なものでござります。しかも、今回保証の申し入れの八億四千万円の前には、いずれも農林漁業金融公庫資金あるいは近代化資金、こういいうわゆる制度資金を精いっぱい借りられるだけ借りて、なおかつ農協等にたまつっているえさ代等を一般証書貸付金に切りかえて、それらが主に保証を求められている点でござります。

三・四%を占める五十三億八千万円が肉用牛の負債、固定化債権でございます。
御案内のように、九州は、鹿児島県をトップといたしまして宮崎県が全国の三位、熊本が四位、長崎八位、私ども大分が十位でございまして、八千頭の和牛肉用牛がおるわけで、九州全体で七十九万七千頭、全国生産の約三分の一が九州でございます。ところが、この和牛の肉用牛におきまして最高の負債を各県とも抱えておつて、金融機関としましても、またこれを保証する基金融協会としても、どう対応していくべきかということになります。今大変苦労をいたしておりますわけでございます。

金額が非常に大きいのと、代位弁済というか固定化する可能性が非常に強いということで、私どもは、非常勤理事の手助けをかりて、職員とともに個々の農家に当たって実態調査をしてみますと、非常に気の毒なことには、真剣に和牛生産で五十頭なり六十頭なり百頭なりを飼つておりますけれども、残念ながら收支面では雪だるま的に大きな赤字を抱えてどうにもならぬ状態でございます。この厳しい実態、しかも、これはほとんどじめな、四、五十頭以上、百頭程度の肉用牛を飼つて生活しておる真剣な農家でございます。

先ほど申ししたように、私が県の金融保証機関である基金協会の会長としまして、三月の私どもの役員会で理事の皆さんに提案いたしましたのは、基金協会の業務方法書第四条ただし書きによる債務保証の理事会特別承認に関する件でございキス。

これは詳しく申し上げますと、基金協会の保証する農協の畜産農家等の貸付金に対する保証に限らず、

もちろん、この農家の土地、建物、財産は、全部公庫資金も近代化資金の借り入れの際に担保設定をいたしております。また、保証人も徵求しておりますが、畜産農家がこれだけの借金を持ちますと、第三者は、親族といえども保証人にはなりません。したがつて、牛を銅つている者同士が保証し合うというのが実情であります。このような状態にあつて、しかも、えさ代等を一般資金に切

りかえた者については何も保証はないわけであります。まさに無担保無保証に等しいでござります。それを基金協会が保証を拒否すれば、農協もこの農家に貸し付けをすることはできません。そうなると、この農家はまさに破産に等しい整理をしなければならぬというような大変な事態になるわけでございます。

資金を興していただきて、何とかこういう大型農家、真剣に畜産問題に取り組んで四十頭、五十五頭、一家を挙げて全財産を担保にして取り組んでいるこの肉牛生産農家を見殺しにしないようにしていただきたい。そのためには長期低利の方法を考えていただきたい。

ない、多くの借入金と家族を抱えている肉用牛農家を殺すのか、救うのか、この岐路に立っている現在におきまして、私どもも非常に苦慮しております、このことをひとつ御理解いただきまして、先生方の温かいお力添えをお願いいたしまして、時間が来ましたので終わらせていただきます。

と思ひます。

私どもはこのような事態に対応して、金融機関としてどうあるべきか、農家を守りながら農家をわけてございます。

それとともに、これまでの指導においては技術面に走って、農家の經營管理、資金管理がおざなりになつておる。その点は私ども系統金融も

よろしくお願ひします。(拍手)

ういうわけで、農業に対する政策的誘導の必要といふのは今日ますます高まつてゐるといふふうに考えられます。ところが、他方で、補助金から融

育てていくという面から見て、これだけの、今申し上げました二十四件、八億七千万の農家の保証を求められております残高についてでござりますが、こういう点から見ますと、もし保証を拒否すれば農家がつぶれる、保証をすればやがては基金協会の代位弁済になる。この仕組みは先生方も十分御承知だと思いますが、基金協会は農業信用保険協会に再度保証を求めております。そして代位弁済の際は、七〇%は保険金で賄えますが、三〇%は県の基金協会がこれを補てんしなければなりません。

それとともに、これまでの指導におきましては、技術面に走って、農家の經營管理、資金管理がおざなりになつてゐる。その点は私ども系統金融も大きく反省しなければなりません。私の方の県のある開拓農協等におきましては、完全なる經營管理と資金管理をして、牛を肥育して売った代金も全部ブールしまして、その中から借入金の元利の償還、えさ代の返済に充て、農家の生活資金は最小限の資金しか渡さないで、売上金を返済金にブールしておる。これくらい厳しい經營管理、資金管理をしておる農家においては借金の累積が防がれております。さような意味から、この際そういう方法をお願いしたい。

ということは、例えば公庫資金の融資についての審査委員会とか、うようらな、まあ県下の方、八

よろしくお願ひします（拍手）
○今井委員長 ありがとうございました。
次に、斎藤参考人にお願ひいたします。
○斎藤参考人 御紹介いただきました斎藤でござ
います。
農業金融三法の改正法律案と関連改正事項につ
きまして、気のつきましたことを、いささか抽象
的になりますが申し上げて、御参考に供したいと
思います。もともと、私は林業と漁業は全く不案
内でございますので、農業金融に関係した部分だ
けを申し上げることでお許しをいただきたいと思
います。
今日、農業に対する投資は、ひところの高度経
済成長期とすつかり変わりまして、大変に沈滞し
て、るゝ言つては、大元こちらには見知り合
いません。

ういうわけで、農業に対する政策的誘導の必要と
いうのは今日ますます高まっているというふうに
考えられます。ところが、他方で、補助金から融
資へとよく言われることですが、主として今日の
財政事情に基づく政策手段の転換の要請があり、
こうして今日のような政策融資、制度金融の整
理、拡充が行われることになった、およそこのよ
うな筋で今日の改正を考えている次第でございま
す。

そこで、新しい改正法案なし構想について、
多少問題を分けて述べてみたいと思います。

まず第一点ですが、今度の改正で、資金は從来
に比べて農業に流れやすくなるかどうかという点
が問題だらうと思います。

金協会の基金残高は約十七億であります。ところが、今日までの各種資金に対する代位弁済額が約七億です。したがつてあと十億しか保証残高はございません。もし今回この八億七千万を保証して、これが一年後、二年後に固定化、代位弁済になつてくると、基金はなくなつてしまふといふよ

庫の方も入って検討されておりますが、ただ貸付するときに検討しただけで、後の管理は一切タッチしていない。あとは固定化しても何にも手を差し伸べてくれない。これが全部これを取り扱う金融機関の後始末になつておる。さような点も十分今後御理解をいただかなければならぬ。

うでござります。このため、金融の面では、かつて高度成長期において農業金融の大きな特徴でありました積極的な追加生産資金、いわゆる前向きの資金というふうに最近よく言われますが、その積極的な追加生産資金の融資の伸びが、系統金融、制度金融ともに顕著に小さくなつてしまひ

実に説明資料としていたたましの資料を見
いたします」というと、この改正点は、これだけで
十分に融資の実態がどういうふうに変わるのでかが
わかるようなものもありますが、しかし、政令と
か通達とかあるいは業務方法書とか、あるいは各
都道府県それぞれの方針とかが今後どういう内容
を持つてくるか、どういう内容のものになつてい

うな状況下にあるわけでござります。
さような関係からしまして、特にお願ひをいた
したいのは、今回の金融三法等、あるいは先般の
畜産物価格決定等によつて、政府の温かいいろい
ろな面は感謝いたえませんけれども、この対象に
ならない、既に公庫資金も近代化資金も、制度資
金を借りられるだけでは精いっぱい借りて、さら
に一般資金をえさせと運転資金として農協から借
りている農家を見殺しにするのか、どうやってこ
れを救済するのかという道しかないわけでござい
ます。私どもは、何とかこれらの農家に、気長く
最低の利息で、非常に長い期間の低利の負債整理

もう一点は、先ほど申し上げました、「一生懸命やつて畜産經營に専念する農家を助けていくためには、やはり基金協会がこれを保証し、その分を保険協会に再保険してでもして、リスク負担を軽くしながらやらざるを得ぬと思いますけれども、大分県の例を先ほど申し上げましたように、基金協会も保険協会も現在の積立基金は極めて零細であります。今のように肉用牛の生産農家が全国的に行き詰まり、手を上げる危機的な状況に来ているときにおいては、基金協会も保険協会も余りにも基金が零細である。

御承知のように、系統金融機関、農協の貯貸率はかつての五〇〇%台から今日三〇〇%台に、貯金と貸出金の割合がそういうことになつていて、次第でござります。そして、これにかわって新しく伸びてきておりますのが負債整理関係の資金、すなわち、いわゆる後ろ向きの資金、これが伸びてきておりまして、特に畜産部門にこれが顕著であります。これもただいま御説明があつたとおりだ

くかによって具体的に決まってくる面があるようで、全体として非常に明確な判断を下すわけにはまいりません。

しかし、それでも次のようなことは言えるので
はなかろうかと思います。つまり、公庫資金の三分五厘資金を基本的に維持をしたということ、それから、無利子の改良資金を拡充したということとを含めて利子率で多少の引き下げが行われた面があるということ、償還期間、据置期間の延長が行われたなどということ、貸付限度額の引き上げがある部分でなされたなどのこと等の点で、全体として条件が多少とも緩和されたこと、また、次のように

な新しい措置、つまり改良資金の技術導入資金が拡充されたこと、近代化資金あるいは公庫資金においてもいろいろと新しい措置あるいはメニューが用意されたこと、それから、さらに改良資金の資金管理の全国調整がなされるような措置が講ぜられたこと等々の諸点で、基本的には今回の措置を評価することができると思っています。

そういうふうに申し上げましたが、その中で、例えば改良資金で無利子の農地流動化措置が資金的に用意をされたわけですが、これがさしあたり初年度で全国五、六百町歩というふうに大変小面積であることの意味が、私は大分いろいろお聞きしたのですが、どうもよくわからないという点がまだございまして、多分試みでこういうことをやるということだらうと思いますが、そういう試みならば次年度以降を待ちたいというふうに思います。

そういうた點、あるいは公庫の四分五厘資金をすべてなくしたということ、特に大事な総合資金の据置期間についての四分五厘、これをなくしたということ等々、遺憾な点がございますが、今回の改正措置は、以上の点に関する限り、つまり融資条件をくつろげ、あるいは対象領域を多少とも広げたという点に関する限り、農業に從来よりも資金が流れやすくなる効果を、具体的に言いますと、融資機関は融通しやすく、農家は受けやすくなるという、そういう効果を持ち得ると言ふ

うことができると思うわけでござります。
しかし、第二番目として、一口に農業といいま
しても、どのような場面に資金を流すのかといいま
点、これを同時に問題にしなければなりません。
この点に関してはいろいろとござりますが、
新しくできました措置の中で、二点ほど特に注目
をして申し上げておきたいと 思います。

一つは、総合施設資金の借入資格を多少緩めた
という点でござります。一挙に自立経営にならな
くとも、その後の育成によって自立経営になれる
ような規模に、具体的には、自立経営を十割とい
たしますとその七割程度の達成ということのよう

でございますが、そういう中途段階の規模になることが見込まれる者にも借り入れの道を開いたと

いう点であります。
総合施設資金ないしはそれを中心とする総合資金は、御承知のように最優等生に対する点の融資面ではなくて点の融資だというふうに言われ、自立経営を育成することもさることながら、もともと自立経営であるような農家に対する貸付けも結構多かつたようであります。しかし、今日の農業の実情を見ますと、中堅層も厳しい状況の中でよくその経営を維持しているという事実があります。したがって、最優等生だけではなく、すそ野を広げて中堅層にも有利な資金を得る道を開くということは、日本農業の堅実で安定的な発展のために意味のあることであるというふうに考えられます。

もつとも、現行の制度におきましても、昭和十五年度以降段階的な融資の道が講じられておりますが、しかしその実績は余りはばかりしくないようであります。これは恐らくその資金の仕組み方が本格的でなかつたためと思われますが、今回は法律まで改正しようとする事であります。実績が大いに上がることが期待されますし、またそのように運用されるよう望みたいと思います。

それからもう一つは、近代化資金が地域農業総合整備資金をつくった点であります。これは従来の融資制度特に昭和五十六年度発足の地域農業再編整備資金を発展させようとするものであるようですが、これは、高い生産性を持つた農業者あるいは農業者集団というものは、農村社会の中に安定した位置を占めながら出てこないことには定着をしないというふうに私は考えます。

〔委員長退席、田名部委員長代理着席〕
既設の農村環境整備のための資金がいろいろござ
いますが、そういうもの、それからその他のさ
まざまの施策とともに農村社会の活性化を促す措
置の一つとして評価をし、今後一層拡充されるよ
う望みたいと思います。

評価したいと思うのですが、しかし、ここでどうしても問題が残つてまいります。

それは、改めて言うまでもない基本的なことであります。ですが、今日の農業は、農産物の価格あるいは生産資材の価格、地価、労働力の状況等いずれの面から見ても、一般的には金融にとって安全確実な貸し付けの対象である状態から遠いところにあります。日本の農業はもともとそうだということことは言うまでもありませんが、特に今日そうであり、それから、長期の貸し出しに対応する長期の展望と、うことになりますとますますそうであります。

ます。大変厳しい状況にあるわけでございます。
今回の改正のように、貸し出しの方の、融資の方の条件をくつろげ対象領域を広げれば、先ほど

申しましたように確かにそれなりの効果を持ち得ます。しかし、そのせっかくのことが十分に生きるような農業の実体経済の側の条件を整えることがやは

り必要だということであります。
多少抽象的なことになりますが、一般に金融とい
うものは経済実体の動きの早さを促進をする、
ある、つまりこれを引き上げると、いちごんがで

きるだけで、その動きの方向を根本から変えたりあるいは新しくつくり出したりということができる、そういう力を持つものではないというふうに

思います。したがいまして、金融を政策手段とす
るということは、それをどのようによく仕組んだ
といたましても、やはりそれなりの効果つまり
政策手段としての一定の限界内での効果しか持たな
い

いということが今日の状況の中ではやはり問題として言わざるを得ない点だろうと思います。今申し上げましたことは、基本的な、その点で

かなり抽象的な点でございますが、そのほかに、今後に残された問題として気のついた問題を二点ほど、いずれもこれは事新しく申し上げるまでも

ない問題でございますが、ただいままでの参考人お三方からもるる述べられたことでござりますが、述べておきたいと思ひます。

第一点は、これは公庫資金と近代化資金とのい

わゆる分野調整の問題であります。これは大変古くからの問題でございまして、時々分野調整を新

政策的に人為的につくられた資金制度でござりますので、どうしても実態との間にそこ、ギャップが生じて、必ずある一定の時期にやがて得なわけですけれども、公庫のカバーする個人向けの資金が拡充されればされるほどこの問題が大きくなつてしまります。これは今後具体的に詰めらるべき問題であるというふうに考えます。それが第一点でござります。

それから第二点としましては、これは逆に、公庫資金と近代化資金ないし系統資金の協調の問題であります。これは総合資金についてであります。

が、総合資金は御承知のように公庫の総合施設資金と近代化資金、それから系統資金のセットの融資ということがうたわれております。ところが、それにもかかわらず、実際にはほとんどの場合総

合施設資金の比重が極めて高く、このセットという趣旨が必ずしもうまく実現をしていないといふうに言わわれております。この点は単に農協にとつての問題であるということじまらず、融資を受

けた農家にとって困る問題でありますので、融資決定の際に十分に公庫と系統機関と協議をしてやるべきであるというふうに考えます。

それから第三点としましては、これは冒頭にも
触れましたし、先ほど来からも申されてきておる
ことでございますが、過重負債の処理の問題でござ
ります。この問題は今日極めて重要な問題であ

りますが、特に畜産農家に対しましてはいわゆる畜特資金などの措置がとられ、系統もそれなりの措置を懸命に講じているよう思います。今回の

改正の中でこれは取り上げられておりませんが、しかし、今後早急に本格的に取り上げるべき問題であるというふうに考えます。

しかし、その際、負債農家は結局切り捨てた方がいいといったような方向で当たるのではなく、生きる農家を生かしていく方向で、相當に長期間

の資金の手当てを考えながら経営の指導をしてい

くことが必要ではないかと思います。単なる負債整理をしてそれでおしまいということではなくて、生かしていく、そういう負債の面倒の見方ということが必要ではなかろうかと思います。

本参考人から北海道の農業経済動向につきまして詳しく述べておきました。御説明がございました。説明をいただいておりますと、北海道の農家の皆さんの御苦労が身にしみるようになります。

面大変厳しい問題になっております負債の問題の処理ということにとどまらず、これからますます融資という方式を農業政策の重要な手段にしていくことをいたしますれば、その政策融資が過重な負債に将来転化する可能性、これはもちろん必ずなるといふには言い切れませんし、そちらないようになりますが、そういう今日の政策融資がこれが過重な負債に転化する可能性も同時に増大するというふうに考えられます。したがいまして、融資政策のいわば裏側の政策として負債対策というものをあらかじめ真剣に考えておく必要があるのではないかかというふうに考えられます。

以上 大変拙陋仰てござりますが 申し上げま
す。(拍手) ○田名部委員長代理 ありがとうございました。
以上で参考人からの意見の開陳は終わりまし
た。

○田名部委員長代理 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

○衛藤委員 本日は、参考人の皆様方におかれましては、会議三回の審議に当りまして貴重な御

しておは、金融三法の策定論議は三大をもつて貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございますとうございました。

全参考人に御意見をお伺いすることができないかもしれません、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

本参考人から北海道の農業経済動向につきまして詳しく述べました。またきめ細かに御説明がございました。あるいは畑作農家あるいは水田農家の負債が極めて大きいということをございまして、特に生産額の一・五倍というような形で負債があるというような御指摘もございました。

お尋ねいたいのであります。このような負債でございますが、これには當農設計あるいは生活設計のミスリードとかそういうものもあるのではないかという感じがいたしますし、さらには、負債の内容についてでございますが、家の普請でありますとか生活用品の購入、あるいは自動車を買うとか、そういうことも考えられるかと思うでございますが、その辺のところにつきましては少し詳しく御説明をいただければと思うわけでございます。

そして、御提案のありました長期低利の融資につきまして、五十年で二分の資金をというような訴えがあつたわけでございますが、こういった問題につきまして、北海道はもちろんのこと、全国の組織として、あるいは道あるいは国に対しましてこういうアビールについての具体的な取り組みを過去どのようにしてきたのかについてもお伺いをしてみたいと思います。

○岡本参考人 衛藤先生からただいま御質問をいただいたわけでありますが、先ほども申し上げましたように、私ども北海道の農業者といたしましては、今の一兆五千億に達する累積負債は、経営の上で非常に大きな負担になつております。したがいまして、農民組織もこれ以上の負債をふやさないような対策をしなければならないという、いわばぎりぎりの線まで来てしまつたというふうに我々は理解をしておるわけであります。

この負債を抱つた理由はいろいろありますけれども、先ほども申し上げましたように、近代化施設をいただいておりますと、北海道の農家の皆さん方の御苦労が身にしみるようわかるわけであります。

設の導入あるいは機械化、それから、それに伴つての農用地の拡大であるとか土地改良の負担であるとか、そういうものもございます。もう一つ大きな要因になつておりますのは、冷害災害の問題があります。それから、資材、飼料等の値上がりに比して我々がつくる農畜産物価格の上昇が低い、いわば据え置き同然に抑えられてきた、こういったものもやはり中身としてござります。それから、家族に病人が出たとかあるいは今御指摘のように家も直したとか建てたとかというのも原因のうちには入つておると思います。

統の人们たちにも笑われました。
しかし、私ども、先ほど申し上げましたよろ
に、今のような状況になつてみればなおさら金融
制度の大切さ、そしてその中身についてもっとと
つと検討をしていただき、これは後ろ向きの姿
金だと言わぬい五十年、二分の資金の創設をば
ひ実現させたいし、御理解をいただいて御協力が
いただきたい、このように考えております。
○衛藤委員　長期低利の資金融資につきまして会
御説明がありましたがれども、各参考人の皆さま
方の御意見も尽きるところはそこでありまして、
皆様方の御要望に沿うように私どもとしましては
精いっぱいの努力をしなければならない、このト
うに考えておるところであります。

人は土地改良区の理事長であられまして、ざいじんさんもお見えになりましたが、多忙な中お見えになつて、感謝いたします。入庁瀬村の村長さんをされておるということです。先ほどばらしい村づくりにつきましてのプロファイルの御説明があつたわけでござりますが、感心して聞き入りました。公債比率が一〇・一%ですか、経常収支比率が六七・五%とか、このよどみにたしか御説明がありました。が、すばらしい村であると思ひわけでござります。今時分経常収支比率が六〇%台で公債比率が一〇%そこそこという町村はまず珍しいわけでございまして、ただただだ感じ入ったわけでございます。

設の導入あるいは機械化、それから、それに伴つての農用地の拡大であるとか土地改良の負担であるとか、そういうものもござります。もう一つ大きな要因になつておりますのは、冷災害の問題あります。それから、資材、飼料等の値上がりがござります。それから、農畜産物価格の上昇が低い、いわば据え置き同然に抑えられてきた、こういうものもやはり中身としてござります。それから、家族に病人が出たとかあるいは今御指摘のように家も直したとか建てたとかいうものも原因のうちには入つておると思います。

しかし、それが主流をなしてこれだけの負債になつたということでは、私どもの調査の中ではございません。したがつて、大体八割以上は當農にかかわつて、經營にかかわつて累積された負債がござります。

それから、五十年、二分の関係でありますけれども、これは十年以上前から、特に行政的に、そして系統農協も一緒になつて構造政策に取り組んで、いろいろな施設や何かがつくられてまいりました。この段階で私どもは、農協のプロバーであるとか高い近代化資金だけでそれらの施設を運営するにあつては、コストを安くできるかどうかという内部的な論議もしました。しかし、いろいろ検討してみますと、逆にそういう施設あるいは機械化などを押し上げる、規模拡大がコストを押し上げる要因になつてゐる点もたくさんあつたわけですから。

したがつて、これらの対策をするためにはやはり長期で低利な資金制度を創設しなければ、今までの機械化、近代化施設を維持し営農を続けることができない、こういう考え方方に立つて、実は五年、二分の資金制度の創設を今から十年余り前から訴えてまいりました。しかし、どこへ行つても笑われてしまひました。君たち、そんなことと言つたって今の状況でできるか、それは君たちの願望かもしれないけれども、それは事実としてできないというふうに言われてまいりました。農協設立

さて、お話をありまししたいわゆる農村工業導入地域をつくりたり、コミュニティーセンターをつくったり、あるいは役場ももう既にできたんでございましょうが、いろいろと環境整備ができる姿がよくわかるのでござります。承りますが、全体予算に占めます農林予算の割合は何%ぐらいになつておられるんでございましょうか。

また、先ほど若者のUターンが進んでおる、具体的には二十四名の若者がUターンをしてきたという話もありましたけれども、御案内のとおりこれからだんだん高齢化社会になっていくわけであります。いろいろのすばらしい負債整備援助施等

が行われております。農業構造改善につきまして融資の補助残を二分の一村で負担をしたり、土地改良区の負担を軽くしたり、すばらしい施策が次々と行われておりますが、先ほど御説明のとおり、十アール当たり償還金が八千八百円から五万五千円ぐらゐのところもあるというようなことあります。これから百九十六ヘクタールの圃場整備をさらに全部を完了するというような意気込みでございますが、これは十年据え置きの十五年償還でございますが、この資金は大変なものがあるわけでございます。

私がちょっと懸念いたしましたのは、いわゆる環境整備、そして生産基盤の整備、これもどんどん整つておるわけでございますが、農家一戸一戸のいわゆる農家所得、新潟県の他の町村に比較いたしまして農家所得そのものは高いのかどうか、お尋ねをいたしたいわけあります。受け皿は大変立派な受け皿がどんどんできおるのでございまして、感心しておるわけですが、ちょっと懸念するのですが、この一戸の農家所得とあわせて農業所得、これについてお伺いしておきたいと思いま

す。

また、高齢化社会になるにつれまして、若者のJターンはもちろんですが、人口が流出しない、過疎にならないのはもちろんでございましょうが、このようすばらしい村でござりますから、将来、高齢者が、退職された方が、退職後この入

広瀬村に、ふるさとに帰つてくる、こういうようなことが見込まれるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

といいますのは、これから高齢化社会になります。農村、山村、漁村といふのはいやが處でございますが、これから二十一世紀にかかる十五年間にへたばつちやつたのではどうしようもないわかつております。それはよくわかつておるのでございますが、これから二十一世紀にかかる十五年間にへたばつちやつたのではどうしようもないわけでありまして、北海道のお話とかあるいは大部分のお話を聞きますと、十五年の間にへたばるの

ではないかな、そういう懸念があるわけです。いか

がございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種の事業を実行させていただいてまいりました。先ほど申し上げましたとおり、若者就業センターあるいはまた地域の働く場の整備、こういったものを通じてJターンが進んでおりますことは事実でございます。しかし、高校を終わりますと、やはり一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうしたことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

とで、まだまだ県下の標準には至つておりません。ただいま精いっぱいいろいろな生産性の向上を見をいたければと思うわけでございます。いかがございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種の事業を実行させていただいてまいりました。先ほど申し上げましたとおり、若者就業センターあるいはまた地域の働く場の整備、こういったものを通じてJターンが進んでおりますことは事実でございます。しかし、高校を終わりますと、やはり一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知

らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうしたことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

修が行われているのかどうかもお尋ねいたしたい

と思います。

○竹光参考人 ただいまの衛藤先生の御質疑にお

見をいたければと思うわけでございます。いか

がございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種

の事業を実行させていただいてまいりました。先

ほども申し上げましたとおり、若者就業センタ

ーあるいはまた地域の働く場の整備、こうしたもの

を通じてJターンが進んでおりますことは事実で

ございます。しかし、高校を終わりますと、やは

り一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知

らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうしたことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

修が行われているのかどうかもお尋ねいたしたい

と思います。

○竹光参考人 ただいまの衛藤先生の御質疑にお

見をいたければと思うわけでございます。いか

がございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種

の事業を実行させていただいてまいりました。先

ほども申し上げましたとおり、若者就業センタ

ーあるいはまた地域の働く場の整備、こうるもの

を通じてJターンが進んでおりますことは事実で

ございます。しかし、高校を終わりますと、やは

り一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知

らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうしたことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

修が行われているのかどうかもお尋ねいたしたい

と思います。

○竹光参考人 ただいまの衛藤先生の御質疑にお

見をいたければと思うわけでございます。いか

がございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種

の事業を実行させていただいてまいりました。先

ほども申し上げましたとおり、若者就業センタ

ーあるいはまた地域の働く場の整備、こうのもの

を通じてJターンが進んでおりますことは事実で

ございます。しかし、高校を終わりますと、やは

り一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知

らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうのことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

修が行われているのかどうかもお尋ねいたしたい

と思います。

○竹光参考人 ただいまの衛藤先生の御質疑にお

見をいたければと思うわけでございます。いか

がございましょう。

○須佐参考人 お答えをいたします。

まず、いろいろな国の制度を求めまして、各種

の事業を実行させていただいてまいりました。先

ほども申し上げましたとおり、若者就業センタ

ーあるいはまた地域の働く場の整備、こうのもの

を通じてJターンが進んでおりますことは事実で

ございます。しかし、高校を終わりますと、やは

り一たんは村を離れるという傾向はどどまつてお

りません。いかに安定企業があるとしても、若

者は一たんは村を出る、そしてまたJターンをす

る、こういうふうな傾向が続いておるわけでござ

ります。おかげさまで各種の施策によりましてそ

うした事業が推進されることについては、心

を申し上げたいと思うわけでござります。

さて、農林水産業費でございますが、昭和五十

九年度の村の農林水産関係の予算でござりますけ

れども、資料にもござりますとおり、国の補助事

業等については、農村基盤整備あるいは農業集落

排水事業等を通じて約四億五千万ほど事業を実行

いたしております。農林水産業費自体の予算金全体

では、人件費等を加えまして約六億程度になつて

おります。一般会計財政規模は十七億ほどでござ

りますので、それに占めます比率は、村の予算全

額でござりますと非常に高い規模になつておるとい

うことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いろいろ御指摘がございましたが、

お尋ねをいたしましたが、

それから、いわゆる緊急避難的な手だてはできてるのかどうか、来年、再来年、長期的なことはいざ知

らず、その辺のことをお尋ねをいたしたいと思うわ

けです。

なおかつ、先ほど御指摘もありましたけれど

も、経営管理とか農家の資金管理、生活設計、營

農設計、こうのことについての単協の職員の研

修といいますか、そういうことについて十分な研

修が行われているのかどうかもお尋ねいたしたい

と思います。

うのもないとは申しません。

ただきたいと思います。
これで終わります。

と申し上げましたが、大分県の開拓農協では全部の売上金を開拓農協で管理して、そして例えば乳

○今井委員長 次に、田中恒利君。

で、斎藤先生の方から順番で質問させていただきます。

い。のしか見ないで、あとはブルして返済代金に充てておるというような非常に厳しい、もう農家の生活を一貫して組合が管理して、そして累積赤字なりの償還に充ててつまずきを未然に防ぐ、こういう状態にいけば非常にいいと思うのですが、率直に申し上げまして、大分県でも県下五十八農協でそういう状況にいつている農協が非常に少ない。

たた、衛藤さんも御承知だと思いますが、安心院町農協の例を申し上げますと、それは資金管理までいっておりませんが、県の三分五厘の県単低利資金に対しまして、農協が二厘を出して農家に一・五の資金でやらせておる。そのかわり、今言った素牛の購入からでさしあがつた牛の販売からそれまでの一切農協が責任を持つて、余剰が出てこれらの負債が返済できるような措置を講じております。

私どもは、先ほど申したように、これから農協の指導部職員を、ただいい肉質の牛をつくるという考え方よりか、経営を安定して赤字を出さぬで生活でき、幾らか利益が出るような経営コンサルタント、畜産コンサルタントのできる人間を中央会あたりと一緒になつてこれから養成して、金を貸しただけでなくて、その後を管理するという形態を持ってこなければならぬというふうに思つて、中央会と協議をいたしております。

○衛藤委員　時間が参りましたからこれで終わりますが、将来金融の自由化が進むわけでありますから、ひとつ十分な職員の研修にお取り組みをいたすにあたりと一緒になつてこれから養成して、金を貸しただけでなくて、その後を管理するという形に持つてこなければならぬというふうに思つて、中央会と協議をいたしております。

中でも、自由化への方向がいろいろ現実に、金利の彈力化の問題であるとか貸出しにつけてすらそういう方向が協議の中にも出始めてきておる、こういう状況の中で本法が果たして内容が機能し得るのかどうか、そういうことについて私は大変疑問を実は持つておる一人であります、そういうことについての御意見を一つ。それから、御意見の中に公庫資金と系統資金と

貯金の利子が上がらざるを得ない。同時に今度は、そういう点で資金のコストが上がります。ところが、他方で貸し出しの方は、今日どこでもおつしやいましたように資金がだぶついておりまして貸し出しが伸びない。そこで一生懸命貸し出しあしようとしまして、例えば大都市銀行はかつての地方銀行のところに下がり、地方銀行はかつて

私はつきりとした計算をして申し上げているわけではなくて、さうとした感じで申し上げるのである。あるいは足らない面もあるかと思いますけれども、方法といたしましては、公庫の原資というものは今日は郵便貯金が原資の主たるものでございまして、そこからこれらの補給金の整理縮減といったような問題が持ち上がってきたのだと思いますけれども、その郵便貯金のコストというものが、や

○森藤参考人 大変大きい問題でございまして、にわかにきちんとお答えができるかどうかわかりません。

第一点の自由化の問題につきましては、直接影響をひどく受けると思われるのは組合金融、系統金融の場面だと思います。系統金融は、御承知のようにただいま賃貸率、賃金に対する貸出金の割合がどんどん下がってまいりまして、何とかして持ち直そうと思って一生懸命やつておるようあります。ななかがもつてそらは実現をしていない、こういう状況のところに自由化が実じ上既に進んできているというふうに思うわけです。

間接の影響ということにならうかと思ひますが、一つは、農協の資金を原資としたしております制度金融、近代化資金とがあるいは天災資金とか、それからそのほかいろいろ県単位の資金がござりますが、こういう県単の資金が大方の系統資金を原資としてこれに利子補給なり債務保証、損失補償なりをつけて流しているという場合ですが、そのコストが上がつてまいりますと、利子補給をよほどたくさん受けませんと今度はきちんとした政策金融ができるない、政策の意図が通らないといつたようなことに、そういう方向に行くかと思ひま

こういう意味で、団体あるいは政府機関を含めて農林金融機関といいうものの組織なり機能なりあり方が改めて今日の段階では大きな問題ではないんじやないか、こんな気が私はするのですが、この点についての先生の御意見を重ねておきたいと思います。

預金の金利は上がり貸し出しの金利は下がるということで、今日でも信用事業の収支が思わしくございませんが、ますますマージンが落ちてくるといふようなことになってきて、信用事業に依存をしておる系統金融の全体の収支が悪くなつてくるという状況になるかと思います。

そこで、政策金融についての影響ですけれども、これは恐づく直接の影響と、もうよりよろしくしておきたいのは、この二つあります。

の分野調整、そのほか金融相互間の調整の必要と
いう問題が指摘をされました。調整金融といふ
か、そういうものが制度の中にも総合資金制度な
ど申し上げました自由化といふ大きなバックグラ
ウンドの中で、現在の農林金融の機関あるいは團
体、こういうものが今この形でいいのかどうか。例
えば公庫というものが制度金融の柱としてある。
系統金融も信連あり中金あり、単協へいきますと
ありますね。単協も下でだんだん大きくなってきて

ての相互銀行のところに下がり、どんどん下の方に下がってまいりまして、農協が基盤としておりますところの農村地帯あるいは都市化した農村、そういうところもまた競争の場面に非常になつてきている状態だと思います。

はり今までのところ郵便貯金の金利問題というの
は大変やかましい問題で、これを下げようという
ような力、そういう世論がありますけれども、郵
便貯金が今度はむしろ競争関係を通じて利子が維
持される、あるいは上がってくるといったような
こともないわけではないというふうに思います。
そういたしますと、公庫の原資といふものが、た
だいま七分何ぼかと思いますけれども、こういう
ものが依然としてそなである、あるいはより高く
なるというようなことになりますと、公庫のそな
いう原資問題あるいは補給金問題というものがも
う一度大きくなつてくるといったような可能性も
あるかと思います。

そういう点で、金融の自由化というのは、これ
は恐らくもはや引き返せない道だといったような
ことを言う人もおりますし、私もある程度そうだ
と思いませんけれども、系統金融、政策金融いづれ
にとつても厳しい状況を意味するというふうに私
は考えております。その点が第一点でございま
す。

それから第二点といたしまして、これも大変大
きな問題で、ここにわかつてお答えできるような
問題ではございませんけれども、先ほど申し上げ
ましたのは、公庫資金と農協資金を原資といたし
ます近代化資金あるいは系統資金との総合資金に
おける協調の問題ですが、段階そのものをどうす
るのかというお話をございまして、これも大変難
しいことでございます。といいますのは、系統機
関での三段階制といふものちよど真ん中のと
ころの、さうは信連の会長さんもこの座にいら
つしゃいますが、信連によりましていろいろとペ
ラエティーが非常にたくさん出てまいりまして
一口に信連と言えないような、そういう状況が、
資金の吸收それから調達、運用の場面で出てまい
りました。そういう点で何とも一口に言えません
けれども、信連の機能を、地方の金融機関とし
て、元締めとして大変重要でございますが、そな
いう機能をどうするかということが恐らくこれか
ら先問題になつてくるのではないかとかといふ

うに思います。

それと、単協の合併などもその金融の自由化に絡めて今大変進められているところでございますけれども、こうしたことで、協同組合なるものの本来の姿と合併がもたらすところの機能のプラス面と、いざれを重しとするか、その調和をどうするか、そういう問題がやはりこれから大きな問題になってくるのではないかと思うんです。

公庫と系統金融、そういう団体間の関係ということにつきましては、これはちょっと私にわからぬ答えるものを持っておりませんので、御勘弁をいたしまして、よろしくお願いいたします。

○田中(恒)委員 時間がありませんから、あととの参考人に一括して御質問申し上げますので、あと私の時間は七、八分ですが、大変御苦労でござりますがその範囲でお答えいただきたいと思います。

北海道の岡本参考人にお尋ねいたしますが、一つは二分、五十年について、これは北海道農民運動が大変長い間言われておるわけでありますから、これの根拠というか、なかなか難しいのだと思ひますけれども、どういうことでこれが打ち出されてきたのか。まあ理由は今おるるお話しをいたしましたけれども、二分、五十年についての何が一つの理論というか、理論というのはちょっとおこがましいのですが、根拠になつておるもののは何か、このことをひとつお聞かせください。

それから須佐理事長さん。私どもも、地域の農政といふものがこれから農政の中で非常に大切だと思っております。従来主張してきたところであります。が、その面について、最も厳しい山村で具体的に実験をしていらっしゃるわけであります。が、そこで、きょうは金融のことですから金融に関するお話をあつたのだらうと思ひます。恐らく水田が中心なんだらうと思ひますが、基础设施をやって、後何を植え付けていくのか、米プラスどういう形の複合で農業経営はどう持つていくのか、この方針が一つ。

それから、相当長い歴史がおありのようであり

ますが、今お話をお聞きすると、それでもなお現実に過疎は進んでおるし、若者はなかなか完全に定着しきれていないということになりますが、若者が村に残つておる状態が、若者がますます減つておるのかとまつてきたのか、多少ふえかかってきただの。特に、御承知のように嫁取りの問題が非常に厄介などいうか大変な問題になつておるわ

○岡本参考人 五十年、二分の資金についての私どもの考え方でありますけれども、北海道の場合はどうしても大型投資となる。利税率等を計算して

畜産物価格がそんなに高くなるというふうにも想定されない、非常に経営内容が厳しい。そういう中で農業の拡大再生産を進めていこうとすれば、やはり長期低利の融資制度がなければこれは成り立たない、こういう考え方方が基本であります。たまたま私の前の委員長、新村先生が委員長なつたまですけれども、委員長が今から十数年前にヨーロッパの農業事情を視察されまして、そしてお帰りになつてから、私が今申し上げましたようなそういう状況判断に立つて、長期低利の融資制度を、しかしそれは言葉だけではだめであつて具体的にという考え方で、五十年、二分の資金制度の創設というものを訴えてきました。そういう事情でありますして、この機会に先生方の御審議をいただいて、後ろ向きでない前向きの資金としてこの資金の創設をぜひお願いを申し上げたい、このように私ども思つております。

○今井委員長 ありがとうございます。

それでは、須佐参考人お願いいたします。

○須佐参考人 お答えいたします。

第一点の基礎整備に対する水田の問題であります
が、御案内のとおり私どもの方は豪雪地帯でござ
いまして、年間百四十日から百五十日の根雪期
間があるというふうな地域でございますので、米
以外の作物を水田に入れることはできない現状
現状にございます。いわゆる水田単作地帯であ

統資金も、系統金融の中でそういう計画を立てて、しかも余るという状況で、これは先ほど申し上げましたように、私的な投資誘因が極めて小さくなっている。なぜそうなのかと言えば、農業の今申されましたようないろいろな条件が大変悪くなっているといふところから来ていると思います。私的な投資誘因がないにもかかわらず、しかし投資は必要である、生産性を高めなければいけない、あるいは社会的に農業を発展させなければいけない、そういう要請があつて、その間にギャップがある。そのギャップをいかにして埋めるのかということが問題であらうかというふうに思ひます。

それから、固定負債についての新制度という点などにつきましては、先ほど申し上げましたように私もそのように思います。

○松沢委員 どうもありがとうございました。
○今井委員長 次に、吉浦忠治君。

意見ありがとうございました。時間が大変経過いたしておりますので、なるべく簡潔にお尋ねいたしますので、まだお答えいただきたいと思います。

が、ます。岡本参考人にお尋ねいたします。
北海道の酪農は大変厳しいことを私も十分承知いたしておりますが、現在の乳価でその解消が図られるのかどうかということ、これを第一点にお尋ねいたしたいと思います。

改正で需要が伸びたのが減ったのか、実験的にやるわけにはいきませんので、なかなか判定は難しいと思いますけれども、ほかの条件が変わらざる限り、条件をくつろげた点だけは需要が少しは伸びるだらうというふうに言ってよろしいのではないかと思います。ただし、基本的に、それじゃ今日の需要が伸びなかつた趨勢が変わるほどに、方が全く逆になつて、今まで伸び率が下がつてしまつたのがぐつと上がるようになつたのが伸びるかといふと、そういうことは恐らく全く考えられないといふうに思ひます。

それから、サラ金のようでは困るというお話をですが、これは全くそのとおりで、金融を活発にといつても、大いに貸し込むといったようなことは大変困るわけで、事実、農業の急成長というものは、高度成長期に大変急成長いたしましたが、これは借入金、借金経営でもって急成長した。このことも恐らくもう少し慎重に借金をすればよかつたのではないかと思われる節もございまして、そのための点は慎重に、むやみに貸さない、あるいは今日みんな慎重になつていい、そのこと 자체はいいことではなからうかというふうに思います。

○岡本参考人 酪農についてのお尋ねでございま
すが、第一点の現在の酪農経営の状況の中での問題
題でありますけれども、北海道の酪農は、昭和四
十年代に入りましてから、ゴールなき拡大などとい
う悪口を言われながら、経営規模の拡大、多頭飼
育が進められてまいりました。この中で問題にな
つてまいりましたのは、やはり急激な投資をして
農家は經營状態が非常に悪いということだけは言
えると思います。宗谷の一町村でありますけれど
も、農協が取り扱っている生乳の代金や個体販売
等の販売金額が十七、八億しかない。系統の農協

プロペー、公庫資金等を入れての負債総額が四五億に達しているところもござります。こうして中には一戸一億円以上の負債をしょつている農家がたくさんござります。我々計算してみますと、負債の払える限界というのは、これは元利償還でござりますが、大体販売総額の二五%からぎりぎり持つていて三〇%程度ではないか、これを超えるようになると容易でないだらうという見解を実は持っております。

それで、現在の乳価は九十円七銭でありますけれども、特に乳業メーカーが年々膨大な利益を上げております。これは飲用乳ではもうからないため加工乳でもうけている、特に発酵乳でもうけているというような状態でござります。したがつて、ことしの乳価の段階の中で、この発酵乳は飲用乳と加工原料乳価との中間ぐらい、百円であります、百円の乳価で買ってもらいたいというのが我々生産者の気持ちであります。ところが限度数量は抑制されておりますので、北海道も五十九年では十二万トン以上の補給金対象外の牛乳があります。これは六十九円でありますから、これらもかなり経営状況を悪化させる一つの要因になつております。

というものもあるわけであります。第三次酪近では、北海道で生産される牛乳は三百十四万トンといふに一応計画されました。第四次酪近でも同じく三百十四万トン。しかし現在これに到達し

ておらない。到達しておらないにもかかわらず生乳の生産抑制が行われている、今の北海道の酪農にとってはこれが一番大きな問題であります。つまり、急激な過剰投資ということと生産抑制、それから飼料その他が値上がりしているということ、こういう問題が北海道の酪農の危機をつくり出したというふうに私は思っています。

それから、安定している農家と安定していない農家というものは、急激に大型投資をした農家が、生乳の生産調整の時期に入ってきた、それで計画がもうどうにもならない状況になつたわけであります

して、ここに北海道の酪農負債の大きな原因がつくられたと私は思っています。

くられたと私は思っています

それから、負債整理の関係であります、御案内のように五十六年にこの制度が発足をしたわけでありまして、ことしその関連対策として延長こ

ついて具体的な内容を決めていたいたわけであります。五十六年この制度に登録された農家が北海道で三千八十五戸であります。その後、五十年の間に三百三十一戸の登録がなされ、現在は三百三十二戸であります。

七五十八、五十九、六十年と五年間借りかえをしていった人、いかない人もおるでしょうけれども、そういう形で対象農家が五十九年では千七百二十二戸に減ってきております。

そういう意味ではこれはある程度効果があつたと思うわけですが、先ほどの大分の光景さうのお話ではないですけれども、おまえはもうだめだ、とても対象にするわけにはいかない、負債が累増していく、この制度に乗つけてもおまえの経営はとても成り立たないよというふうに言わわれて、落とされる農家もあるというふうに私ども聞いておるわけであります。

この北海道の酪農そのものの実態は、行政も業者もみんなで多頭牛飼育をやれ、規模拡大をやれ、農民の中からはゴールなき拡大だという悪口などを言つたながらも、そして乗つらつてしまつて、う

現実があるわけでしょ、これは農民にも責任があるけれども、半分以上の責任は行政と系統の方にあると断じざるを得ないというふうに私は思つておるわナでありまして、そういう点、今後ともよ

ろしく御検討をいただきたいと思います。
○吉浦委員 須佐参考人にはすばらしい事情をお話しいただきましたので、私ちよつと遠慮させていただきましたが、竹光参考人にお尋ねいたしました。

竹光参考人には、昨年の夏私は現地にお伺いしてお世話をになりました。どうもありがとうございました。

今回の改正についての御説明をいただきまし
たけれども、それが農業經營に及ぼす影響をどう
いうふうに受けとめておられるのか。特に、近代

化資金について今回二倍の引き上げをされるわけありますけれども、巷間、機械化貧乏といふふうに言われておるわけでござりますが、過剰投資の心配はないかどうかという点をまずお尋ねしたいわけです。

二点目には、先ほどからお話をございまして、たが、貸し付けのあり方という点についてお尋ねをいたしたいのです。一般に、安易に貸し付けを行なう傾向が指摘されておるわけであります。が、営農とタイアップした形での融資とか、改良普及員等の意見をよく聞いて、またアフターケア等の必要がないかどうかという点も十分検討して融資をして方があるのではないかと私は考えるわけです。けれども、こういう点について御意見をお聞きいたしたい。

三点目に、大分県の一村・品濃連というのか、全国的に大変有名でございまして、私も現地に参りまして知事さんからもるる説明をいただいたわけでございます。大山町も見せていただきました。一村・品濃連の発祥地であるわけであります、信濃連の事業がこの運動にどのように生かされているとお考えなのか。

大変難しいことでございますが、この三点をお尋ねいたいのです。

先ほども申したように、多分五十九年度においては、近代化、中でも農機具関係の需要は、もう機械が古いから買いたいかえようと思っても、最近は大型化しているし、農業の所得も低いから、それに特に明るい希望がないから遠慮しようというふうに見ております。うな意味における投資の差し控えという点がかなりあるのじゃないかというふうに見ております。しかし、先ほど申したように、すべてがそうであるとは言えなくて、また若い連中の中には思い切った意欲的なことを考えようとするような人もあるかも知れませんし、今回の改正によって、我々借りる方もまた貸す立場になる者にとっても、農家が喜ばれるような条件にある制度になるといふべきです。

ことであれはいいのじやなかろうか。ただし、貸し付けが今度大分改正されても伸びるというようないい期待は、私ども金融機関ですから金を扱わせていただくことは結構ですけれども、今の農業情勢のもとではそんななかいかぬのじやないか。しかし、借りる場合、農民の立場でよりよくなるという点については賛成ではないかというふうに思っております。

それから、貸し付けの場合においては、先ほども申し上げましたが、行政の面も私どもも、ただ金を貸すということではなくて、貸した後の資金がどう使われ、それがどう有効に農民の生活に、再生産に役立つておるかどうかということを絶えず確認しながら指導できる体制をつくっておかなければならぬのじやないか。

関係等においては、ただいいものをつくればいいということでは、肉質の高いものをつくればいいといふ。やつておると、濃厚飼料のコストが非常に高くなつて、そういう一部の農家があつてもいいが、むしろ安いコストで安い牛肉をつくるという指導もしなければいかぬのじゃないか。やや競争的に、品評会等で一等になればいい牛だと言うけれども、それにはかなりコスト高となつており、経常的にはかなりの犠牲となつておられます。なるべく

く安い自給飼料でいける指導ということにしては、技術のみでなくして、経営コンサルタント的な温かみのある指導性を持つ必要があるのではないかと私は考えております。

くはないのだけれども、もっと深みのある、農業生産につながる一品いやなければいかぬのじやないかと思つております。

金融の自由化の大きなうねりが今後農協等にどのような方向であらわれてくるかということに関して心を持っているわけですから、農協が信用事業拡大をして大きく成長することと、系統運動といいますか、農民に當農指導をする面とはある意味では矛盾しているのではないかというふうに考えるわけであります。農協として大きく成長することは、スケールメリットとして追求することは、個々の當農指導という地道な活動を置き去りにするのではないかというふうに私は心配をいたしております。今後の農協のあり方に、ついての御意見をお持ちでございましたら、おねがいたしたいのが第一点。

もう一点は、先ほども出てまいりましたけれども

この二点でございます。よろしくお願ひいたゞ
く。中金とか公庫のいわゆる分野調整についてどう
のようにお考えになつておられるかという点でござ
ります。現実に末端では融資先の奪い合いをして
いるとも聞いてゐるわけでありまして、いわゆ
る中金と公庫のあり方を含めて御意見をお聞かせ
願いたい。

○齋藤参考人 金融の自由化につきましては、これは恐らく大変な影響が系統金融に起るものがあるというふうに思います。この自由化ともう一歩重なって、例の金融技術革命というふうに一般に言われておりますコンピュータリゼーションが、これまで大変な勢いで進んできておりまして、コンピューターを入れるために農協の体制を変えなければいけないといったような要請があるようにも思います。その場合に、自由化に対しましてもあるいは同時に進んでおりますコンピューター・タリゼーションに対しましても、農協の合併を大いに進めるということが言われております。

○吉浦委員 ありがとうございました。

○今井委員長 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 まず、岡本参考人にお伺いいたしました。

実は、農業基本法を国が制定いたしましてからもう二十五年でございますが、この間、農作物の消費の長期見通し、需給の展望、生産性の向上あらは専業化形態をうたいまして、規模拡大、機械化を指導してきたわけでございますが、その結果は、もう既に多くの農家は脱落しておりますし、現在残った大半の農家も借入金が増大しているわけでございます。こういう点では今までの農業基本法によるところの指導は大きく見直されなければならぬ段階に来ている、こう私は考えているわけでございます。

ただ、今負債償還不能になつた農家もたくさんあるわけでございまして、このことについて低利の借りかえ資金の対応をうたわれてもおりますが、今回も改正されようとしておるわけなんですが、農林漁業金融公庫貸付けの計画額、五十九年総額が七千五十億でございましたが、六十年度は六千八百五十億と総額は減つておるわけでございます。しかし、調べてみると、農地等取得資金とかあるいは自作農維持資金、このうちには再建整備資金も入るわけでございますが、これらは十分に活用されておりましても、他の資金は一応枠があるようでございます。

そこで、今参考人が申されましたこういう農家の実態からして、どの資金枠拡大が必要なのか、また、どの分野に緊急に対応してもらいたいのか、こういう点、具体的にお知らせいただけところがありますならひとつお知らせいただきたい、こう思つておられますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたように、北海道における資金需要は、一番ウエートの高いのは農地等取得資金と総合施設資金、それから土地改良の補助残融資の六分五厘資金、この三資金がほかの資金よ

りもかなり多く利用されております。

冒頭申し上げましたように、北海道の場合は特に農地等取得資金が非常に足りない。これは、町村あるいは農協も、農業委員会を含めて非常に苦慮をしておるというのが実態であります。申し上げましたように、毎年四十億から五十億ぐらいの不足資金が出まして、これを総合施設資金の併用で何とか切り抜けておるというような実態であります。これからも北海道におきましては、經營再建が非常に困難だということやらあるいは後繼者がいないということでお困りなことが多いと想われます。しかし、そういう状況の中で自己資金でそれらの離農跡地を取得するということは不可能であつて、やはり資金によって処理をしなければならぬということになると思ひます。したがいまして、農地等取得資金の需要がふえるだろうといふふうに実は思つております。

それから、総合施設資金等につきましても、やはり再投資というものが個人的に行われて、今までとは違いますけれども行われていくと思ひますので、こういう資金についての需要も確保しておかなければならぬ、このように考えておるわけあります。

○菅原委員 なお、参考人は五十年償還、二分利息の農業資金の対応を要求されておるわけでございますが、これは既にデンマークではこの対応をしておりましても、聞くところによりますと、以前は百年の三分償還が、利息がちょっと高いから五年、二分台という要求で現在現実化されているわけでございます。ですから、農業金融システムが笑つたといましても、デンマークではさらに農地の均分相続の禁止をしまして近代化の対応もしていります、ですから、こういう点では自信を持ってひとつ要求していっていただきたいと思うわけでございます。

○須佐参考人 お答えを申し上げます。
大変激励をいたしまして恐縮に存じております。先ほど申し上げましたように、何としても農地を整備して、国土の保全のためにこれをやらなければいけないという努力を重ねてまいつたわ
けでございます。

そこで、御質問の問題でありますが、負債整理援助基金の制度については、既にこの二月の村の議会で予算の措置が終つたのでござります。ただ、五十八年度と五十九年度で合計六千万円の基

ては全く同感でございます。私も実はそういう関係で、基盤整備に対するところの町単独での補助金交付を条例化したわけでございます。全く同じ

御苦労をなされている。しかし、こういう若者定住政策のための補助金交付が、かえってそういう基盤整備を進めても農家の負債が増大しまして、農業基盤整備事業負債整理援助基金制度まで創設されたということ、全くこれは身を切るような思いで私は参考人のお話を聞いていたわけでござい

ます。

さらに、基盤整備前と基盤整備後の写真のページを見まして、これは立派に国土保全であり国土改進でありまして、後世の国家民族の永久資産形成だ、そういう感を強めております。現に私も

基盤整備と水の確保は、もう強制執行をかけていいから国家が全額負担で資金を持つてこれを実行するということを去年からしょっちゅう国に要求しているわけでございます。こういう点で、同じ参考人の意見が聞かれたことは本当にうれしく思つておるわけでございます。

ついで、あと二、三年で圃場整備事業が完了した時点で、この諸制度、財政事情が許されるなら農家負担の軽減等について何らかの具体的な施策を立てたい、次期行政基本計画の中で具体的な案を得たいという要望でございますが、何かこの点についての見通しがありますならば、国家要望としてひとつお聞かせいただきたい、こう思うわけでございます。

○菅原委員 何せ農地は農作物以外生産できない土地でございまして、これを個人が所有しているといましても、農作物に対しましては国家が一たん緩急の際はいつでも統制をかける種類のものでございます。ですから、農地だけはほかの個人の土地所有とは違つて、ひとつ国家に堂々と要望できる一つの案を私たちにも今後お知らせいただきたい、こう思う次第でございます。

○須佐参考人 お答えを申し上げます。

次に、竹光参考人にお聞きする次第でございますが、今、公庫資金あるいは近代化資金、その他金融資金関係が満杯になつて融資の対象にならない、しかし大型畜産を経営している農家あるいは四十、五十頭ぐらいの中農家を何とか救済しなければならぬということを切实に訴えられたわけでございます。このための負債整理資金の要望もされておるわけでございますが、農協管理でこういいう資金の対応ができるれば果たして再建できるのかどうか。どちらかといいますと、参考人は資金の融資をする側にある参考人でございますから、あらはるいはこういう点ではちょっと当を得ない質問かと思います。

○竹光参考人 大変難しい問題で、決して私ども

閉鎖期までに六千万の基金積み立てができますの本繰り上げ償還に充てたいということで、既に予算措置を終わっております。

なお、行政基本計画にその内容を明記すると申しましたのは、これがその構想であります、この中に具体的なその措置を示したわけでございまして、その内容はお手元に差し上げております資料に尽きるわけでございます。

さうことで、もう一年ほど圃場整備完成には時間が要しますけれども、この基金をもつて十分にその政策目的を達成することができる、かよろしくお考えしております。

○菅原委員 何せ農地は農作物以外生産できない土地でございまして、これを個人が所有しているといましても、農作物に対しましては国家が一

たん緩急の際はいつでも統制をかける種類のものでございます。ですから、農地だけはほかの個人の土地所有とは違つて、ひとつ国家に堂々と要望できる一つの案を私たちにも今後お知らせいただ

きたい、こう思う次第でございます。

次に、竹光参考人にお聞きする次第でございますが、今、公庫資金あるいは近代化資金、その他金融資金関係が満杯になつて融資の対象にならない、しかし大型畜産を経営している農家あるいは四十、五十頭ぐらいの中農家を何とか救済しなければならぬということを切实に訴えられたわけでございます。このための負債整理資金の要望もされておるわけでございますが、農協管理でこういいう資金の対応ができるれば果たして再建できるのかどうか。どちらかといいますと、参考人は資金の融資をする側にある参考人でございますから、あらはるいはこういう点ではちょっと当を得ない質問かと思います。

○竹光参考人 大変難しい問題で、決して私ども

安易なうぬぼれは持つておりません。ただし、さつき申し上げましたように、今の厳しい農家をつぶすというか、かなり連鎖反応的性格を持つてゐる大型の農家であるだけに、私は、私の地方ならば県や町村等も御加勢をいただいて、農協と一緒に農家の資金のみでなく、経営管理をなって、農家の資金のみでなく、経営管理をその債務者の同意を得て一緒にやるという気持ちで、それをできるような努力を——私どもは率直な意見は、我々農場も利息を大幅に減免しようし、町にも援助を頼もうし、県にも頼もうということで、とにかく農家の先祖伝来の田畠から財産全部を競売にして農家をつぶしてしまふような状態に追い込まれぬように、最大限度の努力をしていかなければならぬというふうに思うわけでございます。

○菅原委員 先ほどの岡本参考人からも、肥料の値上がり、機械化等が生産コストを押し上げて農家経営を圧迫し、負債増大をさせている、そういう意見を聞いているわけでございますが、この肥料問題は全農が九〇%近く握っておりますので、これは国際価格より高い肥料を売っているのですね。國もこの價格保証をしている。さらにこの機械化を進めたのも農協でございますし、制度資金以外の農協の単独の金利はもう一〇%を超えていあります。これから、こういう点では大いに農協にも責任があると思うわけでございます。

ひとつそういう面で今後農家救済のために農協内部の改革に力を注いでいただきたいことを要望して、次に斎藤参考人にお伺いする次第でございます。斎藤参考人は、今回の制度改正、これを二つに分けられまして、総合施設資金とかあるいは中堅層への資金の道を開ける対応がなされていること意義のあること、また、近代化資金が地域農業の整備の道も開いていること、ある程度の賛意を示されながらも、果たして現在のこういう流れの中で投下資金が本当に農家そのものの近代化に効率的に役立ついくのかということでお安も投げられてるわけでございます。

ついては、これは金融問題とは関係のないことと——関係のないことじやないのですが、一応中堅層への資金の道の開かれることはいいわけでござりますが、しかし、今この中堅層の農家に專業形態の農業を指導していったのではなくて対応できない、私はこう思つてゐるわけでございます。やはり中堅農家というのは複合形態の農業指導が必要じゃないか。その中には、これも私再三主張しているわけでございますが、既に食うものをつくら農業指導をすべきだ。そのためには、先生は園芸部門出身でござりますし、そのプロパーでございますので、こういう中堅層への資金の道を開くに当たつて複合経営、特に園芸その他を入れていけば、何か一つの農家救済のできる新しい経営方法の道が開けてくるのじやないか、私はこう思えるわけでございます。このことについて何か技術的な指導への先生の御所見等がありますならばお伺いしたい、こう思うわけでございます。

○斎藤参考人 お尋ねでございますが、私が技術の方はとんと不案内でございまして、はつきりしたお答えにならないと思しますが、おっしゃるような複合経営というのは、大いにこれから進めるべき方向でありますかと私は思います。高度成長長期はすと専業農家、一部門に専業化することが推進されましたけれども、それで全くダメだといふことはございませんが、大変不安定な面を持つておりますから、こういう点では大いに農協にも責任があると思うわけでございます。

そこで、岡本参考人の方に、こういう引き上げが農家にどのような影響を与えるであろうか、また、その点に対する政府などに対する御要望があるといふふうに懸念せざるを得ないわけです。そこで、岡本参考人の方には、先ほどからも農業情勢が悪い、経営が大変困難になって貸し付けの実績も随分下がってきてるという話があるわけですから、こういう金利の引き上げが行われば最低必要な投資にも影響が出るのではないかといふ懸念を持つておられるわけすけれども、その点についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○岡本参考人 北海道の農業負債の実態についていろいろ御心配をいただきまして、大変ありがとうございます。今回の改正につきましては、やはり臨調行革、財政再建の一環として、三分五厘資金というのは高率補助だ、こういうような考え方がありまして、そして利息の引き上げをこれはどうしても実現させようとしていると思います。

○中林委員 次に、岡本参考人とそれから竹光参考人、借りる方とお貸しになる方、どちらかと言えば、分ければそういう仕事だと思うのですけれどござります。今日は、金融によって政策を推進していくという立場からいえば、マイナスの効果を持つだらう

現させようという、させなければならないというふうにこれは財政側の強い圧力もあつたというふうに我々聞いております。

しかし、今の農業金融制度の中では、これは文句を言いながらも三・五%の制度資金がなくなつた

とならないかといふふうに実は考えております。そ

ういう意味で、農林省の方々が頑張つていただいて

ありますように、この今の制度改正については理解が出てきたと思うのです。その中で、私どもがや

り農家にとって一番大変だと思うのは三・五%

の資金が、一部は残されますればとも5%に引

き上がる、これは今の農家の実態、農業の実態からすれば大変な影響が出てくるのではないか、

こういうふうに懸念せざるを得ないわけです。

そこで、岡本参考人の方に、こういう引き上げが農家にどのような影響を与えるであろうか、また、その点に対する政府などに対する御要望があ

るといふふうに懸念せざるを得ないわけです。

そこで、岡本参考人の方には、先ほどからも農

業情勢が悪い、経営が大変困難になって貸し付けの実績も随分下がってきてるという話があるわ

けですから、こういう金利の引き上げが行われれば最低必要な投資にも影響が出るのではないかといふ懸念を持つておられるわけすけれども、その点についてのお考えがあればお聞かせいただきたい

と思います。

○岡本参考人 北海道の農業負債の実態についていろいろ御心配をいただきまして、大変ありがとうございます。

今回の改正につきましては、やはり臨調行革、

財政再建の一環として、三分五厘資金というの

は高率補助だ、こういうような考え方がありまし

て、そして利息の引き上げをこれはどうしても実現

させたいのですが、私、畜産農家などを回つて

みますと、お金を借りるのはいいのだけれども、要らないものまでつくるなければならない、牛舎にこんなに立派な施設は要らないと思うのだけれども、それを取り入れなければお金が貸してもらえないのだというような話を至るところで聞くわざなんです。

今の制度資金がそういういろいろなものをくつつけなければ貸さないというような条件をつけていることに対して、岡本参考人の方の具体的な御意見でもあればお聞かせいたいと思いますし、また、竹光参考人の方からは、実際、多分農家の方々からそういう御意見もお聞きになつてゐると思いますので、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○岡本参考人 御指摘の点は、まあ大分改善されたというふうに思つておりますけれども、やはり機械化体系の中では、一貫作業体系というのが一つ義務づけられています。したがいまして、トラクターが入るとすべての作業機までといふような、いわゆる一組のセットになって購入をしなければならない、そして、これも価格がある程度決められている。今まで農機具屋が、口は悪いのですけれども、これによつてかなり利益を上げてきただろうと思います。ですからそういう点では、補助はある。あるいは融資制度はあるとはいながら、高い機械を我々が買わなければならぬ条件というのはそういう中でつくれてきていたと思います。

それからもう一つ、施設等につきましては、補助がある場合はある一定の基準がございまして、これは建築基準法とかいろいろあると思うのですけれども、同じ鉄骨でもやはり大きな鉄骨を使わなければならぬ、間に合うのだけれども、補助をもらうためにはその規格に合った資材を使わなければならぬ、こういうことが建築費を押し上げてきたと思います。

極端なことを言うと、やはり補助がないと一番最低の施設でやつてしましますので、そういうことがいろいろな過大施設といいますか、そういう

ようなぜいたくな施設といいますか、そういううちに立派な施設は要らないと思うのだけれども、それを取り入れなければお金が貸してもらえないのだというような話を至るところで聞くわざなんです。

○竹光参考人 ただいまの御質疑でございますが、むしろ私は貸す立場ではございませんで、反対に、数年前のごときは、大型酪農家に、まだ草地が草も出でていないのに大型の草刈機を入れたり、それから大きな鉄骨で牛舎を建てたり

ということです。そういうときに私ども言つたことは、君たち、アメリカやヨーロッパへ行って酪農を見たのかとまで言つて、投資をさせぬようにしました。しかし最近は、今お説のようなことはかなり修正されまして、是正されてきたと思つております。

私ども、やはり貸す立場ではありますけれども、払うときの農家の苦惱を知つておりますから、投資は最小限に、例えば牛乳あたりでも、冷却装置、サニタリーあたりにしましても十分乳が出るときに入ればいいじゃないかというふうで、むしろ二年、三年延ばすべきだという附せんというか意見をつけて、公庫あたりにも意見を出しているという状況でございます。

○中林委員 次に、須佐参考人の方にお伺いしたいと思うのですが、島根県なまの地元が島根県なまの山間地帯を抱えているわけなんですね。ですから、非常に注目をして入広瀬村の施策などがありますから、大変な御苦労があつたというふうに思います。それが今九〇%の達成率にまでいたっているというのでびっくりしているようなわけ

なんですかれども、負債がたくさんになるということでも基金もおつくりになつた。そこで基金もおつくりになつたと思つてきましたと、今後、こうしたお話を聞いた中でちょっと懸念するの基本的な基準といいますか、そういうものもぜひ改善をしていただき、いわゆるもうかる農業になる施設がつくれるように、補助事業の中では期待をしておるわけであります。

○竹光参考人 ただいまの御質疑でございますが、むしろ私は貸す立場ではございませんで、反対に、数年前のごときは、大型酪農家に、まだ草地が草も出でていないのに大型の草刈機を入れたり、それから大きな鉄骨で牛舎を建てたり

ということです。そういうときに私ども言つたことは、君たち、アメリカやヨーロッパへ行って酪農を見たのかとまで言つて、投資をさせぬようにしました。しかし最近は、今お説のようなことはかなり修正されまして、是正されてきたと思つております。

○須佐参考人 お答えいたします。

圃場整備事業についての農家の取り組みは、一〇〇%賛成であります。一〇〇%賛成で圃場整備は実行されました。農家が圃場整備を行うに当たって、国、県の諸制度、そしてこれに対する村の対応はこうだ、ひとつしかりとの内容をわざまえて圃場整備事業に取り組んでくれということで、農家の皆さんも納得ずくで圃場整備が実行された、この点は事実は全く誤つていません。そのよう實行されたわけでございます。

私が申し上げました議会における反対というのには、負債整理援助基金という基金を設定するに当たつて、この基金を通じて農家の負債を援助するということについては、公益に反するのではないか、こういう意見がお一人の方からあった。議会構成は十四人であります。そのうちの二人の意見がそういう意見であった、こういうことでございました。

しかし、私どもはこの事業、土地改良区に対する

財政援助といふものは、先ほど来先生方のお話にござりますように、公益に合致するといふふうに確信を持っておりますので、そのような方針によってこれからも対処してまいりたいと考えでございます。

負担金その他については十分納得ずくの中でな

い、このまま放置すれば大変なことになることになりますけれども、負債がたくさんになることでも基金もおつくりになつた。そこで基金もおつくりになつたと思つてきましたと、今後、こうしたお話を聞いた中でちょっと懸念するの基本的な基準といいますか、そういうものもぜひ改善をしていただき、いわゆるもうかる農業になる施設がつくれるように、補助事業の中では期待をしておるわけであります。

○中林委員 積極的に大変な御苦労の中で取り組んでいらっしゃることからこのよだ行政上の措置を講ずるに至つたということでございます。

○須佐参考人 その資料にも差し上げてございましたように、私どもの実行いたしてまいりました国は、補助率が七〇%から七五%という大変の制度は、高額なものをおつしめたしまいました。農村工業導入対策事業あり農村総合整備事業あり、あるいは新農機事業あり、こうしたよだな制度をそれぞれ適用してまいりましたが、どうか願いたいことは、現行補助率はあくまでも守つてほしい、この補助率を下げないでほしい。

今回補助金の削減等がなされたけれども、幸いこの事業についてはそれらの措置はなされなかつた。ただ、新潟県が財政が厳しくて、県の負担率を下げられたので結果的に私どもの受ける率が下がつた、こういうことで残念に思つておりますけれども、ぜひこの現行制度の補助率は堅持してほしい、このように願つております。

○中林委員 最後に、竹光参考人にちょっと御意見を聞かせていただければと思うのです。私のところも肉用牛和牛が非常に盛んなところなんです。先般も畜産の問題でいろいろとお話を聞かせていただきましたが、やはり負債整理の問題が一番の要求になつてゐるわけなんですね。先ほど北海道の岡本参考人の方から負債整理資金の話などがありましたけれども、肉用牛の農家について

されましたが、結果的にはこういう数字が出てま

に大切だとおっしゃったわけですねけれども、酪農がわかるわけなんです。経営指導というものが非常に今出しております負債整理の資金は一年一年見直していくわけですね。だから、引き続いて借りかえをしていかなければいけないところもあるし、そこまでのままでいいところもあるしということで、そういう面では、酪農に今適用されておる負債整理資金というものは當農指導も当然やらなければできない中身になっているわけなんです。ですから、私は、肉用牛肥育などについても当然そのような制度が必要なんではないかと思うわけなんですけれども、その点についての御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○竹光参考人 お答えいたしましたが、それは二通りに考えられるのではないかと思います。

普通に順調な酪農なり肉用牛経営をしておりまして、従来のようにただ金を貸しつ放しだけではなくて、えさでも効率的に使わせるなり、より安い牛の飼い方なり、あるいは経営管理とあわせてやれるような指導と、それから、私どもも、さつき申し上げましたように、北海道の岡本さんから二分の五十年という意見も出ましたが、こういう固定化しておる大口の債権については、より温かく、より厳しい姿勢で、農家を立て直すのだと、いう気持ちでいかなければならぬと私は思いますから、普通の畜産の経営とは違った姿勢で、もうつぶれておるというか、つぶれかかっておる農家を救済するのだから、農家自身も真剣に夜も寝も改良部及所、みんなが一緒になつて資金管理、経営管理等をやっていくという二通りに考え方なければ、一本ではないかぬのではないかと考えます。

○中林委員 指さん長い間どうもありがとうございました。これで終わります。

○今井委員長 以上で参考人に対する質疑は終りました。

この際、参考人各位に一言お札を申し上げたいと思います。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいたただ

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○新村(源)委員 農林大臣はさきの所信表明の中で、これから農政の基本的な方向を構造政策で、こういうようにおっしゃっているわけです。この構造政策というのは、やはり価格政策を補完をして農業経営と農民生活が守られるものでなければならない、こういうことは理の当然であるわけです。そこで、今回提案されております金融政策といふのは、これは何といましても構造政策の裏打ちをされる、構造政策がうまくいかいかないかという非常に重大なかぎりはこの金融政策にある、こういうふうに思うわけです。

そういう観点から今回のこの金融三法の改正の内容を見てまいりますと、価格政策の補完をしながら進めているとする、そういう構造政策の裏打ちとしての金融政策としてはどうして受けとめがたいわけですね。そういうことで、これはただいま私が申し上げたような構造政策を裏打ちをする、そういうものとして改定されたのか、あるいはただ単に今までの金融体系というのを一時的に見直したのか、まずこういう点について大臣のお考えをお伺いしたい。

○佐藤國務大臣 新村先生にお答えいたします。

今回の農林漁業関係の制度資金の改正というのは、一つは農林水産業者のための必要と要請があるてやることにしたわけで、その一つは、最近の

午後二時四十五分開議 午後二時四十分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。新村源雄君。

午後一時二十九分休憩

私が申しております足腰の強い農林水産業の育成のため、さらに農林漁業投資を積極的に推進していく必要があること、それからもう一つは、財政の効率的運用等を図るため、いわゆる効果的助成手段の確立が要請されていること等を踏まえまして、各資金制度の特性に応じ資金種類の拡充等を内容とした改善合理化を図るものでございます。すなわち、それは三つございまして、一つは無利子資金である農業改良資金の再編拡充、それから近代化資金の貸付限度額の引き上げ、公庫資金の貸付対象の拡大等各種の内容を行うとともに、構造政策等の推進の方針に即した重点化を行ふものであると思つております。

そんなことで、一番大切なことは、真剣に農林漁業の振興に取り組む者への円滑な資金の供給を配慮しています。全体として補助から融資への方向及び森林水産施策の推進方向に即した内容となつてゐると私は考えております。

○佐藤国務大臣　そのとおりでございます。

○新村(源)委員　そういたしますと、今回のこの金融三法の改正では、今言われております補助金から融資、こう変わっていくわけです。そうしますと、今日の農業情勢の厳しさというのは、これは昨日あるいはきょうの午前中の参考人の意見等をお聞きいたしましたが、非常に厳しい状況の中にある。そういう中で、もちろんこれは財政の問題もありますけれども、この農林予算の内容を見てもまいりますと、全体的に非常に厳しくなつてゐる。今の金融三法のみではなくて、農業者に対するところのいわゆる補助金なり交付金なり、そして今度新たに金融措置をしていくというものを全体的に見ますと、非常に大幅な後退をしている、こういうように言わざるを得ないわけです。

今回提案されておりますこの予算案の中で農林

漁業金融費、こういう中で総体で三十六億円の増になつてゐます。しかし、内容を見てまいりますと、被害農家農資金利子補給、あるいは信用基金融協会にはわずかなんでござりますが、信用保険事業に対する交付金がわずか二億を増額しておられます。また、近代化資金の利子補給補助金あるいは利子補給金、こういうものを見て來ますと大幅な減額になつておる。特に金融事業のみではなくて、例えば農業振興費あるいは農業構造改善費、さらには農業改良普及対策費、畜産振興費、こういうものを見ていきますと、金融は確かに農林漁業金融公庫補給金が四十八億円ほどふえておりませんけれども、私がざつと計算してみましても約二百億近いものが減額になつているわけですね。そして、その上でただ単に農林漁業金融公庫に対する補給金の四十八億円しかない。そうしますと全体的に大幅なダウンをしておる、こういうように言わざるを得ないわけですが、こういう内容でもって、一体今大臣がおっしゃつたように構造政策の重要な柱として今度の金融政策というものは構えていけるのかどうか、こういう大きな疑念を持つのですが、どうですか。

都道府県で進められてきた各種の構造政策、こういふもの等を見て論議をしていただきたいと思いますが、いたしましても、現状では大幅なダウンをしている、こういうように断ざざるを得ないわけでございます。

そこで、今金融の三本柱として取り上げられておりますのは、一つは農地等取得資金あるいは自作農維持資金、さらに総合施設資金あるいは土地改良資金、いろいろたくさんありますけれども、金融の柱として、資金の量から見ていましても大体三本あるわけです。そういうように見ていまして、農地等取得資金の現況等、これは私の町で調べたところでございまして、ごく近年の例でございますが、五十八年に四十五件、融資額が二億三百七十二万、さらにこれに総合施設資金が四千二十四億円、それから五十九年で見ても四十五件で農地等取得資金が一億一千九百四十件で農地等取得資金が八千九十万、こういうよう

に、現在農委のあつせんの額で一千万ですが、そういう限度枠を持ちながらも、資金の不足ということで金利の高い総合施設資金と抱き合わせにすることになつて、金利の高い総合施設資金の予算化というものが少ないので、こういう現況があるわけです。

こういう現況の中で、今度この貸付枠が一般は二百万から四百万にする、農委あつせんのものは一千萬から一千二百萬にする、あるいは農用地利用増進計画によるものは一千五百萬から一千七百万にする、こういうようにいずれも枠の拡大を図られた、これは私は非常にいいことだと思いますが、現況は、今言つたように五百万を超すものは総合施設資金と抱き合わせてやつてくれ、こういう裏づけが果たしてできますか。

○井上(喜)政府委員 農地取得資金でございますけれども、近年のこの資金に対する需要の動向を見てまいりますと、年々増加の傾向にござります。五十九年度におきましても、当初七百億円と見てまいりますと、年々増加の傾向にござります。そこで、今金融の三本柱として取り上げられておりますのは、一つは農地等取得資金あるいは自作農維持資金、さらに総合施設資金などを満度に重点的に、金利の高い総合施設資金などと抱き合わせにしないでやつていくかどうか、そういう決意があるかどうかということをお伺いします。

回る資金需要がございまして、年度途中に五十億円をさらに追加をいたしまして、合計で七百五十億円という資金枠でもって貸し付けを行つてゐるような状況でございます。六十年度につきましては、資金需要の動向を見ても、前年度比、つまり昭和五十九年度比でございますけれども、この当初比で一〇一・八%ということで七百三十億円を計上しているわけでございまして、非常に厳しい財政事情のもとではござりますけれども、私どもとしては精いっぱいの努力をしたつもりでございます。

また、総合施設資金との併用貸し付けについての御指摘ございました。この併用貸し付けの道は開かれておりますけれども、その限度いっぱいまで農地等取得資金を使わないと考

えておられるわけでございます。資金需要の動向によりますと、確かに御指摘のようなことがあらうかと考

えてまいりたい、このように思つて次第でございます。

○新村(源)委員 せっかくこういう貸付限度枠といふものを増枠されたわけですから、実際に一千二百万あるけれども一千万で、あとは総合施設資金を使いなさい、こういうことになつたのでは、せつかり限度枠はふやしたけれども何にもならないわけですね。絵にかいたものになるわけですよ。

ですから、限度いっぱい農地等取得資金については予算の確保に全力を挙げてもらいたいというこ

と。

それから、自作農維持資金でございますが、これは同じように私の地元の町で調べましたところ、昭和五十八年におきましては百五十八件、一億六千六百八十万、これは、御案内のように五十八年は北海道は大変な冷害でございまして、災害資金としてこれだけの融資がされたわけでありま

す。ところが、昭和五十九年には九件で四千五百萬。農協等に問い合わせますと、枠があれば大体一億円以上の需要がある、しかしこれは枠がない

からもうこのくらいで勘弁してくれといふこと

で、せつかりの自作農維持資金という制度がありながら、災害資金等では大幅に認められるけれども、平年度においては本当に少ない額より認められ

れないということが一つ。

○新村(源)委員 過去の実績については了承いたしましたが、私の問いたいのは、今度新たに二百万

から四百万にした、あるいは一千万から一千二百

万にした、一千五百万から一千七百万にしたとい

う貸付枠を、資金需要に応じて、農地等取得資金、これは現在の金融の中でも一番有利な金利ある金は五百萬はそのまま五百萬ですね。しかし、特認は八百五十万から一千五百万、こういうように仲間で、ぜつかりの自作農維持資金という制度がありながら、災害資金等では大幅に認められるけれども、平年度においては本当に少ない額より認められ

られないことをお伺いします。

○井上(喜)政府委員 お答えをいたします。

自作農維持資金のうちの災害資金でございますよう

けれども、これは天災融資法が発動されますよう

な大災害の場合にはその都度自創資金の所要の災

害枠というのを設定いたしまして融資を行つてお

りますし、また、被害が非常に激甚な地域におき

ましては、被害農業者の既貸付金の残高等の実情に応じまして特例の貸付限度額を設定してお

きましたのではないか、このように考へてお

がばしておるわけです。これは、今の農家経済の実態からいまして、なぜ今回この一般枠も、少なくとも今まで特認で認めた八百五十万くらいまで

上げられなかつたのか、こういうことについて農

水省の考え方をお伺いします。

○井上(喜)政府委員 お答えをいたします。

自作農維持資金のうちの災害資金でございますよう

けれども、これは天災融資法が発動されますよう

な大災害の場合にはその都度自創資金の所要の災

害枠というのを設定いたしまして融資を行つてお

りますし、また、被害が非常に激甚な地域におき

ます。

において農家が個人的にいろいろな災害を受けることが間々あるわけですよ。そういうものに非常に有効な資金として使われてきてるわけです。しかしこれは今までの経験から申し上げまして、平常年においては非常に節約な資金になっておるわけです。これがもう少し機動的に運用できる、そういうことであれば、今の負債整理対策といふものについてもまた違った考え方方が出てくるというような面も考えられるわけです。この点について、もっと積極的に枠の拡大なり、あるいは資金枠が、必要なものは大体満たしている、こういうように積極的に取り組む意思はございませんか。

○井上(喜)政府委員 自創資金の資金枠でござい

ます、これが今までの経験から申し上げまして、平常年においては非常に節約な資金になっておるわけです。これがもう少し機動的に運用できる、そういうことであれば、今の負債整理対策といふものについてもまた違った考え方方が出てくるというような面も考えられるわけです。この点について、もっと積極的に枠の拡大なり、あるいは資金枠が、必要なものは大体満たしている、こういうように積極的に取り組む意思はございませんか。

○井上(喜)政府委員 自創資金の資金枠でござい

ます、これが今までの経験から申し上げまして、平年、畜産が十年、野菜が七年、養蚕が七年、こうながら適切に設定をして、その枠の確保に努力をいたしたいと考えております。なお、限度額等につきましても、貸し付けの実態等を見ながら適切に限度額を設定すべきという考え方で我々対処してまいりましたけれども、今後ともそういった考え方で運営してまいりたい、このように考える次第でございます。

○新村(源)委員 今度の改正の中で農業改良資

金、無利子の資金というのがあるわけですね。これは枠がわざかに百五十億で、しかもこの内容を見てまいりますと、かなり選別をしなければ貸さない、審査が非常に難しい、なかなか対象にのれない、こういうように内容を見て感じておるわけですが、この点についてはどういう運用をされようとしておりますか。

○関谷政府委員 生産方式改善資金については、

無利子の非常に政策的な資金でございまして、国の場合、特に新しい部門の生産方式改善資金については、果樹、畜産、養蚕、野菜等につきまして、それぞれの場合に一定の生産方式を導入する、従来の技術導入資金のように個々の技術ではござい

ませんで、一つの技術を組み合わせました一定の生産方式を導入しまして、果樹でございますれば

品種の転換なり樹種の転換をする、こういうよう

な一定の要件に適合することが必要でございます。そこが非常に政策度合の強い金融であると

いうことになりますので、こういうような状況を

見ますと、当面この新しい部門については百五十分円ぐらいの資金を見込もう、こういうことで計上したわけでございます。

○新村(源)委員 債還年限が、果樹の場合が十

年、畜産が十年、野菜が七年、養蚕が七年、こう

いうようになつておるわけですが、この貸付条件

といいますか、使い方によつては、農業の未来に

希望を抱く後継者等がこういう資金によってかなり積極的に取り組めるのではないか、私はこういう期待を持つわけです。

しかし残念ながら、先ほどから言つているよう

に貸付条件が少し厳しくなるという懸念が一つ

と、それから、これから恐らくこの資金の枠をも

つともっと拡大していかれるだろうという期待は

持つてありますけれども、もつと資金の貸付条件

の緩和をすると同時に、資金枠の拡大というこ

と。もう一つは、経営の内容によつては、施設を

積極的な資金の需要というの年々減退をし、減少傾向にあるわけです。今回、本制度の活性化に非

常に大きな期待を持つて、こういうことでございま

すが、これは午前中の参考人の御意見がございましたように、近年、農業情勢の厳しさから非常に

やうに考へております。

○新村(源)委員 次に、総合施設資金でございま

すが、これは午前中の参考人の御意見がございま

したように、近年、農業情勢の厳しさから非常に

やうに考へております。

○新村(源)委員 次に、総合施設資金でございま

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

○後藤(康)政府委員 今回の制度金融の見直しに際しまして、貸付条件につきましてもいろいろ検討をいたしたわけでございます。そして、その中で、ただいまお尋ねのありました総合施設資金の振置期間中の四分五厘という金利を廃止をしたと
いうことでござりますが、今回の見直しの中で金利については全部上げているということではございませんで、総合施設資金の借入対象者の資格を拡大し、今までの自立経営目標の七割方の規模のいいわゆる中核的な扱い手の農家の方々まで借りら
れるようにするということに伴いまして、酪農・肉牛・牛経営改善資金でございますとか果樹園經營

事業とか土地改良事業等を見ておりまして、補助と融資という場合に、補助事業の場合、一般会計が非常に厳しくなって事業がおくれてきます。融資の場合ですると、例えば自分の計画どおりいくというようなことも出てくる。そんなことで、事業効果を高めるのには非常にいいのではないか。したがって、先ほどちょっとと言いましたが、真剣にまじめに農業に取り組んでいる人にとっては非常に有利ではないか。こんなことも考えているわけですが、基本的には守るべきものは守るというような姿でこれから農政を進めてみたい、このよう考へております。

て申し上げますと、この間には第一次酪農近代化計画、昭和四十一年から五十二年、そしてこのときの目標は百十八万トンから二百五十一万トン、年率一・三%伸ばしていけという計画。しかしこの計画が達成しないうちにさらに昭和五十年から六十年に第三次酪農近代化計画、これは基準年次の百四十六万トンから達成年次の六十年には三百四万トン。しかし、これも達成年次を迎えないで、第四次酪農近代化計画というのを昭和五十七年から六十五年を目標年次にして、二百二十八万トンから三百十四万トン。こういうように、目標が達成されない、その次にまたすぐ新しい計画を示していく、こういうことが相次いで行われたわ

て申し上げますと、この間には第一次酪農近代化計画、昭和四十二年から五十二年、そしてこのときの目標は百十八万トンから二百五十一万トン、年率一・三%伸びていけという計画。しかし、この計画が達成しないうちにさらに昭和五十年から六十年に第三次酪農近代化計画、これは基準年次の百四十六万トンから達成年次の六十年には三百四万トン。しかし、これも達成年次を迎えないで、第四次酪農近代化計画というのを昭和五十七年から六十五年を目標年次にして、二百二十八万トンから三百十四万トン。こういうように、目標が達成されない、その次にまたすぐ新しい計画を示していく、こういうことが相次いで行われたわけです。それが、先ほど私が申し上げましたように、昭和四十七年当時十八億三千万程度の負債があり、昭和六十年、ことしの三月には九十六億円という、実に五倍強の負債額に増大してきたわけで

大してまいった農家の一部には負債が固定化する
というふうなことが出てまいったこともございま
して、五十六年度から酪農負債整理資金といふ
うなことで負債対策を講じてまいりておるわけで
ございます。その後経営環境が好転してまいって
おるわけでございますが、なお一部には今後対策
を要するというものもあるわけでございます。一
般的には、先ほどお話をございましたような自創
資金における再建整備資金というものを活用して
対処してまいりておるわけでございますが、なお
特別な対策を要するといふものにつきましては、
六十年度におきます酪農負債整理資金の融通にお
きまして負債整理計画に対する最終年度としての
対策を講ずることといたしまして、いわばこうい
つた農家が六十年度以降におきましても経営の安
定が図られるような措置を講ずることとしたいと
考へておるわけでございます。

いのですが、昭和六十年度以降につくの負債整理対策と/orものを引き続いく、こうしたことでござりますね。

女築農家が三千戸余でございますが、これらの
中には経営の改善が達成されて卒業された農家が
千二百戸程度あるわけでございます。それらの農
家で、六十年度のいわば約定償還金で返せないも
のについて醸農負債整理資金による融資を行いま
して、なお残高が残るということになりますと、
これらの農家については六十年度以降やっていけ
ないという問題が出てまいるわけでございます。
ですから、そういった点も含めて、六十年度の対
策の中に織り込んでやつてまいりたいと考えてお
るわけでございます。

○新村(源)委員 私が先ほどから強調しておりましたのは、昭和五十六年度に対象になった三千八戸ですか、この農家について言っているのではなくて、北海道の酪農全体が、もつともっと多くの対象以外の方々がこういう状態の中で非常に困っている。ですから、それを改めて対策をしていく

○ 佐藤國務大臣　先生にお答えいたします。
先生御指摘の点もございましたが、例えば国営
というようなことで制度の後退というのは、むしろ後退ではなくて充実したものにしていかなければならぬ農業の実態にあると思うわけです。そういう点について、大臣、どういうようにお考えになりますか。

そこで、今水田も畑作も酪農も負債の問題は大体似通つておりますけれども、酪農の部分について拾つてみました。これは十勝のある農協の実態でござりますが、昭和四十七年当時の負債が約八億三千万、昭和六十年には九十六億七千万、こういうよろに、所得率が下がると同時に負債がどんどん伸びてきておる。そして酪農の場合に限つ

の所得率が五十八年では二十一・四%に下がってします。また酪農經營では、五十三年に三十六・一%のものが五十八年には二三・一%、こういうようになります。また所得率が下がっております。

その背景には何があったかといいますと、北海道においては約十万ヘクタールの米の減反、酪農におきましてはいわゆる生産調整、畑作においては、これは因作もございましたが、いわゆる外豆等による価格の暴落等が含まれてこういうように年々農業所得率というものは低下してきておる。

○野明政府委員 お答え申し上げます。
酪農負債の問題に関しましては、五十年代の初
た。しかし残念ながら昭和五十四年度からいわゆ
る牛乳の生産調整が行われた。こういう状態で、
今日北海道の酪農が酪農経営安定資金という負債
整理の対策が行われておりますけれども、それは
わずか三千戸程度であつて、多くの酪農家がこう
いう中にいる。こういう点について畜産局長は、
反省として今どういうようにお考えになつておりますか。

如某農家が三千戸余でござりますが、これらの中には經營の改善が達成されて卒業された農家が千二百戸程度あるわけでござります。それらの農家で、六十年度のいわば約定償還金で返せないものについて、酪農負債整理資金による融資を行いましたして、なお残高が残るということになりますと、これらの農家については六十年度以降やっていけないといふ問題が出てまいるわけでござります。ですから、そういった点も含めて、六十年度の対策の中に織り込んでやつてしまいたいと考えてお

め生乳生産の伸びが七九%ないし九%というふうで、需要を相当上回る規模で生産が拡大してまいつたわけでござります。そういう中で過剰に突入いたしまして、ただいまお話をありましたように、五十四年度から計画的な生産ということが生産者団体の自主的な努力によって始められたわけになります。そういう中で、これまで規模を拡

○新村(源)委員 私が先ほどから強調しておりましたのは、昭和五十六年度に対象になった三千八戸ですか、この農家について言っているのではなくて、北海道の酪農全体が、もつともっと多くの対象以外の方々がこういう状態の中で非常に困っている。ですから、それを改めて対策をしていく

か、こういうことを聞いているわけです。

○野明政府委員 お答え申し上げます。

そういった御意見があることは承知をいたしております。ただ、五十六年度に酪農負債整理資金をスタートさせましたときに対象農家として手を挙げていただいて、経営改善計画を立てて毎年見直しをしてやつてまいりておるわけでございますが、そういった農家は三千数百戸であったわけでございます。

それで、これ以外の農家の問題につきましては、必要があれば一般的な自創資金による対策といふうなものが用意されておるわけでございまして、この臨時特別な資金というものについても、それらの農家を対象とすることは考えておらないわけでございます。

○新村(源)委員 大臣にお伺いしますが、一般的に農家負債整理の必要性というものについて、今までしばしばこの委員会でも問題提起がされるわけですね。大臣もその実態については大体理解を示されて、今後善処していきたい、こういうお気持ちになっているというふうに私ども理解をしているわけです。

そこで、今畜産農家、酪農家、こういう人たちはそれぞれの時点で一定の対策を進めておりますけれども、そういうことがもう全体的に広がってきているということをごぞいますから、今局長がおつしやったように酪農の部分については考えていかないんだということになつたら、これは大変な問題になる。この点について大臣、引き続いてそういう対策を検討していく、こういうように理解しておるわけですが、どうですか。局長の話とちょっと違うのですが。

○野明政府委員 お答えいたします。

酪農負債整理資金につきましては、先ほどお答え申し上げましたように五十六年度から三千戸戸を対象としてやつてまいりたわけでございますが、これらの対象農家は経営環境が非常によくなつてしまつたわけでございます。ただ、六十年度になりました場合も、六十一年度以降に措置を要す

るような残高が残る農家も見込まれるわけでござります。

○野明政府委員 お答え申し上げます。

そういう御意見があることは承知をいたしております。ただ、五十六年度に酪農負債整理資金をスタートさせましたときに対象農家として手を挙げていただいて、経営改善計画を立てて毎年見直しをしてやつてまいりておるわけでございますが、そういった農家は三千数百戸であったわけでございます。

それで、これ以外の農家の問題につきましては、必要があれば一般的な自創資金による対策といふうなものが用意されておるわけでございまして、この臨時特別な資金というものについても、それらの農家を対象とすることは考えておらないわけでございます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

今局長が言つたとおりでございますが、先月末の畜産物の価格対策につきましても、やはり負債対策をかなり加味したと思います。

それからもう一つは、たしか道府で六十年度に農家の実態調査をやると聞いておるので、その実態調査を踏まえまして諸施策を考えたい、こう思つております。

○新村(源)委員 局長さんと大臣の答弁はちょっとニーアンスが違うわけですが、理解としては、道府で今そういうものの実態調査をしている。そ

の実態を見た上で必要があれば一般酪農家についても対策を進めていく、こういうように理解しておるわけですね。

○佐藤国務大臣 そのとおりでございます。

○新村(源)委員 畜産局長、先ほどから私が言つてゐるように、せつかく高い目標を何回もつくりかえていつておるわけですね。しかしその目標に到達しないうちにまた目先を変えていく。そしてさらに限度数量ということでおゆる生産の枠をかぶせてきておるわけですね。そのため北海道の第三次計画を見ましても、昭和六十年度には三百四万トンにならなければならぬものを、五十八年度では二百四十万トンよりないわけですよ。

五十九年においても二百五十万トンまでいつていません。こういういわゆる生産調整によつて生産がずっと規制されてきておるわけですね。そういう

中で、ことし農業団体の限度枠が三十一万トン要

求されていたにもかかわらず、わずかに八万トン

より認めなかつた。これは非常に遺憾なことであります。こういうことが北海道の酪農というものを非常に困難な状況の中に陥れてしまった。この点

については、私は、やはり先ほど局長がおつしやつたように、生産が拡大してきたから滞貨をしました、こういう農林水産省としての見通しなりあるいは対策なりがその時点その時点で適切でなかつた、こういうことが現在の農家経済の実態になつてきていると思うわけです。

そこで、昭和五十九年度のいわゆる乳業者の利益といふものは非常に膨大な利益があるというこ

とはもう既に公表されたところですね。そういうことで、ことしの基準取引価格を九十九銭値上げした。しかし、値上げはしたけれども、これは政

策吸収をされて、農民のところには一つも利益還元がされなかつた。そこで、昭和五十九年度分は乳業メーカーが持つておるわけですから、これをせめて一年分ぐらいいわゆる無脂固形分の増加分といいますか、九十九銭、それだけになるとどうかは別として、その利益分を五十九年度に限つて農民に還元させる。せめてそのぐらいいの農林水産省としての酪農に対する思いやりがあつていいのではないかと思うのですが、どうですか。

○新村(源)委員 局長さんと大臣の答弁はちょっとニーアンスが違うわけですが、理解としては、道府で今そういうものの実態調査をしている。そ

の実態を見た上で必要があれば一般酪農家についても対策を進めていく、こういうように理解しておるわけですね。

○佐藤国務大臣 そのとおりでございます。

○新村(源)委員 畜産局長、先ほどから私が言つてゐるように、せつかく高い目標を何回もつくりかえていつておるわけですね。しかしその目標に到達しないうちにまた目先を変えていく。そして

さらに限度数量ということでおゆる生産の枠をかぶせてきておるわけですね。そのため北海道の第三次計画を見ましても、昭和六十年度には三百四万トンにならなければならぬものを、五十八年度では二百四十万トンよりないわけですよ。

五十九年においても二百五十万トンまでいつていません。こういういわゆる生産調整によつて生産が

ずっと規制されてきておるわけですね。そういう

今お話しの基準取引価格との関連の問題でござりますが、基準取引価格につきましては、いわば

加工原料乳につきましては基準取引価格水準以上

での取引といふものが行わることになつておるわけでございます。こういった上回る価格での取

引というものは当事者間の合意にゆだねられておるわけでございます。したがいまして、いわば指定

生乳生産者団体、これは一元集荷、多元販売を基礎としたしました交渉権限も与えられておるわけでございます。

実際にこれまでも両者の交渉によりまして相応の還元がなされたということもあるわけでございます。そういうことでございまます。

○新村(源)委員 局長、それはちょっと私は責任で、私ども、この問題につきましては、当事者間の合意によつて取り扱われるいくものであるといふうに考えておるわけでございます。

そこで、昭和五十九年度のいわゆる乳業者の利益といふものは非常に膨大な利益があるということはもう既に公表されたところですね。そういうことで、ことしの基準取引価格を九十九銭値上げした。しかし、値上げはしたけれども、これは政

策吸収をされて、農民のところには一つも利益還元がされなかつた。そこで、昭和五十九年度分は乳業メーカーが持つておるわけですから、これをせめて一年分ぐらいいわゆる無脂固形分の増加分といいますか、九十九銭、それだけになるとどうかは別として、その利益分を五十九年度に限つて農民に還元させる。せめてそのぐらいいの農林水産省としての酪農に対する思いやりがあつていいのではないかと思うのですが、どうですか。

○新村(源)委員 局長、それはちょっと私は責任で、私はこの問題につきましては当事者間の合意によつて取り扱われるわけでしよう。だから、それ以後に決められるわけでしよう。だから、それ以後に決められるわけでしよう。だから、それ以後に決められるわけでしよう。

○新村(源)委員 局長、それはちょっと私は責任で、私はこの問題につきましては当事者間の合意によつて取り扱われるわけでしよう。だから、それ以後に決められるわけでしよう。

が設けられ、交渉権限も与えられておるわけでございます。両者の間で十分話し合って解決すべき問題であるというふうに考えております。

○新村(源)委員 局長、それからもう一步出て、もう乳業がもうかっているということは、これは昭和五十七年からわずか二カ年間のうちに毎年百億以上の利益が出ているということは、これは報道関係者やその他の調査で明らかなわけですね。そういうのに農林水産省は目をあさいで、一番苦しい農民に我慢をせい、そういう精神じやいかぬと思うのですよ。私が言っているように、もう一步進んで、こういう状態であるので当事者間において十分協議をしなさい、こういう指導通達を出せ、こう言つているのですが、それは出せないのですか。

○野明政府委員 利益が出ていたかどうかということにつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、過去においては、極端な場合には安定指標価格を一〇%以上下回る時期が続いたこともあるわけでございます。したがいまして、その時点その時点の条件の中でもメークとなり何なりはそれなりの企業努力がなされておるわけございません。したがいまして、おっしゃるような、単に安定指標価格と比べてどうだということは一概には申し上げられないわけでございます。したがいまして、いざれにいたしましてもこの問題は……

○新村(源)委員 もつと簡単でいいですよ。私が言つているのは、あなたがここで説明しているのを、それをもう一回、ただ単に、指導通達をしないと言つておるだけなんだ。あなたはその現実を既に認めているのでしよう。

○野明政府委員 その点につきましては、先ほども申し上げましたようにメークと指定団体が十分話し合つて解決すべき問題であろうというふうを考えております。

○新村(源)委員 これは、これからも局長さんに強く迫つて、ぜひともその実現を期していきたいと思つております。時間がなくなりましたので、以上で終わりま

す。

○島村委員長代理 吉浦忠治君。

したいのですが私は、水産関係だけに絞りまして質問をいたしたいと思うわけでございます。最初に大臣にお尋ねをいたしたいのですが、法案に入ります前に、日ソサケ・マス漁業交渉についてお尋ねをいたしたいのです。

新たな日ソ漁業協力協定を締結するための第六回目の交渉が三月二十一日から始まっておるわけ

であります。母川國の主権を協定文にどう書き

す。新たな協定が締結されない限り今年の北洋サ

ケ・マス漁業は操業できないということになるわ

けであります。この早期締結が望まれていると

ころであります。安易な妥協はこれまで禁物で

あります。政府に大変御苦労を願わなければな

らないわけでありますけれども、現在までの交渉

の進捗状況と今後の見通し、しかも五月の操業に

間に合うかどうか、これはぜひとも間に合わせて

いただきたいけれども、こういう点を要望申し上

げてお答えいただきたい。

もう一点、大臣よろしくうございます。鯨の

問題ですけれども、これは日米捕鯨協議が行われ

ておるというふうに聞いておりますけれども、ア

メリカが大変厳しい態度でありまして、商業捕鯨

全面禁止の決定に対する異議申し立ての撤回の期

限でありますところの四月一日を前に、当委員会

でも決議を行つたわけであります。この四月一日

を過ぎて交渉はどういうふうに進んでおるのか、また政府は異議申し立ての撤回をどのように取り扱うのか、我が国捕鯨を継続できるのかどうかという點が大変重要な問題であります。私は、金融三法のうち、特に漁業近代化資金助成法の改正案に限定をいたしまして質問を行いたいと存するわけでございます。

私は、金融三法のうち、特に漁業近代化資金助成法の改正案に限定をいたしまして質問を行いたいと存するわけでございます。

今回の改正案は、厳しい財政状況のもと、水産庁が財政当局と真剣な折衝のもとに法案を提出されたものであると考えるわけでありますけれども、三重苦にあえぐ我が国漁業の立場からいえば決して満足すべきものではないと思うわけでございます。私が重点的に金融三法のうち特に漁業近代化資金助成法改正案のみを質問するゆえんもそこにあるわけであります。以下、現行制度上の問題点が今回の改正案でどのくらい克服されたか伺つてまいりたいと思うわけでございます。

漁業近代化資金は、系統資金原資の代表的な制度資金であります。漁船資金を中心して融資実績の純減、貸付残高の減少がこの二、三年継続していよいよとしてやつておるわけでございますけれども、いまだにその具体的な条文はできておりません。その条文ができ上がった段階で実質交渉に入るわけでございますが、我が国北洋のサケ・マス漁業者並びに関連産業の方々の御心配、それから今後の生活と、このような問題もありますので、今後とも最大限の努力を傾注してまいりたいと思います。そこで、今回の改正はいわゆる漁業関係者の

要望をどの程度改正に入れられたのかどうか、これが第一点。二点目は、今後の貸付枠の消化の目通しはどういうふうになつておるか、この点をまずお伺いをいたしたい。

○斎藤(達)政府委員 漁業近代化資金制度につきましては、先生御指摘の近年の漁業經營の悪化と、いうようなことから、漁船使用が長期化いたしまして、漁船を中心とした設備投資に対する資金需要が低迷しているという状況に対応いたしましたとして、貸付限度額を二倍に引き上げる、それから漁船資金の貸付対象トン数を七十トンから百十トンに引き上げる、それから漁船資金の償還期限を十二年から十五年に延長する、それから地域漁業資金総合整備資金制度を創設する等、いろいろ改善を行なうことにしておるわけでござります。これは厳しい財政事情のもとにおきましては、関係団体等の要望を相当十分に取り込んだものであると考えておる次第でございます。

私は、ここに漁業経営の困難さと、条件が農業と比較して著しく悪くなっている、このように半減している状態を見るわけでありますけれども、農水省はこの差をどういうふうにお感じになつていらっしゃるのか、この点をまずお伺いをいたしたい。

○齊藤(達)政府委員 漁業関係の貸付実績の落ち込みが、農業に比べてかなり激しく落ちているということは事実でございます。特に、近年の漁業経営では、先ほど先生御指摘ありましたように、燃油価格等の高水準での推移、それから二百海里体制の強化、定着化、あるいは水産物需要の伸び悩みによる魚価の低迷という、いわゆる三重苦、という厳しい環境下にござります。実際に、第二次オイルショック後の五十五年以來、中小漁業経営につきましては赤字基調で推移しておるということと、経営状況は厳しい状況にある。それからまた、沿岸漁家経済につきましても、中小漁業経営ほどではございませんけれども、やはり同じく燃

の増加ということでござりますけれども、この資金需要につきましては、今後の経営動向に大きく述べ、左右されるということはやはり認めざるを得ないと思ひますし、それに加えまして、従来から現行のトーン数規模あるいは貸付限度についても特認制度というのを設けておりましたので、これが一部吸収されるというようなこともありますので、今回の一回の改正がすべて純増につながるということにはならないかと思ひますけれども、やはり資金需要の増大は相当見込まれる。ただ、正確に数字で申し上げることは困難であるということでございま

私は、ここに漁業経営の困難さと、条件が農業に比較して著しく悪くなっている、このように半減している状態を見るわけでありますけれども、農水省はこの差をどういうふうにお感じになつていらっしゃるのか、この点をまずお伺いをいたしたい。

○齊藤(達)政府委員 漁業関係の貸付実績の落ち込みが、農業に比べてかなり激しく落ちているということは事実でございます。特に、近年の漁業経営は、先ほど先生御指摘ありましたように、燃油価格等の高水準での推移、それから二百海里体制の強化、定着化、あるいは水産物需要の伸び悩みによる魚価の低迷という、いわゆる三重苦といふ厳しい環境下にござります。実際に、第一次オイルショック後の五十五年以來、中小漁業経営につきましては赤字基調で推移しておるということです、經營状況は厳しい状況にある。それからまた、沿岸漁家経済につきましても、中小漁業経営ほどではございませんけれども、やはり同じく燃油価格の高水準での推移あるいは魚価の低迷ということで、漁家所得が低迷を続けているという状態でございます。このような事情のために、漁業者の設備投資資金である漁業近代化資金の貸付実績が低調に推移しているというふうに考えざるを得ないと存じております。

○吉浦委員 貸付限度額の引き上げについて伺つてまいりますが、単純に現行の二倍に引き上げる、こういうふうになつておりますが、最近の漁業用施設の大型化あるいは施設単価の上昇とあわせまして勘案してまいりますと、二倍の引き上げが本当に妥当であるかどうか、大変私は疑問であると思うわけです。

貸付状況を対比してみると、同じく貸付率は低下をしているわけではありませんけれども、農業近代化資金の方は、昭和五十三年の七三・九%から五十八年五六・七%と緩やかに下降しているわけであります。ところが漁業近代化資金は、五十三年の九八・八%から五十八年五一%と、異常と思われるほど急激に低下をしているわけであります。

私は、ここに漁業経営の困難さと、条件が農業よりも劣るところを比較して著しく悪くなっている、このように半減している状態を見るわけでありますけれども、農水省はこの差をどういうふうにお感じになつていらっしゃるのか、この点をまずお伺いをいたしたい。

○吉藤(達)政府委員 漁業関係の貸付実績の落ち込みが、農業に比べてかなり激しく落ちているということは事実でございます。特に、近年の漁業経営では、先ほど先生御指摘ありましたように、燃油价等の高水準での推移、それから二百海里体制の強化、定着化、あるいは水産物需要の伸び悩みによる魚価の低迷といふ、いわゆる三重苦といふ厳しい環境下にござります。実際に、第二次オイルショック後の五十五年以来、中小漁業経営につきましては赤字基調で推移しておるということと、経営状況は厳しい状況にある。それからまた、沿岸漁家経済につきましても、中小漁業経営ほどではございませんけれども、やはり同じく燃油价の高水準での推移あるいは魚価の低迷といふことで、漁家所得が低迷を続けているという状態でございます。このような事情のために、漁業者の設備投資資金である漁業近代化資金の貸付実績が低調に推移しているというふうに考えざるを得ないと存じております。

○吉藤委員 貸付限度額の引き上げについて伺つてまいりますが、単純に現行の一倍に引き上げられる、こういうふうになつておりますが、最近の漁業用施設の大型化あるいは施設単価の上昇とあわせまして勘案してまいりますと、二倍の引き上げが本当に妥当であるかどうか、大変私は疑問であると思うわけです。

そこで四点にわたつてお尋ねをいたしますが、まず第一に、二倍とした根拠は何なのかどうか、二倍で足りない漁業者に対してもどのように対応なさるのか、この点が第一点。漁船資金の借り受け者等について、二十トンで線引きをされているわけであります、二十トンを境に金利が違うのでありますと、この二十トンの根拠というのはど

大型化している今日において、二十トンの基準は、これがあつたのか、これが第二点。第三点は、見直す必要があるというふうに考えますけれども、水産庁はこの見解をどういうふうに持つておられるのか。第四点は、特認の問題であつてしまつても、今後の特認の運用方針についてどのようにお考えを持っていらっしゃるか。その四点、お尋ねをいたしたい。

○齊藤(運)政府委員 まず、今回の貸付限度額の引き上げでございますけれども、主な融資対象施設の一件当たりの貸付額を、前回限度額を引き上げました四十九年度と比較してみますと、四十九年度の一件当たり貸付額と五十八年度の一件当たりの貸付額でございますが、四十九年度を一〇〇といたしますと、漁船につきましては一八八、これから漁船漁具保管修理施設等につきましては二一八、それから養殖用施設が二三五、それから養殖用種苗の購入育成施設が一六九と、ほぼ二倍強後に伸びていることや、それからまた、漁業用生産資材の卸売物価が十年間くらいの間にほぼ二倍になっておるということで、漁業者等の資金需要に十分対応できるのではないかというふうに考えておる次第でございます。もちろん、一部の渔船、例外的な場合でございますけれども、この引き上げられた貸付限度でも資金需要に対応できなかつた場合には、大臣の特認制度の適切な運用により対処してまいりたいと存じております。

それからまた、二十トンという区分でございましが、一般的に中小漁業と言われておりますのと、十トンを境にしまして、十トン未満を沿岸漁業、それから十トン以上を中小漁業と言つておりますが、中小漁業の中でも船の小さいものといふのは、沿岸漁家と同様に生業的な零細な経営であるということで、近代化資金の漁船資金の適用余地につきまして、沿岸漁家と中小漁業の下のもの利を一括しまして、二十トンのところで線を引いておるということです。

それからまた、限度額の引き上げにつきまして、大型化という御指摘がございましたが、沿岸

漁業といいますと二十トン未満が中心、それに類似の経営、中小経営の方といふことで、やはり二十トンということで、同じような考え方で区分しておるわけでございます。

それから特認の運用方針でございますが、この近代化資金の貸付限度額はおおむね平均的な漁業規模を基準として設定されておりますが、例えばいろいろな漁業種類の中には、「そらの船」どうしても使わなければいけないとか、あるいはさらには二三十以上の複船操業でなければいけないといふような漁業、あるいは同じ漁船の規模であっても非常に装備が高度化しておる漁業等がございます。例えばカント・マグロ漁業とかサケ・マス漁業とかいうようなものがございまして、これらの中には、引き上げ後の貸付限度額の特認を行いたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉浦委員 次に、漁船資金対象漁船トン数の見直しについて伺つておきたいのです。

まず最初に、制度発足時、七十トン未満の漁船に限定しても、沿岸並びに沖合の大部の漁船を漁船資金の対象としてカバーすることができた、こうされております。漁船の大型化あるいは新測度法施行に伴いまして、見かけトン数等がアップされたことから、業界なりあるいは関係者が大幅に引き上げるべきだというさまざまの要望が出されているわけでありまして、本法改正で百十トン未満に引き上げる、こういうふうにしておりますが、なぜ百十トンといふように規定されたのか、その根拠をお伺いいたしたい、これが第一点。

第二点は、現在おおむね九割をカバーしてきていたとしても、新造船の造船が進むに従いまして、日ならずしてまた激急にそのカバー率が低下することは明らかでありまして、適宜、対象漁船の見直しを行わなければ制度そのものの後退となるというふうに考えるわけであります。適宜その見直しについてのお考えをどういうふうにお持ち

なのかどうか。この二点をお伺いいたしたい。

○齊藤(達)政府委員 漁業近代化資金制度の貸付対象漁船は、この制度ができました昭和四十四年度以降、原則として七十トン未満を限度としてきたわけですが、先生御指摘のとおり、近年、漁船が大型化しているということ、それから新しくトン数のはかり方が変わりまして、今まで、新しくトン数のはかり方が変わらなくて、今まで漁船の内容積ではかつておつたものが外容積ではかるというようなことになりましたので、実際に漁船そのものの大さきは変わらなくて、名目上トン数が上がってしまうというようなことが出てきております。そういうことのため、漁船建造資金に占める近代化資金のシェアが減少傾向にあるわけです。

このため、今回の制度改正におきましては、本資金の貸付対象の漁船のトン数限度についても見直すことということにしたわけでございますが、この際、近代化資金といふものの貸付原資は沿岸及び沖合漁業者の系統関係の預貯金でございますので、それに相応する沿岸及び沖合漁業の大部分を融資対象とできるようになります。そこで、大体現在の沖合漁業の大部分を包含し得るというふうに定めたわけでございますが、このことにつきましては、都道府県等の意向も踏まえまして、大体現在の沖合漁業を中心とした地域につきましては、沿岸漁業を中心とした地域がみまして、漁場利用の適正化を基本として活力ある漁村をつくるということで今度計画されるものでございます。そのような趣旨に立ちましては、漁業が漁獲努力と資源とのアンバランスというよなことから多くの問題を抱えていてることにかなり多くのがみまして、漁場利用の適正化を基本として活力ある漁村をつくるということで今度計画されると、それに相応する沿岸及び沖合漁業の大部分を融資対象とできるようになります。そこで、この際の制度創設當時の基本的考え方の方にのとりまして百十トンといふふうに考へておるわけでございます。

それからまた、もう一つ御指摘がございまして、今後漁船の更新が行われて大型化していくべき限度を変えるべきではないかという御指摘につきましては、今後漁船のトン数別構成が相当程度変化し、今度のトン数限度が成り立っております。沖合漁業のほぼ大部分という基本的な考え方と乖離するような状態になりましたら、その段階で見直しをすべきだというふうに考えております。

○吉浦委員 次に、地域漁業総合整備資金制度について伺いたいのですが、これは水産庁が六十年度予算で活力ある漁村づくりの三本柱の一つとして行おうとしているものであります。地域営漁計画のもとで地域漁業再編に資するものに特利に

よって近代化資金を融資するというもので、梓は四十億円、こういうふうに聞いております。政府の一部ではこの特利を、例えば減船を伴うもの

需要が強い場合には、次年度以降の段階で検討してまいります。

○吉浦委員 次に移りますが、農業の場合には特

利制度は公庫資金と近代化資金と二つあるわけであります。水産に関しましては近代化資金のみであります。その点、水産金融の軽視は否めないというふうに思うわけでありますけれども、かつまた金利について言えば、公庫資金の平均で、水産関係が五・九%に対しまして農業関係は五%、

こういうふうになつておるわけでありますが、この金利の格差はなぜ生じているのか、この点まず最初にお伺いをいたしたい。

○齊藤(達)政府委員 御指摘の地域漁業総合整備資金制度といふのは、現在の沿岸漁村の窮状、特に適正な漁場の利用を推進しながら活力ある地域漁業の振興を図るという観点から、厳しい財政事情のもとで創設することにいたしたものでございまして、結果としまして近代化資金についての特利制度でございまして、公庫資金の特利といふことにならなかつたわけでございますけれども、公庫資金の融資の重視化が課題の一つとなつてゐる現状のもとで、新たに特利制度を設けるといふことが困難でありましたといふ事情を御理解いただきたいと思うわけでございます。なお、今回特利の対象とならなかつた公庫資金の一般施設資金につきましては、近代化資金によつておおむねかべられるのではないかと存じております。

それからまた、農業関係の金利と漁業関係の金利との比較の問題でございますが、公庫資金の金利について見ますと、確かに先生御指摘のとおりは四十億円の特利の枠が超過することが考えられるわけであります。そういう場合にはどのように対処なさるおつもりなのかどうか、お尋ねをいたしたい。

○吉浦委員 次に、地域漁業総合整備資金制度について伺いたいのですが、これは水産庁が六十年度予算で活力ある漁村づくりの三本柱の一つとして行おうとしているものであります。地域営漁計画のもとで地域漁業再編に資するものに特利に

よつております。

○吉浦委員 そのようにしますと、運用によっては漁業関係には見られない長期低利の資金があるためでございまして、業態の差異を考えますと、私ども残念でございますけれどもやむを得ないと考えております。

○吉浦委員 資金の用途が異なりますけれども、漁業の場合は土地というふうに、また水産の場合にはそれに匹敵するものは漁船ではないかと思うわけで、漁船資金の金利水準を引き下げて水産の金利負担の軽減を図るべきだと考えますけれども、こういう点はいかがお考えですか。

○齊藤(達)政府委員 漁業にとりまして漁船といふのは、生産手段として漁業におけるトラクターその他の漁業機械等と比べるとはるかに重要度が高いことは事実でございます。しかしながら、同時に農林業における土地に相当するものが漁船そのものであるのかあるいは漁場などのかといふことは、いろいろ考え方があるところではないかと思います。私どもとしても漁船資金の金利はぜひとも低くしたいと思うわけでございますけれども、直に漁船イコール土地ということで関連づけて考えることは必ずしも適当ではないと考えております。

○吉浦委員 この点について、水産金融に大変詳しく述べた金子元農林水産大臣は、当委員会において答弁に立られたときに、漁業関係の金利が高過ぎることを明確に認められたわけです。是正されべきであるというふうに明言されておりますけれども、この金子元農林水産大臣の答弁は今回の改正でどのように生かされたのか、これは大臣、どうですか。

○佐藤国務大臣 先生にお答えいたしますが、金子元農林水産大臣の考え方によく承知しております。さきに申し上げたように業態の差異による平均的な金利水準に差が生ずることはやむを得ないと考えておりますが、金利水準が低いことは望ましいことではございまして、これまでもその方向に向けてできるだけ努力を続けてきたところでございま

厳しい財政事情により、低金利資金についてその融資の重點化を図るなどの状況下においては、この漁業関係の資金については金利の引き下げの実現は極めて困難であることを御理解いただきたいと思います。

○吉浦委員

統一お尋ねをいたしたいのです

が、國は三重苦にあえぐ我が國水産業救済のため各種の緊急融資制度を創設して対応してきているわけですが、現在その緊急融資の償還期がピークに来ておるわけであります。これが各種の影響を与えておりますが、全國の漁協貸付金前年同期比増減額推移を見てまいりますと、五十年十二月期以降長期貸付金と短期貸付金の異常とも思える増減が見られるわけであります。

金利の安い長期貸付金が減り、その分だけ金利の高い短期貸付金が増加している数字があるわけであります。

本産庁はこの事実をどのように把握しておられるのか、お答えをいただきたい。

○齊藤(達)政府委員

先生御指摘のとおり、五

八年十一月から五十九年九月の間にわたります全国の漁協の長期貸付金が、残高でござりますが三百二十四億円減少しているのに対しまして、短期貸付金が百四十四億円増加しておるということになつております。これは、長期貸付金については償還が進み、他方短期貸付金については漁業経営の厳しさを反映しまして、資金繰りが窮屈になつてその需要が増大したという状況を示しておると存じますが、緊急資金の償還がどういうふうにして行われたかということは、必ずしも私ども資料を有しております。ただ、借り受け者の資金繰り上、緊急資金の償還に当たつて短期的に漁協等の資金を利用する場合もあり得るという事情は否定できません。

○吉浦委員

私は、相当無理して償還に充ててい

るのではないかというふうに考えざるを得ないわけですが、体質がまだ改善されていないにもかかわらず、高い金利の短期資金を借りて安い金利の長期資金の返済に充てれば、先行きはもう詰まつてしまふのは明らかでありますから、國はこのよ

うな無理な返還現象を生じないために、いわゆる漁業構造再編整備資金等を弾力的に運用する必要があるというふうに考えるわけでありますけれども、この点どういうふうにお考えなのかどうか。

○齊藤(達)政府委員

確かに昭和五十九年度にお

きましては制度資金の償還がピークを迎えたわけでございますが、さしたる混乱が生じたというふうには私ども見ておらないわけでございます。そ

の理由としては、まさに御指摘のとおり、都

道府県、金融機関あるいは漁業団体等の協力によりまして、漁業経営維持安定資金による借りかえや漁業生産構造の再編整備に参加した漁業者に対する漁業構造再編整備資金というようなものの貸し付けがあつたことも寄与しているものと考えております。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

○吉浦委員

次に、中小漁業融資保証保険収支の改善について伺つておきたいのです。

○齊藤(達)政府委員

先生御指摘のとおり、五

八年八月から五十九年九月の間にわたります全国

の漁協の長期貸付金が、残高でござりますが三百二十四億円減少しているのに対しまして、短期貸付金が百四十四億円増加しておるということになつております。これは、長期貸付金については償還が進み、他方短期貸付金については漁業経営の厳しさを反映しまして、資金繰りが窮屈になつてその需要が増大したという状況を示しておると存じますが、緊急資金の償還がどういうふうにして行われたかということは、必ずしも私ども資料を有しております。ただ、借り受け者の資金繰り上、緊急資金の償還に当たつて短期的に漁協等の資金を利用する場合もあり得るという事情は否定できません。

○吉浦委員

私は、相当無理して償還に充ててい

るのではないかというふうに考えざるを得ないわけですが、体質がまだ改善されていないにもかかわらず、高い金利の短期資金を借りて安い金利の長期資金の返済に充てれば、先行きはもう詰まつてしまふのは明らかでありますから、國はこのよ

うな無理な返還現象を生じないために、いわゆる漁業信用保証制度の存続といふことが大事だと思うのでございますが、その融資保証制度を制度として維持しますためには、それが保険理論に従つて機能するということが大事なのではないかと思います。そのため中央漁業信用基金に補正予算での追加出資等をやっておるわけでございまが、とにかくこの中央漁業信

用基金の保証保険収支が回復するということが必要であると考へております。そのため、一方では慎重な融資審査をする、あるいは保証審査をするように指導するということが必要になつておるわけでございますが、そういうことで单にいたずらに融資を縮めようと考へておるわけではなくて、経営の再建の見通しのあるものにつきましては所要資金の融通に必要な保証を行つていくといふ考え方をきちんと通していきたいというふうに考へておるわけでございます。

○吉浦委員

次に、中小漁業融資保証保険収支の改善について伺つておきたいのです。

○齊藤(達)政府委員

まず最初に、五十八年度末で求償権残高が全国

で三百六十五億八千六百万円、一協会平均八億三千二百万円、こうなつておるわけであります。

○吉浦委員 いわゆる中央基金からの保険金の支払いについてであります。その財政状態のためとは思いますが、スムーズにおりないという実態があるわけですが、さしたる混乱が生じたかどうか。

○齊藤(達)政府委員

確かに昭和五十九年度にお

きましては制度資金の償還がピークを迎えたわけでございますが、さしたる混乱が生じたかどうか。

○吉浦委員

確かに昭和五十九年度にお

きましては制度資金の償還がピークを迎えたわけでございますが、さしたる混乱が生じたかどうか。

うな無理な返還現象を生じないために、いわゆる漁業構造再編整備資金等を弾力的に運用する必要があるというふうに考へるわけでありますけれども、この点どういうふうにお考へなのかどうか。

うには私ども見ておらないわけでございます。それは、この点どういうふうにお考へなのかどうか。

○吉浦委員

確かに昭和五十九年度にお

きましては制度資金の償還がピークを迎えたわけでございますが、さしたる混乱が生じたかどうか。

うには私ども見ておらないわけでございます。それは、この点どういうふうにお考へのかどうか。

○吉浦委員

確かに昭和五十九年度にお

きましては制度資金の償還がピークを迎えたわけでございますが、さしたる混乱が生じたかどうか。

うには私ども見ておらないわけでございます。それは、この点どういうふうにお考へのかどうか。

権の利率が3%になるよう利子補給を行う、もう一つは、共同事務処理体制の強化として、事務処理推進費、いわゆるコンピューター等の導入がありますが、これに三分の一補助する等が講ぜられる、こうなっているわけですが、この事業の実施によって漁協の再建にどの程度の効果が發揮されるというふうに予想されているのか、お尋ねをいたしたい。

○渡辺説明員 お答えいたします。

先生ただいまおつしやいましたような漁協信用事業整備強化対策というのを六十年度から実施しようということにしておるわけでございますが、これは漁協の組合員とか役員、あるいは系統団体、行政機関等、関係者が一丸となりまして、漁協經營の実態を直視しまして、それをどのようにして再建していくかということを協力して実施していく、というところに特色があるわけでございまして、そのためには漁協自身も增收に努めるとか、経費の削減、手数料の引き上げ、あるいは不稼働資産の処分といったよどきの自助努力をまずやって財源を確保するということをやつてもらわなければなりませんが、あわせまして、系統上部団体、都道府県、国等も、欠損金あるいは管理債権という名前を私たちに持つておるのですが、一定の固定化した債権の見合努力をまずやって金利負担をするための利息をつきまして金利負担をするための利息をつきまして取り残されてしまうのではないかといふ危険性があるわけであります。信用事業の統合をしておるわけでございます。組合の現状がいろいろ事情が違いますので、傷の深さといいますか経営の苦しさ、程度にもよろかとも思つておられますけれども、ある程度の傷の漁協にとりましてはかなり大きな回復剤になるのではないかといふ期待をいたしておりますのものでござります。

○吉浦委員 この場合に、漁協の管理債権の範囲はどの程度のものというふうに想定されておられるのか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

この管理債権という言葉でございますが、私は

ちが仮つけた名前で一般的な用語になつておらないものですからなかなか御理解がいただけないかとも思いますけれども、従来、漁協対策をやつた場合には、欠損金が出ておりますと、それに対する対応を実施するための助成等を行つておつたわけでございます。ところが、それだけでは追つかないというような状況もござりますので、新たに管理債権というようなものも利子補給の対象にしようというのが趣旨でございます。そこで、この管理債権ということの中身でござりますが、漁業者であります組合員が經營不振に陥りまして、そして組合に対しての償還が滞つてゐる組合から見る貸付金の中で、所定の約定ではその回収が事実上困難である、だから欠損金まではきれいに処理し切れておりませんけれども、組合側から見ますと回収が不可能である、そういうような性格の債権につきまして、これを管理債権といふように名づけて助成の対象にしていくことについておる次第のものでございます。

○吉浦委員 これから漁協の信用事業について伺つておきたいのですが、漁協は經營形態にばらつきがありますし、規模においてもさまざまあるわけであります、これから金融自由化または国際化の中で、うまく対応していかなければ孤児として取り残されてしまうのではないかといふ危険性があるわけであります。信用事業の統合を進めていかなければならぬ反面、漁村での唯一の金融機関でありますし、大きく統合することはなかなか目が届かないなるという矛盾も抱えているわけであります。また、金銀、内為制度に加入していない状況下にあるわけで、現在の法制度のもとで一律背反する二つの役割をいかにして担つていくのか、この点をお伺いしておきたい。

○渡辺説明員 先生御指摘のとおり、漁協の果たすべき役割というのは、その地域社会にとりまして非常に大切な機能を持つておると思っております。したがいまして、漁協が健全に經營されていくことをどうしても確保しなければならないと思つておる次第でございます。

近の漁業の状況は、遠洋漁業につきまして非常に後退を余儀なくされておるとか、あるいは漁業全般問題もしたがいまして漁業者につきまして出でて、この管理債権といふことの中身でございます。新たな厳しい環境の中で、どうしましてもやはり組合員たる漁業者自身が、やはり組合員でありますので、その人たちの意識の喚起に基づきまして漁協が立派なものになるようお互に協力して漁業經營の健全化に努めていただきたいということではござりますけれども、私たちもいたしましてもできる限りの經營基盤の強化あるいは漁協の合理化、効率化ということに対しまして助言なり指導なりの強化をさらにしていかなければならぬというよう存じておる次第のものでございます。また、先ほど御説明申し上げました信用事業につきましての整備強化対策を始めたというのも、そのような趣旨の一環として始めさせていただきたいというよう考へておる次第のものでございます。

○吉浦委員 合併助成法がこの三月三十一日で期限切れとなつたわけでありますから、これからはいわゆる漁協の自主的効率化につながるたわけであります、合併は今後とも進めていかなければならぬというふうに考へるわけでありますけれども、水産庁はどうのよにお考へなのか。

○渡辺説明員 お答えいたします。

漁協の合併につきましては、昭和四十二年に制定されました合併助成法がありまして、以後三次にわたりまして議員立法によりその延長措置が講じられてまいつたものでございます。ところが、これがことしの三月末で新たな合併あるいは事業計画の提出期限といふものが切れてしまつたわけでございます。ただ、この間約二十年ござりますけれども、合併の推進はこの法律のもとである程度達成されたと私たち考へておりまして、近年では合併の件数は極めて少なくなつておりますし、今後もこの立場でございまして、自動的に今後は運動とされども、やむを得ないのではないかと思つておる次第でございます。また、系統團体におきましても、この法律が切れてしまつたことでございまして取り組んでいこうとすることを機関決定いたしましたが、現状はまだ残つておるわけでもありますので、私たちいたしましては、合併の推進自身の旗をおろしたということには考えておりませんで、今後とも系統の自主的な努力につきまして適切な指導等をさせていただきたいといふように考へておる次第でございます。

○吉浦委員 現在漁業再編整備は業種に着目してのみ行われてありますが、現実は例えばサンマとかサバとか兼業で行なわれてゐるのです。業種別にとらえた減船方式は、例えばサバのたもすくい漁業等の沿岸漁業には合わないのでないかと

でございまして、水産庁といたしましては、やはりこのような業界団体の自主的な意向を尊重しながら、またあわせて同一魚種を対象とする他種漁業団体間の調整を図りながら、円滑な推進に努めさせていただきたいと思っておるわけでございます。

○吉浦委員 また、同一漁場での各種漁業のあり方について、やはり総合的に調整して構造改善を図っていくべきではないかというふうに思うわけありますけれども、この点についてどういうお考えですか。

○齊藤(達)政府委員 同一魚種に関しまして、異種の漁業間でいろいろな調整問題が生じておることは事実でございますし、それぞれの経営問題につきまして、やはり業種ごとに団体での話し合いあるいは団体間での話し合いを進めながら進めしていくということになるのではないかというふうに考えております。

○吉慶(遠)政府委員 農業と漁業との長期見通し
と思つてはいますが、現在沖合、沿岸漁業の構造再編は自主減船を柱に行われているのであります
が、この減船方式は、残存者負担の関係から思つて、切つた構造再編が行われないわけであります。國や県は、漁業の許可を行つて、その資源量あるいは漁獲努力量を考慮して公示制度をとつてゐるのであり、許可隻数については責任があるわけであります。國、県は、第一義的に責任を持つて構造再編を進める必要があるのでないかといふふうに思うわけであります。また、農業においては六十五年見通しという長期見通しがあります。漁業にはそれがないわけであります。國の努力目標とともに総合的な、長期的な日本漁業のあり方を示して漁業再編を進めるべきではないかといふふうに考えるわけであります。先の見通しのない減船では意味がないというふうに思うわけであります。これほどどのようにお考えか、お尋ねをいたしたい。

ございませんが、水産物につきましては、生産が漁業等の自然条件やあるいは諸外国の漁業規制の強化等によりまして変動するということがありまして、長期見通しが農業の場合に比べてかなり難しいということが言えるのではないかと思います。特に減船との関係で見ますと、単に長期的な需要の見通しだけではなくて、やはりかなり長期的な、短期的な不規則変動をいたします資源の変動、諸外国の漁業規制、それから經營条件の激変等、いろいろな問題が突然的に生じてまいりますので、これらの要因を総合的に勘案しながら個々の事業に即してやつていくことが適切な指導ということになるのではないかというふうに考えます。それからまた、長期的な措置ということになりますと、例えば許可漁業につきましては五年ごと、漁業によっては一年ごとといふことで一斉更新というような制度もございまして、資源との関係あるいは諸外国との関係で隻数を定めていくという仕組みになっております。

の二点をお尋ねをいたしたい。
○齊藤(通)政府委員 サバたもすくいにつきましては、先生御指摘のとおり、東京、千葉、神奈川、静岡の一都三県の関係漁業者が、二十トントリノ上位のサバたもすくい漁船の、これは全部で百二十隻でござりますが、その三割に当たる三十七隻を、六十年、六十一年の二ヵ年にわたりまして特設漁業生産構造再編推進事業によりまして減船を行いたいという計画を既にお立てになつたと伺っております。それからまた、近海カツオ・マグロ漁業につきましては、二百海里の漁場制約、それから燃費その他の中高騰、それから特に昨年カツオ魚価が安かつたというようなことによりまして、経営が非常に悪化しております。そのために、近かつて我々は呼びますが、全国近海かつお・まぐろ漁業協会におきましては、同じく生産構造再編等の経営再建対策について検討を進めてきておりまして、昨年末に約二割相当の自主減船を行つとうといふ基本方針について機関決定を行つたわけでござりますが、まだ減船の具体的な実施計画はできておりませんといふふうに聞いております。

なものとなるかどうか、この三つの点、簡潔で結構でございます、お答えをいただきたい。
○渡辺説明員 セつからくの御下問でございますけれども、先ほど次長から御答弁申し上げましたように、まだ具体的な計画というものにつきましては私たちお話を聞いておらないわけでございません。具体的な計画ができ上がりましたら、その計画を見せていただきまして、先生御指摘のような点につきまして、どのようになつてているかというような点につきまして私たちも判断をさせていただきたいと考ておる次第のものでございます。
○吉浦委員 最後にございますが、たもすくい漁業の不振の原因といふのは、私は昨年からいろいろここで述べておりますけれども、いわゆるまき網漁が小型魚を大量に捕獲した結果であるうといふふうに思ひます。これには業界では「利根川尻さば漁場の操業調整合せ」というのが結んであるわけでありますけれども、これは水産庁、千葉県庁等が確認したもので、五十八年に延べ五十三隻、五十九年には六隻のまき網による違反操業が行われておるわけであります。本年に入ってからも、まき網のはとんどがいわゆる違反をしているというふうに聞いておるわけであります。何がゆえにこのように違反が続くのか。聞いてみますと、イワシをとるために入ったといふように弁明をしているわけであります。そういう言いわけはもう通用しないわけであります。このようにいわゆる協定違反が続発しているとを見ますと、この協定はまき網漁業者にとってほとんど効果がないのじゃないかというふうに思ひます。このまき網漁業の操業といふものは、資源が回復するまで指定漁業省令第十八条に基づいてまき網漁業の許可に制限的な条件をつけるという措置がぜひとも必要でないかというふうに思うわけであります。この点についてどういうお考えをお持ちなのが、お尋ねをいたしたい。

いますが、マサバ等の多獲性の大衆魚、多獲性の浮き魚類というものは自然条件によって非常に大きく左右されるわけでございまして、漁獲による影響といふのはそれほど大きいものではないといふふうに言われております。したがいまして、まさ網の操業が直ちにまたもしくいの漁業の不振をもたらしたというふうに断じるには科学的にはちょっといかないのではないかと言われております。

御指摘の利根川尻のサバ漁場におきます漁業秩序につきましては、水産庁としても非常に重視しております。まことに残念なことだと思っております。この利根川尻協定といふ網とたもすく兩者の間の協定は、双方が漁場利用の秩序をお互いに守る、それから資源の有効利用という観点から話し合いを行いまして、合意の上成立している非常に有意義な、自主的な漁業者間の協定であると考えております。したがいまして、その遵守は当然当事者の責任であるといふうに考えておりますが、水産庁といたしましても、協定の趣旨が遵守されますように、今後とも監視船による現場指導の強化、それから漁労長、通信長あるいは操業責任者に対する協定遵守の指導、それから特に北部太平洋まき網組合に対する違反防止対策の要請等により、さらに指導を徹底してまいりたいと存じております。

○吉浦委員 時間になりましたので、終わります。

○今井委員長 次に、駒谷明君。

○駒谷委員 引き続いて私の方から、金融三法の一部を改正する関連の法案につきまして、特に農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法一部改正を中心いたしましてお尋ねをいたしたいと思います。

ます農業改良資金助成法の一部改正でございますけれども、当面する農政の重要な課題、一つは農業生産の再編成、二つには土地利用型農業の経営規模の拡大という問題、さらに生産コストの低減等々の問題に対応しながら経営基盤の強化を図

るために、農業改良資金の種類の再編成、充実を行なう、そういうことで、新しい技術の導入に加えて経営改善に着目をした合理的な生産方式の導入が必要であるという趣旨から、新たに生産方式改善費を創設するということでありありますけれども、この資金の運用について若干お尋ねをいたしました

と思います。

まず第一点でございますが、今回の資金の種目については三十億円、畜産については九十億円、野菜十五億円、養蚕十五億円というような予算に亘っておりまして、毎年まき網漁船による協定違反がたびたび生じてることとはまさに残念なことだと思っております。この利根川尻協定といふ網とたもすく兩者の間の協定は、双方が漁場利用の秩序をお互いに守る、それから資源の有効利用という観点から話し合いを行いまして、合意の上成立している非常に有意義な、自主的な漁業者間の協定であると考えております。したがいまして、その遵守は当然当事者の責任であるといふうに考えておりますが、水産庁といたしましても、協定の趣旨が遵守されますように、今後とも監視船による現場指導の強化、それから漁労長、通信長あるいは操業責任者に対する協定遵守の指導、それから特に北部太平洋まき網組合に対する違反防止対策の要請等により、さらに指導を徹底してまいりたいと存じております。

○吉浦委員 時間になりましたので、終わります。

○今井委員長 次に、駒谷明君。

○駒谷委員 引き続いて私の方から、金融三法の一部を改正する関連の法案につきまして、特に農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法一部改正を中心いたしましてお尋ねをいたしたいと思います。

ながらこの総枠の中で部門別の需要にも適正に対応するよう十分配慮してまいることとしたいたいと思つております。

○駒谷委員 次に、今回の改正の中、特に果樹栽培合理化資金それから畜産振興資金につきましては都道府県が中心になりますては償還期間が十年以内ということになつておるわけでございます。償還の期間については一番長いわけでありますけれども、この償還期間十年にした背景、どのような事情を考慮されてそのようにしたのか、まずその点をお伺いいたします。

○駒谷政府委員 今回十年以内としましたのは、畜産振興資金と果樹栽培合理化資金、その中でも改植、高接ぎに係る経費でございます。

畜産振興資金につきましては、御承知のように五十九年度から畜産振興対策の一環としての畜産振興資金供給事業というのがございまして、これを組みかえたものでございますので、十年以内といふことでございましたので、それのいわば実質的な引き継ぎということをございまして三十年としております。ただこれは、関係の機械、施設の耐用年数とか農家の償還能力とか、総合的に勘案して五十九年度に十年といふように設定されたというふうに承知しております。

また、果樹栽培合理化資金のうちの畜産振興資金は、やはり改植、高接ぎ等でござりますと、経営の安定段階に入るまでに数年を要するということになりますと、ほかの七年以内といふことでなくして十年といふところまで貸付期間を少し長くする必要があるということで十年といったわざでございます。

○駒谷委員 きのうそしてきょう、参考人の質疑の中では参考人からいろいろな意見の陳述がございました。もう既に御案内とのおり、農業経営といふわけでございます。したがいまして、國の段階におきましては全体の資金需要の把握、これは県ももちろん弾力的な貸し付けの実行を行うようになります。融資を受ける、いわゆる制度融資、統融資等があるわけでありますけれども、このた

わけであります。特に畜産関係については、もう御承知のとおり大変厳しい経営状況になつておるわけでございます。今回、十年という形での融資の新設が今度の中から出てきたわけであります。果樹につきましても、永年作物ということでお間、生産方式改善資金が新設をされて、この目的について、むしろもう少し長く検討すべきではなかつたかというふうに私自身思うわけでございますけれども、そういう点について御所見をお伺いたいと思います。

○駒谷政府委員 今回の貸付条件全体として見ますと、生産方式改善資金のうちの畜産振興資金については、貸付限度が百分の九十といふようなことで極めて高いということをございます。また、上限償還期間十年といふことだけではなくて、最長三年の据置期間を設けております。こういうことで、もちろん果樹や畜産の収益性、それから資本回収がほかのものより長くかかる、こういう点を十分考慮しなければいけないわけでございますが、そういう点を考慮しつつ、また経営改善の能効、意欲のある農家に対する貸し付けの審査、そういう面でも十分配慮をするということも含めまして、そして何よりも本資金は当然のこととでございますが無利子でございますので、ほかの資金と違いまして、借りている間、残高がある限りそれには何がしかの利息がつく、こうしたことではございませんが、これら総合的に勘案しますと、もちろん経営面の指導なり、特に融資後の指導については十分留意をしなければならないわけでございますが、全体としては十年程度の期間設定をしますと、この中で農家の償還は可能である。こういうふうに考えておる次第でございます。

○駒谷委員 次にお尋ねをいたしますが、このた

麦、大豆あるいは普通畑作物等の當農については対象にならないわけであります。ただ、經營規模拡大資金が新しく創設されておりますのでその問題はあるわけですが、生産方式による新たな資金措置というものが今度の改正では出てきておりません。この改善の方針、どのようなお考えであったのか、その点についてお伺いたします。

○鶴谷政府委員 お尋ねのように、米麦、大豆、

こういう部門につきましては、今回、生産方式改善資金の中で從来の技術導入資金のほかに一つ新しい資金を設ける、こうしたことにはいたしてお

りません。これは、趣旨としましては、やはり畜産、果樹、野菜、養蚕というような四部門におきましては、御承知のようなそれぞれの部門をめぐる最近の需要の動向、それから經營の改善の必要性、これを見ますと、やはり從来の技術導入資金のほかに、生産方式といふような、より広い一連の技術を組み合わせました生産方式の採用によりましていわゆる体質の強化を図っていく、こういふことが緊急に必要な部門であるというふうに判断した次第でございます。

御指摘の稻作、畑作等の部門につきましては、從来の技術導入資金でこれからも引き続き対応するわけでございまして、御承知のよう、生産組織

単価というのは少なくとも一倍ぐらいに上げてもいいといふ農業者の希望等がいろいろと出ておるわけでござりますけれども、從来から行われておりますこの要綱に基づいての標準資金需要額

という問題について、どのように考えておられましたか。これの見直しについてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○鶴谷政府委員 技術導入資金関係等の標準資金需要額の改定、見直しについての問題のお尋ねでございます。

これは、御承知のよう、標準資金需要額設定をいたしておりますが、從来、こういふ關係の経費

の物価上昇等の状況も見ながら必要に応じ改定をいたいという声があり、広島に行きました。その意見が実際にあったわけでございます。政令の時点においてきちっとこの点についての検討をよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、經營規模拡大資金の問題につきまして、まずその前提として農地流動化の促進ということでお尋ねをいたしたいと思います。

昭和五十七年八月に農政審議会から「八〇年代の農政の基本方向」の推進について」と題する報告が行われました。昭和六十五年を見通しての農業構造の展望を示されておるわけであります。そ

こで、昭和五十六年から昭和六十五年までの十年間の流動化、いわゆる農地の移転の関係について

は九十万ヘクタール、特に都府県については七十万ヘクタール程度を目標にしておるわけであります。そして、そのうち八〇%を經營規模の大きい農家に

集積させるという一つの指針といいますか、報告があるわけであります。そしていわゆる中核農家

が最も基本的な考え方としましては、やはりお尋ねにございましたように資材費等の動向も見なほどの必要なものは改定をしていくこととで、

これから改正法施行後の問題としてはこの辺の問題も検討しなければいけないと存じておるわけでござります。ただ、五十五年度に改定されたもの

が多いわけですが、その後、物価賃金調査等による農村物価指数等で見ますと、農業生産資材総合で五十五年度一〇〇に対しまして一〇一・四、農機具の場合、一〇五・七というようなことで、もちろん上昇はござりますけれども、極めて大きい上昇ということは必ずしもないものですから、今までのところはすぐ上げるという考え方ではないわけ

でございます。

いずれにしましても、必要な資金に対しては対応するというのが基本的な考え方でございますので、この改定、見直しについては、今後とも物価上昇等の状況を見ながら常に検討してまいりたいと思っております。

○鶴谷委員 この資金の貸し付けの窓口になるのは都道府県でございます。多少の流動性は認められておるようありますけれども、どうしてもこの基準額というのが基本になった考え方で、需要者の要望等から考えていくとこの際検討してもらいたいという声があり、広島に行きました。そういう意見が実際にあったわけでございます。政令の時点においてきちっとこの点についての検討をよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、經營規模拡大資金の問題につきまして、まずその前提として農地流動化の促進ということでお尋ねをいたしたいと思います。

昭和五十七年八月に農政審議会から「八〇年代の農政の基本方向」の推進について」と題する報告が行われました。昭和六十五年を見通しての農業構造の展望を示されておるわけであります。そ

こで、昭和五十六年から昭和六十五年までの十年間の流動化、いわゆる農地の移転の関係について

は九十万ヘクタール、特に都府県については七十万ヘクタール程度を目標にしておるわけであります。そして、そのうち八〇%を經營規模の大きい農家に

集積させるという一つの指針といいますか、報告があるわけであります。そしていわゆる中核農家の

ような傾向を中心にしてその前後に落ちつくの

数字をこれから集計いたしますのはつきりした数字はまだ出でおりませんけれども、大体、從来

のよう見られます。五十九年につきましては、

今この流動化の中で中心的な位置を占めておりま

すのは、農用地利用増進事業に基づく利用権の設定によるものでございまして、この利用権によ

ります流動化面積のトータルといいますか、現在なお有効な利用権に係る面積は、五十九年十二月末で十五万八千ヘクタールと、かなりの面積になつてきているわけでござります。あと、この農地の流動化というのとは若干意味を異にいたしますけれども、農作業の全面受委託というのが最近広般に行われてくるようになつてきております。特に水稻につきましては、大体六万八千ヘクタールくらいの面積のものが中核農家等へ全面作業委託されるようになってきておりまして、この面積を加えますと、かなりの実質的な流動化が行われてきていると思うわけでござります。

この流動化の中身でございますが、利用権の場合、所有権の場合、ほぼ同じような傾向でございますけれども、たゞいま利用権の場合について見ますと、都府県におきましては、農地の貸し手は一ヘクタール未満層が六四%、農地の借り手は一ヘクタール以上層が六九%、また北海道におきましては、農地の貸し手は十ヘクタール未満層が六四%、借り手は十ヘクタール以上層が六五%となつてきておりまして、規模拡大の方向で農地の流動化がかなり進んできているということが言えるのではないかと思います。

こういうことで、農政審の報喜が、例えば稻作主業の經營規模は都府県の場合には五ヘクタールといふことを言つておりますが、この五ヘクタール規模の階層を中心進んでいるというところまでは進んではおりませんけれども、たゞいま申し上げましたように、年々規模の大きな階層へ漸次集積されてきていると考えるわけでございまして、今後ともこれまでに実施してきました施策を着実に推進していく、かつ新しい考え方られる施策についても積極的に実施していくことで農地の流動化に一層努めてまいりたいと考えておる次第でござります。

○駒谷委員 次に、經營規模拡大資金の新設についてお尋ねいたします。

土地利用型農業の經營規模の拡大を促進し生産性向上を図るために、安定的な農地の賃貸関係を

そこでお尋ねいたしますが、昭和六十年度予算において貸付権として十億円を計上されているわけあります。そのため、賃貸借の設定に係る小作料一括前払いのための資金貸し付けを行う、そのように今度の經營規模拡大資金の内容がなつておるわけでございます。

そこでお尋ねいたしますが、昭和六十年度予算において貸付権として十億円を計上されているわけでありますけれども、仮に十億円全額貸し付けの実績があつたとして、いわゆる農地流動化に向かつての面積はどれくらいを想定なさつておられるのか、お伺いをいたします。

○井上(喜)政府委員 どれくらいの面積かというお尋ねでござりますけれども、これは借地の期間でありますとか標準小作料等によって違つてくると思いますけれども、おおむね五百ヘクタールから七百ヘクタールぐらいの面積が対象になるのではないかと考へております。

○駒谷委員 大体五百ということになりますけれども、そういたしますと、先ほど御報告いただきました昨年の流動化の全体面積の内容からいきますと四万六千四百ヘクタール、この資金の関係は、それに対応するのはわずか一%ということになるわけであります。今後もどんどん流動化を進めていかなければならぬといふ基本的な方向からいくと、この十億円の資金枠といふのは大変下回った考え方になつているのではないか。初めてのことありますから実際にどういうふうな形になるか、これからわからないわけありますけれども、将来においてこの貸付計画、どのような考え方でおられるのか、お伺いをいたします。

○井上(喜)政府委員 経営規模拡大資金につきましては、関係者との話し合によりまして、こういった制度を創設することが流動化を促進していく一つの大綱となる、こうしたことでのこの制度を発足させたわけでございまして、その資金規模は六十年度は十億円ということにいたしております。これは初年度ということも考慮いたしましてこのようにいたしたわけでございますが、現

在の時点におきましては全体として大体六十億円ぐらゐの資金需要があるのではないかと私ども考えておりますけれども、これにつきましても全くの実施状況を見ながら必要な資金枠を確保していく、このようにいたしたいと思つております。将来、この資金需要が相当大きくなりまして六十億円あるいは超えるという事態になるかもわかりませんが、そういうときにはそういう資金の需要動向を見まして、適切な貸付枠を設定するようにしてまいりたいと思います。

○駒谷委員 次に、この資金の貸付対象者につきましては、「一定の規模等を持つ農家層に限定する、そのように思われるわけであります。具体的にどのような形で貸付基準を考えられるのか、その基本的な考え方についてお伺いいたします。

○井上(喜)政府委員 本資金は經營規模拡大資金という名称でございますので、經營規模を拡大していく農業者に貸し付けるわけでございますけれども、貸し付けにつきましては、やはり地域の実情に応じまして、貸付対象者となります農業者が規模拡大に意欲を持つておること、あるいは平均経営面積が地域の平均面積以上を目指していると、この十億円の資金枠といふのは大変下回った考え方になつているのではないか。初めてのことありますから実際にどういうふうな形になるか、これからわからないわけありますけれども、将来においてこの貸付計画、どのような考え方でおられるのか、お伺いをいたします。

○井上(喜)政府委員 経営規模拡大資金につきましては、この貸付限度額の算定には標準小作料を用いるようでありますけれども、現在においてはこの標準小作料と実勢小作料との格差が相当ある地域が出ておるようであります。この格差の縮小の問題、そしてその指導方針等についてお考えをお伺いしたいと思います。

○井上(喜)政府委員 実勢小作料がどういう水準であるかということはなかなかつかみにくいわけだと思いますけれども、米の生産費調査等から判断いたしますと、私どもが定めております標準小作料と幾分乖離しているような傾向が見られるわけでございます。標準小作料自身は賃貸借の円滑な促進、こうような目的のために設定された

ものでございまして、私どもといたしましては制度資金の貸し付け等に当たりましてはやはり基準とすべきものであると考えているわけでございまして、そのことで、貸し付けの単価といたしましてはこの標準小作料をとつていくのが適切である、こういうふうに考へておるわけでございまして、この標準小作料を基準といたしまして適正な実勢の小作料水準が形成されますように指導してまいりました。このように考へるわけでございます。

○駒谷委員 次に、自作農創設特別措置特別会計法の一部改正の法律案につきまして、私は国有農地等の売り渡し、貸し付けに係る処理の現況及び今後の処理の方法についてお伺いいたしたいと思ふのです。

現行の自作農創設特別措置特別会計制度は、自作農創設のために政府が行う農地等の買収、売り渡し等に関する経理を行つたために設けられた制度でありますけれども、今回の制度改正においては、この經理に加えて、農地保有合理化促進事業に係る助成に関する経理を行つたために設けられた制度付けに関する政府の經理をあわせて行つてといふととし、特別会計の名称も農業経営基盤強化措置とし、特別会計に改めることになつておるわけであります。

そこで、まず国有農地等及び開拓財産と言われる未墾地の管理面積の現況及び過去三年ぐらいで結構でござりますが、面積の推移はどのような状況になつておりますか、その現況について御説明をいただきたいと思います。

○井上(喜)政府委員 国有農地の管理状況でございますが、最近におきます売り払いの努力によりますとかなり面積が減少してきておりますが、五十八年度末におきましては千四百五十二ヘクター

ルでございます。それからあと開拓財産がござりますが、これは未墾地でございます。これが九千二百五十三ヘクタールということに相なるわけでございます。

その最近の状況を申し上げますと、国有農地の方から逆に年度をさかのぼるという形で申し上げたいと思いますが、五十七年が千五百一十二、五十六年が千五百七十六ヘクタールでございます。それから開拓財産の方は五十七年が一万八百十五ヘクタール、五十六年が一万一千四百四十八ヘクタール、このように相なつておるわけでございま

○駒谷委員 現在、管理面積は、国有農地等につきましては千四百五十一、開拓財産、いわゆる未犁地につきましては九十二百五十三、こういうことでござりますけれども、農耕用地として貸し付けたもの、転用地として貸し付けているもの、あれば未貸し付け、その他市街化区域におきます内容等について、また未墾地の状況等について御説明をいただきたいと思います。

ますが、国有農地につきましては、農耕目的で貸し付けております農耕貸付地が六百八十五ヘクタール、四七%。それから農耕以外の目的で貸し付けておりますいわゆる転用貸付地でございますが、これが百十一ヘクタール、八%。それから未貸付地が六百五十六ヘクタールでございます。このうち市街化区域内の面積でございますが、このうち市街化区域の中が二百五十一ヘクタールでございます。

次に開拓財産でございますが、これは未墾地でございまして、農耕貸付地が百六十ヘクタールでございます。それから転用貸付地が百二十三ヘクタール、未貸付地が八千九百七十ヘクタールでございます。このうち市街化区域の中の状況でありますけれども、農耕貸付地がゼロ、転用貸付地が三十九ヘクタール、未貸付地が四百九十三ヘクタールで、合計いたしまして五百三十二ヘクター、このようになっております。

○駒谷委員 この国有農地等の問題につきましては、行財政改革の一環としてその売り渡しの促進が叫ばれておるわけでござりますけれども、聞くところによりますと、時価の問題あるいは小作権の農地については買い受けの関係が消極的であるとか、転用農地等については財政上の理由から地方自治体等の買い取り等についても大変難しい面があるというようなことで、その進捗状況については思うようにいかないというふうに伺つておわけでありますけれども、具体的にどのような障が起きているのか、その実情についてお伺いをしたいと思います。

○井上(喜)政府委員 国有農地の売り払いを促進しているわけでございますけれども、必ずしも滑、順調に進んでないわけでございまして、その理由としては幾つかござります。

の意思といいますか合意がなかなか容易に進まない、こういった状況もございます。それから、土地の境界等について争いがございまして、これを解決しないと処分ができるないというような土地がござります。それから、農耕貸付地の場合のように、現に農耕をしている耕作者がおります場合には、その耕作者と話をつけなければ処分ができないわけでございまして、そういうふた話し合いが難航するというようなこと、それから、地方公共団体等に貸しております場合は非常に安くといいますか、あるいは無料で貸している場合が多いわけですがございますが、こういった場合なかなか買取らうとしない、こういった状況もございます。さらにも、国有農地等は一般に小規模でござります。小さな土地が分散をしてございまして、利用する上から若干の問題がある、こういったことがいろいろと重なりまして現在の状況になつてているというところでございます。

○駒谷委員 この国有農地等につきましては、農水省の方で昭和五十八年から二年がかりで現地の調査が行われて、いるよう聞いておりますけれども、この調査の結果、管理の適正化という問題について、売り払いの促進等の具体策はどうのうに検討が行われるのか、お伺いをいたしたいと思うわけでございます。

されておる、いわゆる無断転用といいますか、そういうところもあるやに伺つておるわけでござりますけれども、そういう問題等についてどの程度把握されでおられますか。五十八年度の調査結果で結構でございますが、その内容についてお伺いでいたしたいと思います。

○井上(喜)政府委員 自作農財産の適正な管理と処分を行いますためには実態の把握を正確にします。こういうことで五十八年度と五十九年度、二

たところでございます。五十九年度の調査結果はまだまとまっておりませんが、五十八年度の調査結果によりますと、調査をいたしました対象の面積は六百七十一ヘクタールございますが、そのうちの約一%の八ヘクタールが無断で転用されている、こういう状況になつてているわけでございます。

このような無断転用の土地につきましては、そういう実態をなくするということが原則であると思います。それと同時に、それまでの無断転用については賠償金を取るということも必要かと思いますが、いずれにいたしましても、原則としてそういう不法占拠等の事実をなくしまして、その後に売り払い等を促進していく、こういうような方針で臨みたいと考えていて次第でございます。

○駒谷委員 御答弁では、六百七十一ヘクタールの調査の結果で約一%、八ヘクタールということ

でございますから、五十九年度の調査が最終的にまとまれば、かなりそういう問題が起きて いるのではないかと思うわけでござります。

についての依頼等が行わられて、管理の委任を受けているという形でありますけれども、この都道府県が適正管理の代行をするという点については、事務上あるいは財政上大変負担がかかるのではないか。本当にきちっとやっていくと思えばいろいろな問題が起きてくるのではないかと思うわけであります。そういう点についての十分な配慮を農水省としてはなさつていらっしゃるのか、その点についてひとつ改めてお伺いします。

○井上(憲)政府委員 不法占拠の原因につきましては、ただいまお話をございましたようにいろいろなケースがございます。境界が不明確なために不法占有になってしまったというようなケースもあるわけでございまして、明らかに不法占拠の場合は我々としても対応しやすいわけでございますけれども、最も問題になりますのは、境界が不明確なために不法占拠の事態を招いている、こういうところでございます。私どもいたしましては、五十九年度からこういう境界の測量費を相当増額いたしまして、的確な境界確定をやっていくようにいたしているところでございまして、六十年度につきましても引き続きそいつた方向で実施をいたしたい、このように考える次第でござります。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

る、そういう問題があります。したがって、この一部改正の中に出ております農地保有合理化促進事業に係る助成等のいわゆる運用面での財源確保という点からも、売り払い収入というのが大変重要な地位を占めてくることになるわけです。現地調査におきまして、そういうふうな無断転用の問題は、今後民法上いろいろ出てくる可能性もなきにしもあらずといふふうに私も感ずるわけでございます。この適正管理面についての今後の対応等について、改めて大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○佐藤国務大臣

駒谷先生にお答えいたします。

先ほど局長が答弁いたしましたけれども、国有農地等の売り払いにつきましては、これまでも旧所有者またその相続人への売り払いを中心にして促進を図つてまいりましたが、何分にも農地改革以来長年月を経過しておることもあって、先生御指摘の権利関係が非常に複雑化しているなど、種々の問題があることは否定できないのです。そんなことで、現在農林水産省におきましては、国有農地等問題研究会を設けて学識経験者の方々に御検討いただいておりますので、そこで検討結果を踏まえまして、今後さらに売り払いでの促進に努めてまいりたいと考えております。

○駒谷委員

次に、農林漁業金融公庫法の一部改正に関連いたしまして、私は、卸売市場近代化資金の充実についてお伺いをいたしたいと思いま

す。

十二という数字があるわけでありますけれども、総体的に市場規模が小さく、施設が狭隘な上に老朽化しておるもののが大変多いということです。この適正管理面についての今後の対応等について、改めて大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○佐藤国務大臣

駒谷先生にお答えいたします。

○塙田政府委員

お答えいたします。

○塙田政府委員

先生の御指摘を受けまして、今後とも制度金融の改善には努力いたしたい、このように考えております。

○駒谷委員 ありがとうございました。

○今井委員長 次に、中林佳子君。

○中林委員 今回の農林漁業金融関係の改正がこれだけ大がかりに行われるのはこれまで余り例がなかったと思います。日本農業新聞によりますと、今回の金融三法の改正は昭和二十八年の農林漁業金融公庫の設置、昭和三十六年の農業近代化資金の創設に次ぐ戦後三番目の大改革である、このように位置づけているわけです。

そこで、まず初めに大臣にお伺いをするわけで

すけれども、今この時期にこれだけ大がかりな金融三法の改正に着手される意義は何であるのか、そしてこの三つの改正案を共通して貫く考え方は何であるのか、お考えを伺いたいと思います。

○佐藤国務大臣 中林先生にお答えいたしますけれども、今回の農林漁業関係制度資金の改正といふのは二つのポイントがございます。

その一つは、農林漁業をめぐる諸情勢の変化に対応しまして、足腰の強い農林水産業の育成のため、さらに農林漁業投資を積極的に推進していく必要があることでござります。それからもう一つは、財政の効率的運用等を図るために、効果的助成手段の確立が要請されているということを踏まえまして、各資金制度の特性に応じまして、資金種類の拡充等を内容とした改善合理化を図ったものでございます。

これは具体的に申しますと三点ござります。その一つは、農業改良資金につきまして、補助と制度金融の中間的な分野を担うという役割を踏まえつつ、農業生産の再編成、経営規模の拡大等の緊急な課題に対応し得るよう資金種目の再編拡充を行なうほか、資金の全国的調整を行う仕組みを導入するものでございます。

また農林公庫資金につきましては、農林漁業經營の強化及び構造改善等を促進しつつ、資金の効率的利用と制度の簡素化を図る等の観点に立

つて、制度の改善充実等を行なうものでございます。また農業近代化資金及び漁業近代化資金につきましては、最近における資金需要の大型化に即応しまして、貸し付けの最高限度の引き上げを行うものでございます。

○中林委員 大臣の御答弁を聞けばいいことづくめの改正案のように聞けるわけです。しかし今回

の三法を貢いでいる考えは、一言に言えば、農漁業を取り巻く厳しい状況の中で、比較的規模の大きい農業者には融資拡大の道を開く一方で、零細農漁業者を切り捨てる選別的構造政策を一層鮮明にした一連の法改正案である、こういうことが言えると思うわけです。

しかも現実は、中核的農業者であればあるほど多額の負債を抱えております。今回のように金利の引き上げと共に貸付限度額の引き上げや

融資枠の拡大をするという改正案は、結果的には

中核農業育成にも逆行していくましまし、一層借金づけの農業を進行させていくものであると思われます。その背景には、臨時調行路線に基づいて大

がかりな補助金削減を進める一方で融資を拡大する、いわゆる補助から融資へという方針で臨んでおられて、これでは今日の農業危機打開はできないかと思ふわけですが、その点はいかがでしょ

うか。

○後藤(康)政府委員 今回の制度改正のねらいにつきましては、先ほど大臣からお答えを申し上げたとおりでございます。農林漁業者の自主性なり

あるいは創意工夫を生かすことができるという制

度金融の特徴を發揮させながら、資本設備の高

度化なり構造改善を推進をしていくことなどがござります。

もちろん、今日の財政状況その他と全く関係な

しにということを申せば、これはうそになると思

いますけれども、私ども農林水産行政の効率的な

執行、効率化ということがやれる余地はないかと

いうことも頭に置きながらも、基本的な視点とし

ましては、やはり足腰の強い農林水産業をどうや

って育成をしていくか、そこに基本的な視点を置

いて制度の見直しをやつたつもりでございます。

○中林委員 大臣もおっしゃいましたし、今お話

しになつたようなことを聞いても、きょうも参考人の御意見を聞かせていただく中などで、やはりもう借金づけというのは御免だというような声があるわけですね。ですから、こうした今回の改正案全体を貢くものは、やはりこれまでどおりの選別的な構造政策推進に向けての金融体制の整備であることには間違いないというふうに思います。

私は、きょうはこの三法のうちの農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部改正案についての問題点を若干ただしていきたい

といふふうに思います。

この法案は、生産方式改善資金の導入などと經營規模拡大資金の新設などで從来よりも農業改良資金の貸付枠や種類をやすすことが主柱で、一定の農民の要求にこたえる側面を持つていて大

うふうに思います。しかし、幾つかの重要な問題

点も指摘をしなければならないと思うのです。

その第一点は、野菜や果樹の資金が規模拡大を

図る中核農家の育成を目的にするとか、それから農用地経営規模拡大資金が借地を含む農業経営規

模が都府県で五ヘクタール、北海道で十ヘクタ

ルとなる見込みのあるものを対象にするというよ

うなことに見られるように、やはり中核農家優先

の考え方が貫かれていて、小規模の農家の人が本

当に農業経営に意欲を持って取り組んでいる人た

ちが、今回の改正で切り捨てられていくのじやないかと思うのですね。都府県で五ヘクタールとい

いますと、私の地元の島根などでは、もうそれは本

當に数えるほどしか出てこないわけですから、そ

ういう意味で、私はせつから農業に意欲を持つていらっしゃる方々が切り捨てられない、そういう

方向が必要だと思うのですけれども、その点はい

かがでしようか。

○関谷政府委員 今回改善いたしました生産方式改善資金、特に新設の果樹等の部門におきます資金の貸し付けの問題でございますが、これは從来の償還条件の緩和も織り込んで今回の制度改正をやることにいたしております。

○中林委員 大臣もおっしゃいましたし、今お話

しになつたようなことを聞いても、きょうも参考

人の御意見を聞かせていただく中などで、やはりもう借金づけというのは御免だというような声があ

るわけですね。ですから、こうした今回の改正案全体を貢くものは、やはりこれまでどおりの選

別的な構造政策推進に向けての金融体制の整備であります。

○中林委員 大臣もおっしゃいましたし、今お話

しになつたようなことを聞いても、きょうも参考

人の御意見を聞かせていただく中などで、やはりもう借金づけというのは御免だというような声があ

るわけですね。ですから、こうした今回の改正案全体を貢くものは、やはりこれまでどおりの選

別的な構造政策推進に向けての金融体制の整備であります。

○中林委員 小規模を切り捨てる考えはない」とおっしゃいましたので、その点はぜひ踏まえて進めさせていただきたいと思います。

ることによって、從来の自主的なという趣旨が後退させられてはいけないというふうに思うわけですがれども、その点はいかがでしょうか。

○閑谷政府委員 私どもの考えておりますこと皆は、今先生のお尋ねのような事態と全く逆のことございまして、從来の技術導入資金のほかに、當面四部門の緊急に經營の改善に取り組む必要がある部門を決めて、その新資金を創設しておるわけでございますが、これらはいずれもそういう生産方式の改善に取り組む必要があるというこ

とで、前向きの意味で資金を設けておるわけでございまして、これはもちろんそれぞれの資金の、本当にこういう資金を必要とする方に借りていただく、こういう意味で、從来から農業改良普及事業と密接な連携をとりながら貸し付け決定、貸しき後の営農指導に当たっておりますが、今後御指摘のような事態は全く生じないというふうに考

えておりますけれども、なお本当のこれから農業者の自主的な意欲、それにこたえるような運用については十分留意してまいりたいと考えております。

○中林委員 それはぜひ要求しておきます。

それから、今回の改正案のもう一つの特徴は、資金管理方法を、從来の国から各県へ補助して県段階で特別会計を設けて農家へ融資していた方式を、今回は國に特別会計を設けて、そこで資金を一元化していく方式に変えた点だと思います。

一元化していく方式に変えた点だと思います。これは確かに、各県ごとにばらつきの目立つた農業改良資金が全國的に有効利用できるというメリットがあるというふうに思います。しかし、一面、運用を少し間違えると、從来のような県段階での自主性が保たれなくなるおそれがあるのではないか。農民への融資の直接窓口は県の特会であることは從来と変わりはないので、あくまでも県段階での自立性を尊重して、國は縣の要望に沿つて資金の運用を図るべきであるというふうに思います。その点で、從来どおりの縣の自立性を第一義的に考えて運用されるべきだというふうに思

いますけれども、その点は変わりはありませんか。

○閑谷政府委員 その点は全く変わりがないわけ

でございます。從来どおり、これはあくまでも縣が自主的に貸し付けをする。それに対し原資供給を國がいたしましてそれを助成するわけでございまして、その資金管理の面が貸し付けに変わりましたのは、今尋ねの中にございましたような

資金の調整というメリットを發揮するためだけのことございまして、縣が自主的な意欲のある農業者に県の判断においてこの資金を貸し付けるといふことは毛頭変わらないわけでござります。

○中林委員 次に、私は今回の金融三法に関連して、特に水産国日本の漁業者を取り巻く負債状況について質問したいと思います。

金融三法のうち漁業近代化資金助成法の改正は、融資枠の拡大や償還の延長などを盛り込んでおりますけれども、なお本当のこれから農業者の自主的な意欲、それにこたえるような運用については十分留意してまいりたいと考えております。

○中林委員 一定の救済措置にはなると思うのですが、今回の漁業近代化資金助成法の改正案では、到底今日の漁業が置かれている深刻な負債状況を開拓するには至らないというふうに思いますが、今回の漁業近代化資金助成法の改正案では漁業再編のための特別融資を新たに設けたといふことになるわけですが、その制度の目的と内容についての御説明をお願いします。

○齊藤(選)政府委員 御指摘の特別融資事業といいますのは地域漁業総合整備資金制度のことと存じますが、近年二百海里体制の定着に伴いまして、我が國周辺水域の高度利用の必要性というの増してあります。しかしながら、沿岸漁業を主体とします地域漁業におきましては、漁獲力と資源水準とのアンバランスにあるというふうに認識しております。やはりその点を解消するという方向に向けてこの制度を考えたるわけになります。

○中林委員 本当にこれが生かされるように経緯はぜひ見てみたいと思うわけですが、既に農林漁業金融公庫の構造改善資金である漁船建造資金融資については、ことしの一月末現在で前年の三分の二まで落ち込んで約百億円もの減になっている

用を推進する、適正な漁場利用を推進しながら地域漁業の振興を図っていくことなどでございまして、これは活力ある漁村の形成のための対策の一環として行うものでございます。この制度のもとにおきましては、漁業者が資源と漁場の自主的管理を行うということを基本といたします。地域の漁業者の話し合いによって漁場利用の適正化あるいは水産資源の維持増大、就業機会の拡大等を図ることといたしまして、このための特別融資を行なうということをござします。

特別融資措置の内容につきましては、漁業者の場合、通常五・五%のところを〇・五%下げまして五・〇%，漁協等の場合は通常六・五%のところを六・〇%とするなどとしております。それから対象地区数につきましては六十年度百地区、五年間で四百八十地区を予定しておるわけでござります。

○中林委員 一定の救済措置にはなると思うのですけれども、ただこの特利融資の対象が操業隻数の縮減を行う漁業者のみを対象にする、生産調整のためだけの施策ということになれば、せっかく地域漁業の総合的な振興ということを銘打つていらっしゃることは相反するようになるのじなかつとも、どう心配をするわけです。ですから、單に生産調整だけに向けられたものではないと思うわけですから、その辺の運用はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○齊藤(選)政府委員 先ほど先生の御指摘にもありましたように、まず第一番に、沿岸漁業で困っております経営の不振の基本的な原因は、漁獲努力と資源水準とのアンバランスにあるといふふうに認識しております。やはりその点を解消するためには、やはりどうしてもこのような経営の不振な漁協を再建しなければならないということを考えておるわけでございまして、そのためには六十年度から新たに漁協信用事業整備強化対策事業を考えておるわけでございます。

したがいまして、今回用意しております総合整備資金制度のもとにおきましては、適正な漁場利

ざいます。 ていただいたい、それに對して国とか県あるいは漁連といった關係団体が一致協力のもとに立て直しを図っていくことになつておるわけですが

と思
いま
す。

端的に申し上げますと、不幸にして漁協の経営がまずなりまして欠損金を生じておるという場合、あるいは欠損金ということまできちと計算すればされておらなくとも、貸し付けた債権が非常に固定化して回収になかなか困難があるというような債権、これらを合わせて、それ見合いの借り入れを新たに上部団体から行うことについたしまして、その部分について金利を助成するということ

○中林委員 負債が非常に多い漁協、大体どのくらいでござりますか。そのほかに信用事業の事務の共同処理を推進いたしましたための機械の導入費についても助成を考えておるわけでござります。それで、これらを合わせて漁業協同組合の信用事業についてその体制を整備してまいりたいと考えておる次第でございます。

ういえいただきたいと思いますし、六十年度は大体どのくらいの組合を対象にお考えになつてゐるのか、お伺いしたいと思います。

五組合でございますが、六十年度初年度においては、そのうち九十五と、いふように考えておる次第でございます。今申し上げたのは利子補給につきま

ての仕事の分野でございます。また、先ほど申し上げた機械の共同処理センターをつくるという点につきましては、共同処理センターとしては全体で十七でございますし、初年度としては四といふ

○中林委員 ように考えておる次第でござります。
利子補給という手だてだと事務の合理化という手だてだけでも今の負債が救済できる
ということは甚だ疑問なわけです。問題は、そうし
た漁協の焦げつきが単に金融政策上の失敗から起
きただけではなくて、やはり漁業を取り巻くかつ
てない厳しい状況がその背景にはあるということ
を、農水省としてもぜひしっかりと認識してほしい

三倍あえてあります。それから金額は四・七倍に

三倍ふえております。それから金額は四・七倍にも達しているわけですね。だからこれは保険料を支払っている一定規模の漁業者についての状況であるわけですから、ましてや個人の零細漁業者を含めますともっと深刻な倒産状況になつてゐるのじゃないかと思ひます。個人でやつている人たちがいつ倒産したりといつ仕事を始めたりするかを把握するの非常に難しいということで実情把握ができてないとおつしやるのは甚だ遺憾だと私は思うわけです。全国的にすべてを調べることは非常に難しいにいたしましても、水産庁としてはせめて業種だとか地域だとか、その辺を限つて事例

的な調査とそういうのをおやりになる必要があるのではないかと思ひますので、その点について一点お伺いしたいということ。

それから、政府は五十七年度と五十九年度に中小漁業融資保証保険制度の運用を厳しくされていましたけれども、これでは緊急融資金が漁業者に円滑に融資されにくい状況を促進するだけ

○渡辺説明員 お答えいたします。
先生おひしゃくますように、私どもといま
で、負債を倒産がふえる状況に逆行するものでは
ないかと思うのですけれども、いかがでしょう
か。

しても倒産というものにつきましての計数の把握は、今後の問題ではござりますけれども、ぜひ必要なまなかどうようて存じておる次第で

ございます。そこで、部分を限つてではございま
すけれども、先ほど御説明申し上げましたような
信用保証制度の運用上もこのことがぜひ必要にな
つておりますことから、五十九年度におきまし

て、各県の漁業信用基金協会から、債務保証を行っている漁業者の倒産状況につきまして一定期間ごとに中央漁業信用基金に報告させる体制を整備したところであるわけでございます。したがいまして、今後はこの保証を受けておる漁業者の範囲ということで限定はあるわけでございますけれども、そのような方々につきましての倒産状況の把握は可能になると考へておる次第でございます。

それから、第二番目に御指摘ございました、

るわけではございませんで、当然政策に基づきまして融資をしなければならないような資金にましましては、融資が円滑に行われなければならぬものであるというふうに考えておるわけござります。したがいまして、このような審査の面での慎重な措置ということは、またそれとして当然御理解がいただけると思いますが、そのよう

お送りのある人につきまして所要資金が必要な額を貰われるというための保証、これはぜひ行っています。そういう考えには從来ともに変わったところはないのですがございまして、御了承、ご了承ください。

○中林委員 現状をしっかりと把握していただきたい、そこ本当に対応できるようとしています。

だきたいことを申し添えておきます。
私は今回、島根の倒産した二社について、会社
因縁者や漁協の人からいろいろと話を聞いたわけ
すけれども、それぞれに本漁行政に起因する問

題が中にたくさん含まれておるわけです。
まず、浜田漁港を基地とする福洋漁業生産組合
は、沖合底びき網漁を中心し漁船一統を持って約
二十人の従業員を抱えておりました。ピーカには
商二億三千万の水揚げがあつたということです
が、ついに先月一日に約四億円の負債を抱えて倒
産したわけです。浜田漁港では沖合底びきが終水
揚げの六割を占めた時期もあって、ここ数年来、

漁の不振で廃業した事例が少しあるのですけれども、倒産は今回が初めてということと、漁業関係者に大変なショックを与えていたわけです。

この間、浜田漁港の沖底漁による水揚げは、五十五年に二万二千トンを記録して以来、五十七年に一万五千七百トン、さらに五十九年には一万三千四百トンと落ち込んでいるわけです。この福洋漁業が倒産に至った直接の理由は、二年前に漁船を入れかえた際の借金が、減り続けている水揚げとのはざまで大きな負債につながったということであるわけです。浜田漁港ではこのところ、今回の法改正で論議になっている制度資金などを活用して、荷揚げ場の新設だと漁港整備を進めていたる矢先でもあつたわけです。こうした制度資金の投資が活用されていくためにも、今回のよう沖底漁業の倒産が再び起つてはならないと思うわけで、緊急の手入れが今求められておりました。

県内では、島根県全体の漁獲生産額で見るとトップを占める漁業ですね。この福洋漁業の倒産は県下漁業全体に暗雲を投げかけたものであると言われております。

県内の沖底びきの組合組織であります真機船底曳網漁業連合会では、緊急融資資金だと公庫資金などの制度資金の返済期限がことしの五月末に集中してくる、沖底びきの厳しい状況にかんがみて返済期限の延長など特段の手立てを講じてほしい、こういうふうに制度融資に対する要求を非常に強く訴えているわけですけれども、何か手だてがあるものでしょうか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

漁業経営の悪化というのは全国的でございますけれども、御指摘のように、島根県におきましても経営が悪化しておるようございまして、制度資金の償還状況につきましても延滞が発生をいたしております。しかし全国的な視野で見る限り、全国平均の延滞率に比べますと、島根県の場合は幸いにもそれを下回っているという状況にあるようございますが、一部、先生御指摘の沖合底び

き網漁業とかイカ釣り漁業といったようなところではかなり厳しい状況にあると聞いております。

それから、個々の漁業者の具体的な経営の困難度合いといったようなことに関しましては、十分に承知していないところもございますので、一概論でしか申し上げられないところではございま

すけれども、県当局とか関係金融機関との個別の協議が調べば、そのような個々、個別の漁業者であります長期資金の償還が延滞しておるという方々に対しましては、長期低利の負債整理資金でござります漁業経営維持安定資金というものが別途あるわけございまして、この資金を新たに借りるというふうによりまして固定化した債務を借りかえするという措置もあるわけございます。ま

た、先生おっしゃっているのは公庫資金なり近代化資金のうちの漁船関係の資金であろうかと思いますけれども、制度の枠内においての償還期限の延長というのも道は開かれておるということをございますので、つけ加えて申し上げさせていただ

○中林委員

倒産したもう一社はおっしゃいまし

たようにイカ釣りなんですね。境港を基地とする三洋漁業といふところなんですが、ここは船を一隻持つて、十人の従業員で、多いときは年間約一億円の水揚げもあつたということがあります。しかし、五十七年から三年間にわたって日朝漁業協定の期限切れという不測の事態が起つてイカ漁全體が大きく低迷したこととか、漁船燃油が高騰したことなどついにコスト割れを起こして、約一億円の負債で倒産いたしました。

日朝漁業協定はようやく昨年十月に再締結されたのですが、燃料代の方は、五十四年に一リットル当たり三十一円五十銭だったものが五十八年に八十二円十二銭とピークに達して、現在は六十

円二十銭と、五十四年当時の二倍にはね上がつておるということになりますとして経営を圧迫していることになつておるわけござります。

先生御指摘のこの免税制度につきましては、そのような事情を背景としたとして、これまでにつきまして価格が高水準で推移しているという状況でござります。このように漁業にとって必須の生産資材でござりますA重油につきまして価格が高水準で推移しているわけでございますが、加えまして本産物価格が低迷しておるというようなこともありますとして経営を圧迫していることになつておるわけござります。

われを免税のまま続けるという方向で対処してまいりたいと考えておる次第でござります。

○中林委員 それから、このたびの倒産の背景には大変な高騰だと言えると思うわけです。しかももあって全コストの三分の一を燃料で占める燃料多消費型漁業であるわけです。

燃油については漁業用燃油対策特別資金という融資制度が設けられていて、五十八年、五十九年、六十年と、これを借りた者は償還がピーケに達しておりまして大変な負担増になつてゐるわけですね。融資にも限度があつて、農林漁業用燃油の安定のために農水省としても特段の施策が求められているのではないかと私は思うわけです。特にこの時期に、一部言われていますようにA重油の石油税の免税打ち切り、この話があるように聞いているわけですから、今まで免稅があってさえもこのようないかがでしようか。

○渡辺説明員 お答えいたします。

漁業生産資材の中心をなします漁業用のA重油の価格につきましては、御承知のよう四十八年の第一次石油ショック、それから五十四年の第二次石油ショックで非常に価格が高騰いたしました。最近は若干低落ぎみではござりますけれども、全体といたしましてはかなりまだ高水準で推移しているという状況でござります。このように漁業にとって必須の生産資材でござりますA重油につきまして価格が高水準で推移しているわけでございますが、加えまして本産物価格が低迷しておるというようなこともありますとして経営を圧迫していることになつておるわけござります。

先生御指摘のこの免税制度につきましては、それが漁をしていける間は本当にずっととしてほしいといふ要望が大変強いわけです。海上保安庁に要望したいわけですから、これから夏にかけてシイラ漁とかアナゴ漁とかそういうものがが始まつてくるわけです。そうなりますと、韓国漁船がまたまた島根沖、山陰沖へ接近してくることも考えられますので、ぜひ取り繕り本部集中監視体制、これを強化していただきたい、できれば恒常的にやつていただきたいというふうに思います。それから、水産庁としても、漁業関係者から

れを免税のまま続けるという方向で対処してまいりたいと考えておる次第でござります。

○中林委員 それから、このたびの倒産の背景にもう一つあるものが韓国漁船の不法操業、これがやはり非常に大きいと県の漁業関係者は指摘しているわけです。韓国漁船の取り締まりについて私は昨年の三月この委員会で取り上げて、その後早速集中監視体制をとつていただいて一定の成果があつたということで、地元でも大変喜ばれています。しかし期間が、外国漁船取り締まり監視本部というものを置いていた大体一ヶ月半で解散したということがありますので、昨年の十一月には開口板つきのスターネットロール漁船が拿捕された、こういうような状況も出てきております。これは厳しい漁法規制をしている日本の漁業者が倒産するのも当然だとも言われております。島根県沖合での昨年一年間の韓国船拿捕は二十五隻で、これは八三年の八隻、八二年の二隻と比べても大変多い拿捕件数だというふうに思います。拿捕されるのは領海侵犯しているものを拿捕するわけですから、違反操業というものがどんなに多いかということを物語っております。日韓漁業協定に基づく違反操業、これは相手国への通報しかできないわけですから、これも年間千件近くにも達しているわけですね。

昨年私は、漁業を中心の産業にしております岐島へ渡つたときにも、関係漁業者から、この取扱い締まりをしてほしい、一ヵ月半などという短期間ではなくて、集中的な監視体制というものは日本が漁をしていける間は本当にずっととしてほしいといふ要望が大変強いわけです。海上保安庁に要望したいわけですから、これから夏にかけてシイラ漁とかアナゴ漁とかそういうものがが始まつてくるわけです。そうなりますと、韓国漁船がまたまた島根沖、山陰沖へ接近してくることも考えられますので、ぜひ取り繕り本部集中監視体制、これを強化していただきたい、できれば恒常的にやつていただきたいというふうに思います。それから、水産庁としても、漁業関係者から

たくさんの方々がお出でいると思いますけれども、対韓国との折衝などで、日韓漁業協定を守つて秩序ある漁業が行わるよう、今後とも強く対応していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○神谷説明員 お答え申し上げます。

先生から御指摘がございましたように、昨年一年間で二十五隻を検査しております。この結果、最近ではかなり島根県沖合の違反操業が減少してきているのではないかというふうには思っております。

今後の取り締まりについての御要望でございますが、そういう効果もあらわれておるとは思つておりますけれども、今後韓國漁船の不法操業、状況によつてはさらに集中的な取り締まりをやらなければいけないというふうに思つておりますので、そういう意味からも監視取り締まり体制強化を図つていただきたいというふうに思つております。

○齊藤(達)政府委員 取り締まりの点につきましては、ただいま海上保安庁から御説明があつたわけですが、水産庁といたしましても、取り締まりの面におきましても保安庁と協力いたしまして、最善の努力を払つていただきたいと思います。それからまた、韓国政府に対しましては、実にしばしば申し入れはやつておるわけでございますが、特に本年一月二十八日から三十日まで開催されました第十九回の日韓共同委員会の際に、違反船防止措置の確立について強い要望を行いました。これに応じまして韓国側も、監視船の継続派遣等によつて違反操業の根絶に努めることを言つております。その成果があるは出たのか、最近では違反操業が若干減少しておるということです。さらに、韓国側は、日本近海における違反船を防止するための措置としまして、日本側の申し入れに応じた形で違反船に対する罰則の強化、船長、漁労長等への協定遵守の指導徹底、監視船の継続的派遣、特に違反の多い一月一三月という時期になりますが、これへの集中配備、監視船増隻の検討、それから、底びき漁船

の減船指導というようなことをやるということを言っておりました。

○中林委員 非常に強い要望がありますので、ぜんですかれども、水産専用の運搬船購入にぜひ援助をしてほしい。

ひよろしくお願ひいたします。

干質問したいと思うけれども、隱岐島に渡つて漁業関係者と懇談した際に出てきた要求な

いのですが、二月八日に隱岐島の西郷港の入り口付近で第十六琴島丸が転覆して、乗組員十一人全員が死亡するという大変痛ましい事故が起りました。私このニュースを聞いたときに、相当なしきでもあつたのかなと思ったのですけれども、これは大したしけでもなかつたということなんですね。当日は豪雨で東の風十メートル、波高一メートルないし二メートル、うねり二メートルないし四メートルという状況で、こういう状況ではどんな船でも出でいくという状況だったと報道されています。一体あの転覆した原因、これは今運輸省の海難審理事所で調査していると思いますけれども、原因はどうなのか、どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○榎本説明員 第十六琴島丸転覆事件の調査状況についてお答えいたします。

この事件は、発生後重大海難事件に指定いたしました、直ちに理事官が現場に赴きました。六琴島丸の船体の実地検査を行いますとともに、船舶所有者とか、当時現場近くにおりました僚船の船長、あるいは付近を航行中の船舶からの目撃者に対しまして事情聴取を行いました。今後当局といしましては、本船の船体構造及び事故当時の気象、海象に関する証拠の収集を行うほか、その他の関係者に対しましての事情聴取を行なうなど、鋭意調査を進めまして、本件の原因の究明を図る所存でございます。

○森谷説明員 お答え申し上げます。

船員の職業紹介につきましては、各地方運輸局に設置しております船員職業安定所等におきまして、船員職業安定法に基づいて求職の申し込みを受理し、当該求職者に対して申し込みの内容に適合する職業紹介を行つておるわけでございますが、御質問の第十六琴島丸に関連して発生しました離職船員の再就職につきましては、当方の調査によりますと、離職船員十四名のうち現在まで八名の方が、中国運輸局の松江支局なり境支局に求職に来ております。船員の求人、求職の状況につきましては、求職が求人を大幅に上回つておるという状況が続いておりまして、極めて厳しい状況でございますけれども、求職の方に対しましては、早期に就職ができるよう今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○中林委員 離島という状況がありますので、ぜんですかれども、運輸省の港湾区域外なものですから、調査の結果を踏まえて海上保安庁としても、漁船の航路変更の指導など、ぜひ対策を強めていただきたいことを要望しておきます。

それから、同じく隠岐の浦郷漁協でございますが、同漁協の欠損金、管理債権の額、内容、それから組合及び組合員の組合再建への意欲、自助努力の内容、これに対する県、系統上部団体等の対応を見た上で判断させていただきたいと思いま

す。

○中林委員 引き続き隠岐島の漁業に関してちょっとぜひ質問したい点がありますのでお願いした

いのですが、二月八日に隠岐島の西郷港の入り口付近で第十六琴島丸が転覆して、乗組員十一人全員が死亡するという大変痛ましい事故が起きました。私このニュースを聞いたときに、相当なしきでもあつたのかなと思ったのですけれども、これは大したしけでもなかつたということなんですね。当日は豪雨で東の風十メートル、波高一メートルないし二メートル、うねり二メートルないし四メートルという状況で、こういう状況ではどんな船でも出でいくという状況だったと報道されています。一体あの転覆した原因、これは今運輸省の海難審理事所で調査していると思いますけれども、原因はどうなのか、どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○榎本説明員 第十六琴島丸転覆事件の調査状況についてお答えいたします。

この事件は、発生後重大海難事件に指定いたしました、直ちに理事官が現場に赴きました。六琴島丸の船体の実地検査を行いますとともに、船舶所有者とか、当時現場近くにおりました僚船の船長、あるいは付近を航行中の船舶からの目撃者に対しまして事情聴取を行いました。今後当局といしましては、本船の船体構造及び事故当時の気象、海象に関する証拠の収集を行うほか、その他の関係者に対しましての事情聴取を行なうなど、鋭意調査を進めまして、本件の原因の究明を図る所存でございます。

○森谷説明員 お答え申し上げます。

船員の職業紹介につきましては、各地方運輸局に設置しております船員職業安定所等におきまして、船員職業安定法に基づいて求職の申し込みを受理し、当該求職者に対して申し込みの内容に適合する職業紹介を行つておるわけでございますが、御質問の第十六琴島丸に関連して発生しました離職船員の再就職につきましては、当方の調査によりますと、離職船員十四名のうち現在まで八名の方が、中国運輸局の松江支局なり境支局に求職に来ております。船員の求人、求職の状況につきましては、求職が求人を大幅に上回つておるという状況が続いておりまして、極めて厳しい状況でございますけれども、求職の方に対しましては、早期に就職ができるよう今後とも努力していきたいというふうに考えております。

起ころうところだというふうなお話もあるわけですが、ですから再び同じような事故が起きないとも限らないわけですので、調査をぜひ急いで行っていただきたいということを要望しておきます。ここは運輸省の港湾区域外なものですから、調査の結果を踏まえて海上保安庁としても、漁船の航路変更の指導など、ぜひ対策を強めていただきたいことを要望しておきます。

非常に私心配しておりますのは、この転覆の後、この事故によって漁船の所属している会社が閉鎖せざるを得なくなつて、残りの従業員十四人

もみんな解雇という状況になつておりますので、就職の道が非常に求められているのですけれども、ここは離島だということなんですね。運輸省として船員職業安定所を設けていて、現地の出先機関を通じて、残された人たちの再就職のあつせんをぜひひ強力に指導していただきたいというふうに思いますけれども、その点を一点お伺いします。

○森谷説明員 お答え申し上げます。

船員の職業紹介につきましては、各地方運輸局に設置しております船員職業安定所等におきまして、船員職業紹介法に基づいて求職の申し込みを受け、当該求職者に対して申し込みの内容に適合する職業紹介を行つておるわけでございますが、御質問の第十六琴島丸に関連して発生しました離職船員の再就職につきましては、当方の調査によりますと、離職船員十四名のうち現在まで八名の方が、中国運輸局の松江支局なり境支局に求職に来ております。船員の求人、求職の状況につきましては、求職が求人を大幅に上回つておるという状況が続いておりまして、極めて厳しい状況でございますけれども、求職の方に対しましては、早期に就職ができるよう今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○中林委員 離島という状況がありますので、ぜんですかれども、運輸省の港湾区域外なものですから、調査の結果を踏まえて海上保安庁としても、漁船の航路変更の指導など、ぜひ対策を強めていただきたいことを要望しておきます。

それから、一番深刻な状況になつてるのは遺

族の方々なんです。遺族の方々は、船員保険から三百万、それから水産共済から三百万、計六百万円内外の補償金が支払われているわけです。遺族の人たちは、皆一家の大黒柱を失って、あすの生活の見通しも立たないという状況になっております。ある御婦人の方は、小学校に通う一人の子供を抱えて、わずかな補償金だけでこれからどうやつて生きていこうかと思案に暮れている、自分も働きに出なければならぬけれども何分離島ゆえに働き口がない、しかもまだ小学校低学年の子供の面倒も見なければならない、今どき、交通事故で数万円の補償がされるという時代に、わずか数百万円で命があがなわれたのではもうやりきれない、子供がいなければ死にたい気持ちだと、涙声で訴えておられるような状況があります。そういう状況があるときには、私は今全国的にも海難事故の後のこういう遺族の方々の生活再建という問題は大きな問題になつてゐると思いますけれども、とりわけ育英資金の問題で最後に質問したいと思うわけです。

これは、御承知のように昭和四十五年に発足をしております。これは民間の漁船海難遺児育英資金ということで、募金を中心にして資金運営をしているわけです。国は、五十五年度に基本財産造成費といふことで三億円出しています。五十五年、五十六年、五十七年の三年は、特別募金活動費ということで一千五百八十二万円を出したときで、水産国日本と言われてゐるのですけれども、この育英資金に限つては余りにもお粗末な措置だとうふうに思います。育英会では、六十年度から遣児への学資支給金などを引き上げたといふことをおっしゃつておりますけれども、それでも小学生で月額五千円、中学生で月額六千円と非常に少ないわけです。高校生に至つては、月ごとの給与金はなくて、入学時に十万円の支給があるだけなんですね。育英会では、民間団体として募金をもとにしてやれる事業はもうこの辺が精いっぱいで、国としても何とか手厚い保護をしてほしいと、こういうことを訴えているわけです。民間の

育英会がここまで努力をしているわけですから、本来育英資金は国が全額見るぐらいいの措置が必要なんじやないかと私は思うわけですから、少なくとも育英会の活動費の助成、これは五十五年、五十六年、五十七年はしていらっしゃるわけですから、それぐらいはやるべきではないかと思ひますけれども、検討していただけますでしょうか。

○齊藤(連)政府委員 先ほど先生の御指摘にありましたように、昭和五十五年度三億円の基本財産造成費の助成を行つたところでございますが、さらに助成を強化すべきではないかという御指摘でございますけれども、現在の財政事情のもとでは非常に困難な面が多いかと存します。

○中林委員 大臣、遺族の人たちというのは本当に大変な状況なんですよ。五十五年、五十六年、五十七年と出ておりました活動費の助成、これは育英会としては随分かかるというふうにおっしゃつておられる。それが打ち切られている状況でございまので、私はぜひ前向きに検討いただきたいと存しますが、基本財産の造成費の助成に最善の努力をしておられるわけでございます。

○佐藤國務大臣 今次長が答えたようなことでございますが、基本財産の造成費の助成に最善の努力をしておられるわけでございます。

○中林委員 済みません、もう一度。さいりますが、基本財産の造成費の助成に最善の努力をしておられるわけでございます。

○佐藤國務大臣 本事業の重要性にかんがみまして、基本財産造成費の助成に全力を尽くしております。

○中林委員 終わります。

○今井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十七分散会